

REGZA

東芝ハイビジョンレコーダー取扱説明書

形名 RD-R200 / RD-R100

準備編

電源を「入」にしたとき

●電源を入れたあと、画面が表示されるまでに少し時間がかかりますが、そのままお待ちください。

本機の操作で「わからない」「困った!」そんなときは…

→操作編の「困ったときは?」(148 ページ)
や「総合さくいん・用語解説」(161 ページ) をご覧ください。

地上・BS・110 度 CS デジタルハイビジョンチューナー内蔵
ハイビジョンレコーダー



DOLBY
DIGITAL
STEREO CREATOR

dts™
Digital Out

HDMI

DVD
RAM
RAM 4.7

DVD
R/RW

DVD
VIDEO

COMPACT
DISC
DIGITAL AUDIO

■必ず最初に本書の「安全上のご注意」をお読みください。(→4、5 ページ)

■本書では「安全上のご注意」「接続」「設定」などについて説明しています。

このたびは東芝ハイビジョンレコーダーをお買い上げいただきまして、まことにありがとうございます。
お求めのハイビジョンレコーダーを正しく使っていただくために、お使いになる前にこの「取扱説明書」を
よくお読みください。
お読みになったあとはいつも手元においてご使用ください。

■導入編

■はじめに読む

02

■アンテナ・テレビ・
ネットワークとつなぐ

06

■「はじめての設定」を
する

18

■その他の設定

30

■ご注意と参考資料

54

接続と設定の流れ

本機を「楽しく」使っていただくために、「正しく」準備をすすめます。

導入編

はじめに読む



アンテナ／テレビ／ネットワークとつなぐ



「はじめての設定」をする 18

●接続の前に.....	3
・付属品の確認.....	3
・本機背面.....	3
●安全上のご注意 必ずお読みください。 4	
●本機とアンテナをつなぐ 6	
●本機とテレビをつなぐ 8	
●CATV チューナーをつなぐ 10	
●スカパー！チューナーをつなぐ 11	
●ネットワークとつなぐ 12	
●AV アンプと接続する 15	
●B-CAS カードとリモコンを準備する 16	
●電源を入れる 17	

その他の設定

●「映りが悪い」「ノイズが出る」などの場合は 30	
●テレビの画面比に合わせて映像サイズを設定する 31	
●接続した端子に合わせて設定する 32	
・映像出力端子に合わせて、解像度を設定する 32	
・音声出力の設定をする 32	
・日付と時刻を設定する 34	
・レグザリンク機能について 35	
●デジタル放送（地上／BS・110度CS）関連の設定をする 36	
・地上デジタル放送のチャンネルを設定する 36	
・手動でデジタル放送のチャンネルを変更／追加する 38	
・データ放送の設定をする 39	
・デジタル放送の簡易確認テストをする 39	
・B-CAS カードの登録番号を確認する 39	
・視聴年齢制限の設定 40	
・地デジ難視対策衛星放送の利用 40	
●デジタル放送用アンテナ関連の設定 41	
・BS・110度CSアンテナ電源設定 41	
・アンテナ出力切換設定 41	
・デジタル放送用アンテナの調整や設定をする 42	
●スカパー！／CATV のチューナーをあとからつないだときは 43	

・番組表で表示するチャンネルを追加／変更する ... 44	
・iNET 用 CH コード表 45	
・スカパー！または CATV の連動機能の設定をする 45	

●ネットワーク機能の設定をする 46	
・ネットワーク（イーサネット）機能の利用設定をする ... 46	
・メール録画予約機能の利用設定をする 48	
●リモコンの設定をする 51	
・本機のリモコンでテレビを操作できるようにする 51	
・当社製レコーダーを2、3台使うときのリモコン設定 52	
●ソフトウェアの更新について 53	

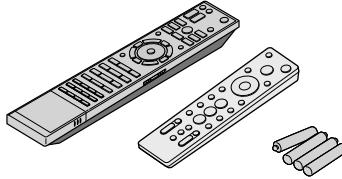
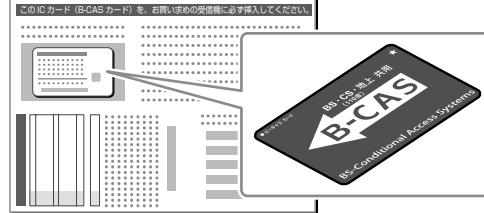
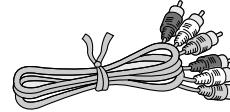
ご注意と参考資料

●使用上のお願い 必ずお読みください。 54	
・内蔵ハードディスク（HDD）およびDVD ドライブについての重要なお願い 54	
●参考資料 58	
・言語コード表 58	
・本機で使われるソフトウェアのライセンス情報 ... 58	
・本機で使われるフリーソフトウェアコンポーネントに 関するエンドユーザーライセンスアグリーメント 原文（英文） 59	
商品の保証とアフターサービス 61	
●商品のお問い合わせに関して 裏表紙	

- ・意匠、仕様などは改良のため予告なく変更することがあります。
- ・本取扱説明書に描かれているイラスト、画面表示などは見やすくするために誇張、省略があり実際とは異なります。
- ・本取扱説明書で説明しているイラスト、画面表示などは、例として表示してあります。

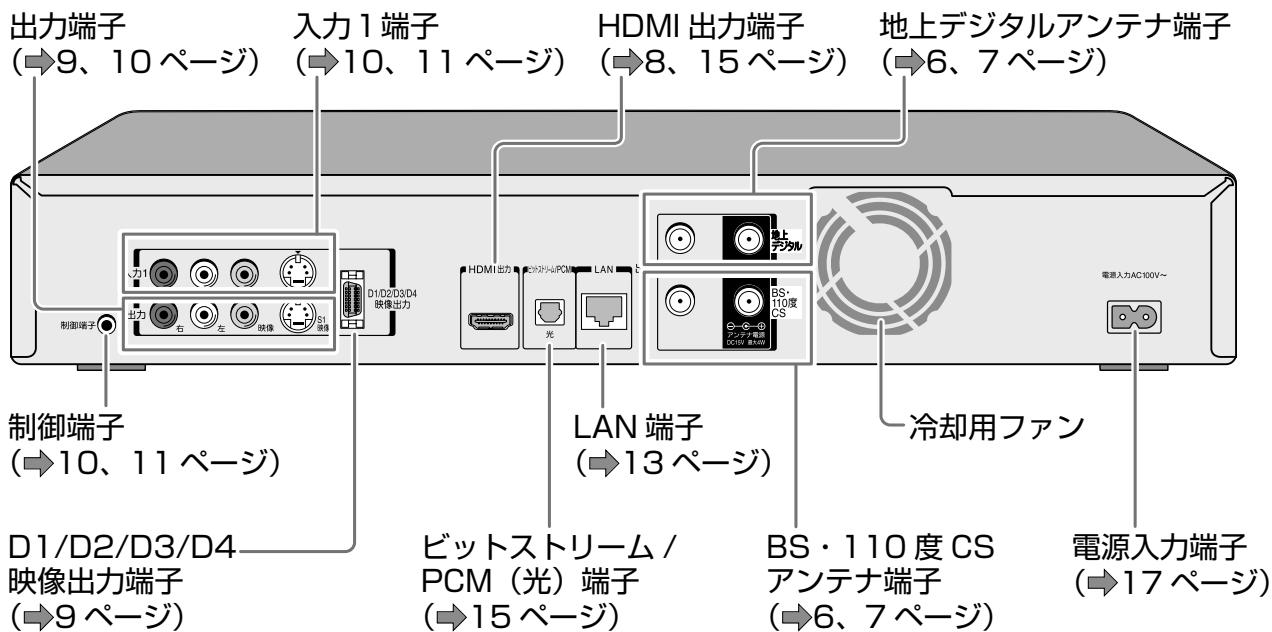
接続の前に

付属品の確認

ワイヤレスリモコン／2本(単四形乾電池／4個)	B-CASカード／1枚	
		
※大きいほうは「フルリモコン」、小さいほうは「シンプルリモコン」といいます。	※B-CASカードはデジタル放送受信契約のための受信者IDカードです。B-CASカードは付属の説明紙に付いています。	
電源コード／1本	同軸ケーブル(75Ω)／1本	映像・音声接続コード／1本
		

- 取扱説明書 準備編(本書)／1冊
- 取扱説明書 操作編／1冊
- BS・110度CSデジタル放送受信契約申込書一式

本機背面



安全上のご注意 必ずお読みください。

製品本体および取扱説明書には、お使いになるかたや他の人への危害と財産の損害を未然に防ぎ、安全に正しくお使いいただくために、重要な内容を記載しています。次の内容(表示・図記号)をよく理解してから本文をお読みになり、記載事項をお守りください。

■表示の説明

表示	表示の意味
	“取扱いを誤った場合、人が死亡または重傷(*1)を負うことが想定されること”を示します。
	“取扱いを誤った場合、人が軽傷(*2)を負うことが想定されるか、または物的損害(*3)の発生が想定されること”を示します。

*1:重傷とは、失明やけが、やけど(高温・低温)、感電、骨折、中毒などで、後遺症が残るものおよび治療に入院・長期の通院を要するものをさします。

*2:軽傷とは、治療に入院や長期の通院を要さないけが・やけど・感電などをさします。

*3:物的損害とは、家屋・家財および家畜・ペット等にかかる拡大損害をさします。

■図記号の例

図記号	図記号の意味
	“○”は、 禁止 (してはいけないこと)を示します。 具体的な禁止内容は、図記号の中や近くに絵や文章で示します。
	“●”は、 指示 する行為の強制(必ずすること)を示します。 具体的な指示内容は、図記号の中や近くに絵や文章で示します。
	“△”は、 注意 を示します。 具体的な注意内容は、図記号の中や近くに絵や文章で示します。

!**警告**



次のときは、ただちに電源プラグを抜くこと

- 煙が出ていたり、変なにおいがしたりするとき
- 内部に水や異物がはいったとき
- 落としたり、キャビネットを破損したとき
- 電源コードが傷んだり、電源プラグが発熱したりしたとき

そのまま使用すると、火災・感電の原因となります。すぐに電源を切り、電源プラグをコンセントから抜いてください。発煙・発熱などが治まつたのを確認後、お買い上げの販売店にご連絡のうえ、点検・修理・交換をご依頼ください。また、キャビネットが破損したままで取り扱うと、けがのおそれがあります。



電源コードは

- 傷つけたり、延長するなど加工したり、加熱したりしないこと
- 引っ張ったり、重いものを載せたり、はさんだりしないこと
- 無理に曲げたり、ねじったり、束ねたりしないこと
- 電源コードは、付属のもの以外は使用しないこと
- 本電源コードは、本製品以外に使用しないこと

火災・感電の原因となります。



ぐらつく台の上や傾いた所など、不安定な場所や振動のある場所に置かないこと

本機が落ちて、けがの原因となります。



修理・改造・分解はしないこと

火災・感電の原因となります。

点検・調整・修理はお買い上げの販売店にご依頼ください。



雷が鳴りだしたら、本機、接続機器やコード類に触れないこと

感電の原因となります。



時々電源プラグを抜いて点検し、プラグやプラグの取付面にゴミやほこりが付着している場合はきれいに掃除すること

電源プラグの絶縁低下によって、火災・感電の原因となります。

また、接触不良による故障の原因となります。
(電源プラグは待機状態のときに抜いてください。)



電源プラグは交流100Vのコンセントに接続すること

交流100V以外を使用すると、火災・感電の原因となります。



本機はコンセントから電源プラグが抜きやすいように設置すること

万一の異常や故障のとき、または長期間使用しないときなどに役立ちます。



屋外や風呂、シャワー室など、水のかかるおそれのある場所には置かないこと

火災・感電の原因となります。



上にものを置かないこと

金属類や、花びん・コップ・化粧品などの液体が内部にはいった場合、火災・感電の原因となります。

重いものなどが置かれて落下した場合、けがの原因となります。



ディスクトレイなどから異物を入れないこと

金属類や紙などの燃えやすいものが内部にはいった場合、火災・感電の原因となります。

特にお子様がいるときにはご注意ください。



「安全上のご注意」をお読みに ⇒「使用上のお願い」(54 ページ) も「安全上のご注意」同様に、必ずお読みください。

⚠ 注意



湿度・油煙・ほこりの多い場所に置かないこと

加湿器・調理台のそばや、ほこりの多い場所などに置くと、火災・感電の原因となることがあります。



風通しの悪い場所に置かないこと

内部温度が上昇し、火災の原因となることがあります。

- ・壁に押しつけないでください。
- ・押し入れや本箱など風通しの悪い場所に押し込まないでください。
- ・テーブルクロス・カーテンなどを掛けたりしないでください。
- ・じゅうたんや布団の上に置かないでください。
- ・あお向け・横倒し・逆さまにしないでください。



背面の内部冷却用ファンおよび通風孔をふさがないこと

内部温度が上昇し、火災の原因となることがあります。これら通風孔とラックとの間は 10cm 以上離してください。



温度の高い場所に置かないこと

直射日光の当たる場所・閉め切った自動車内・ストーブのそばなどに置くと、火災・感電の原因となることがあります。また、破損、その他部品の劣化や破損の原因となることがあります。



高い場所に設置しないこと

本機が落下した場合に、けがの原因となるため、高い場所への設置はしないでください。



電源を入れる前には音量を最小にすること

電源を入れる前には、接続しているアンプなどの音量を最小にしておいてください。突然大きな音が出て聴覚障害などの原因となることがあります。



テレビやオーディオシステムの音量を上げすぎないこと

音量を上げすぎると、耳への刺激で聴覚機能に悪い影響を与えたり、ご近所の迷惑になります。特に夜間は、日中よりも音量を下げるようにしてください。



リモコンに使用している乾電池は、

- 指定以外の乾電池は使用しないこと
- 極性 [(+)] と [(-)] を間違えて挿入しないこと
- 充電・加熱・分解・ショートしたり、火の中に入れなさいこと

- 乾電池に表示されている【使用推奨期限】を過ぎたり、使い切った乾電池はリモコンに入れておかないこと
- 種類の違う乾電池、新しい乾電池と使用した乾電池を混ぜて使用しないこと

これらを守らないと、液もれ・破裂などによって、やけど・けがの原因となることがあります。

もし、液が皮膚や衣類に付いたときは、すぐにきれいな水で洗い流してください。液が目にはいったときは、すぐにきれいな水で洗い眼科医の治療を受けてください。器具に付着した場合は、液に直接触れないで拭き取ってください。



ディスクトレイに、手を入れないこと

指をはさみ、けがの原因となることがあります。特にお子様がいるときにはご注意ください。



ひび割れ、変形、または接着剤などで補修したディスクは使用しないこと

ディスクは本機内で高速回転しますので、飛び散ってけがや故障の原因となります。

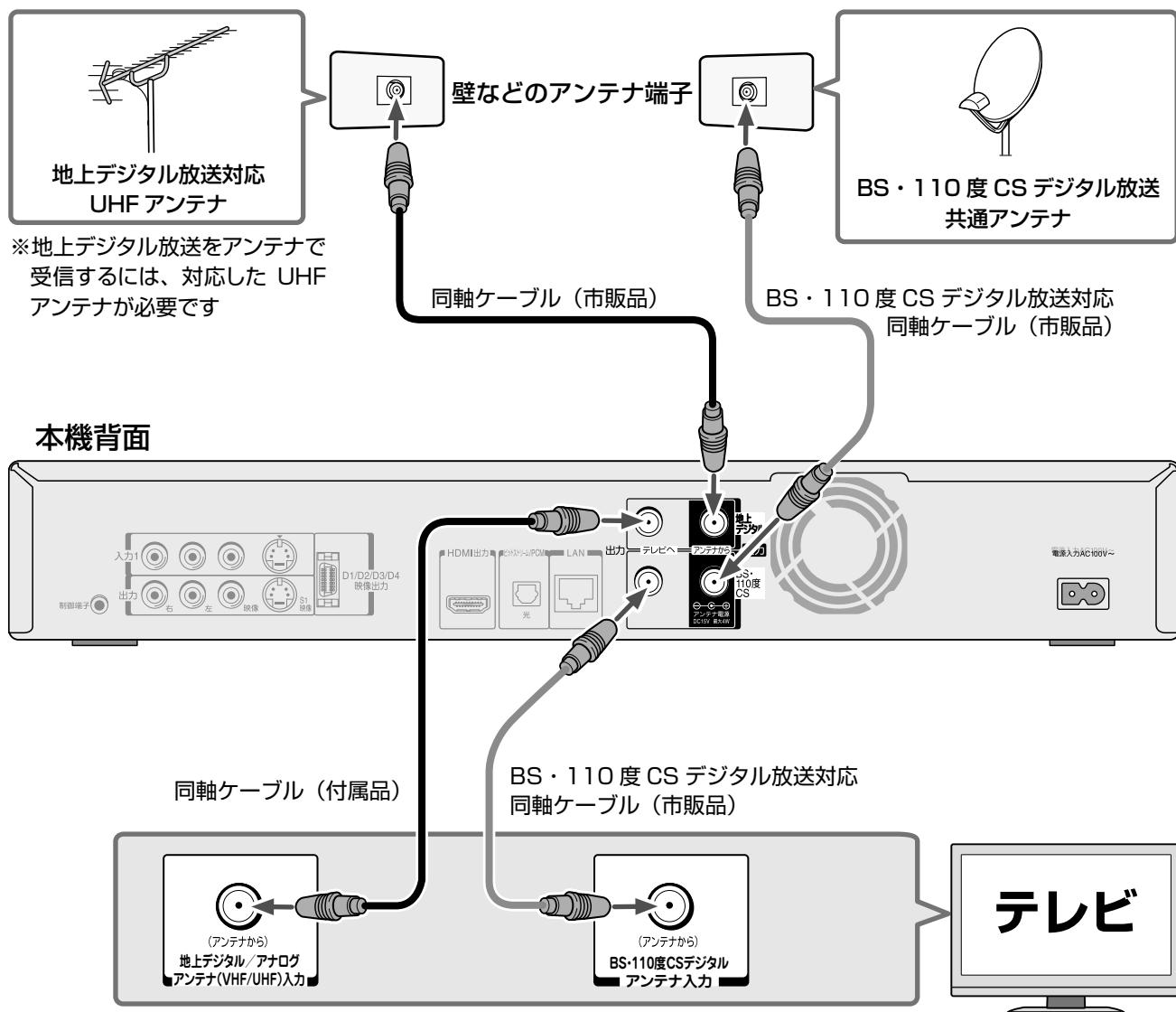
本機とアンテナをつなぐ

地上デジタル／BS・110度CSデジタル放送など、ご利用になる放送に合わせて、必要なアンテナとつなぎます。本機とつなぐテレビの取扱説明書も合わせてご覧ください。

●接続する前に、各機器の電源プラグを、コンセントから抜いてください



接続するときは、必ず本機および接続するテレビやモニターの電源を切り、電源プラグをコンセントから抜いてください。
電源プラグは、すべての接続が終わってから、コンセントに接続してください(⇒ 17 ページ)。



●地上デジタル放送の受信に関して

地上デジタル放送が受信できる地域かなどは、以下にてご確認いただけます。(2010年6月現在)

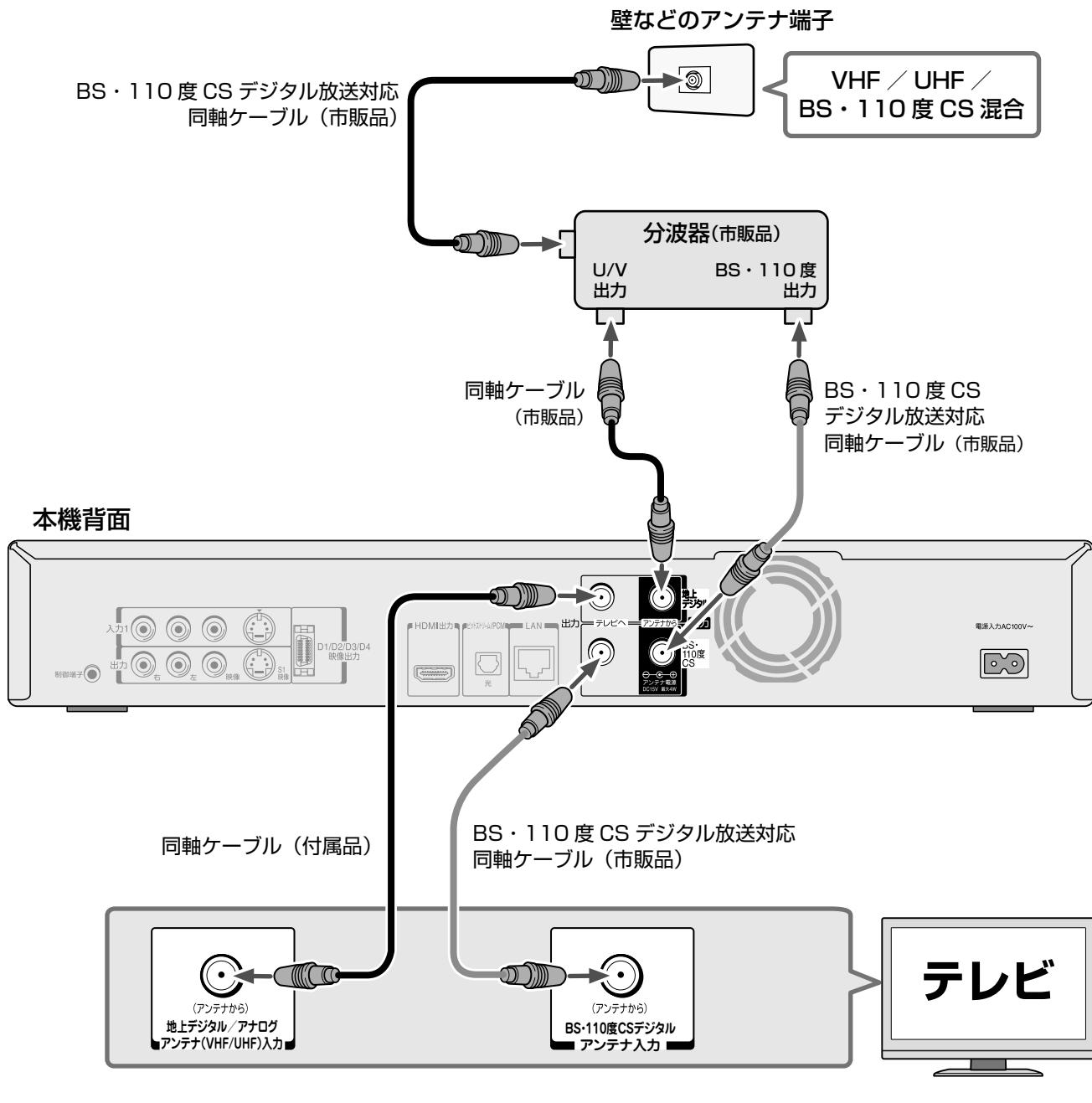
- ・社団法人デジタル放送推進協会(ホームページ／<http://dpa.or.jp/>)
- ・総務省 地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター
(ホームページ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/index.html)
ナビダイヤル…0570-07-0101 / IP電話などでつながらない方は…03-4334-1111

平日 午前9時～午後9時 土曜、日曜、祝日 午前9時～午後6時

各放送波用アンテナの設置などについては、販売店やアンテナ設置業者にご相談ください。

各放送波の信号が混合されているときは

アンテナ端子が一つで、地上デジタル／BS・110度CS放送の信号が混合されているときは、分波器を使います。



お知らせ

- 平行フィーダー線は、妨害電波を受けやすくなるため、ご使用にならないでください。
- 同軸ケーブルがF型コネクタータイプのときは、本機につなぐときは工具を使って強く締めつけないでください。
- BS・U/V分波器は、金属シールドタイプ（亜鉛ダイカスト製など）で110度CS帯域（2150MHz）まで対応の、電流通過型のものをご使用ください。詳しくは、販売店にお問い合わせください。
- 本機では地上アナログ放送をご覧になることはできません。

110度CSデジタル放送では…
スカパー!e2が全69チャンネルを放送中
今なら全チャンネルを16日間
無料で体験できます!

※2010年6月現在の情報です。

お申し込みは

PHS・IP電話のお客様は 045-339-0006

受付時間 10:00～20:00（年中無休）

※番号はおかけ間違いのないようにお願いいたします。

<http://www.e2sptv.jp/>

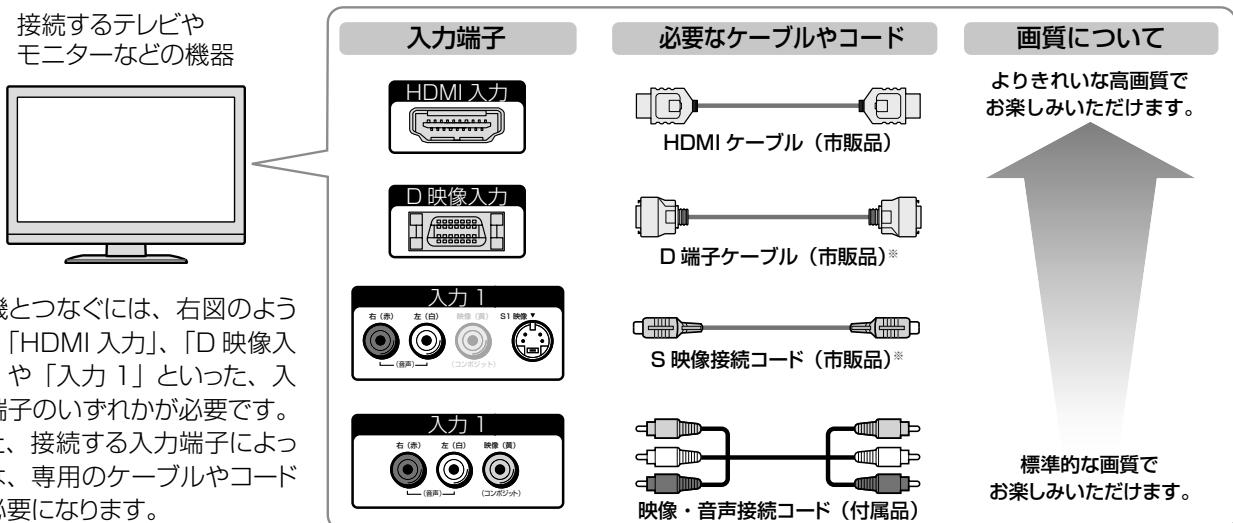
0570-088-666



本機とテレビをつなぐ

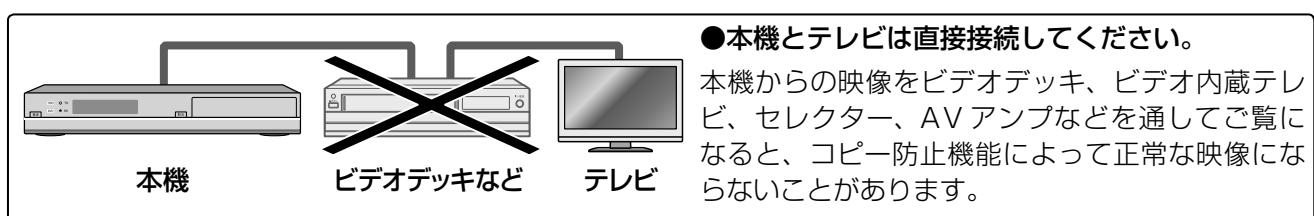
テレビの入力端子と画質について

映像をよりきれいにご覧いただいたり、ハイビジョン映像をそのままきれいな画質でお楽しみいただくには、「HDMI 端子」または「D 端子」に対応しているテレビなどにつなぐことをおすすめします。
本機とつなぐテレビの取扱説明書も合わせてご覧ください。



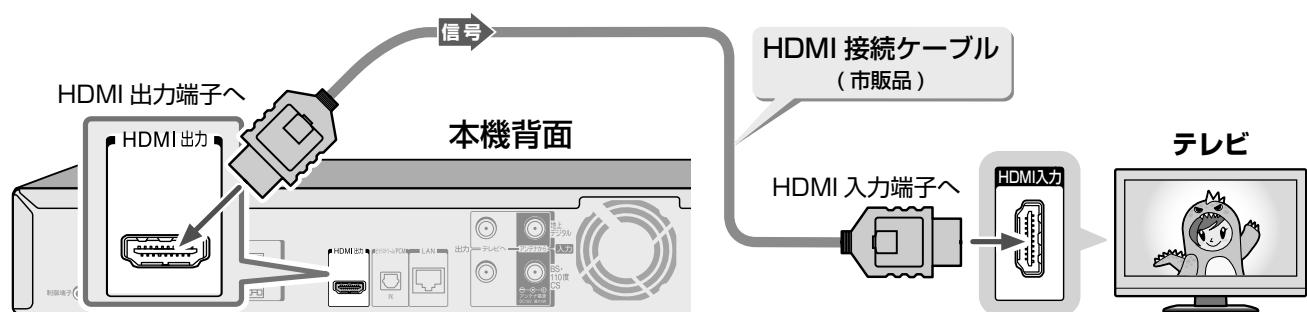
本機とつなぐには、右図のような、「HDMI 入力」、「D 映像入力」や「入力 1」といった、入力端子のいずれかが必要です。また、接続する入力端子によっては、専用のケーブルやコードが必要になります。

*音声をつなぐときは、付属の映像・音声接続コードや市販の音声接続コードをお使いください。



HDMI端子付きテレビとつなぐ

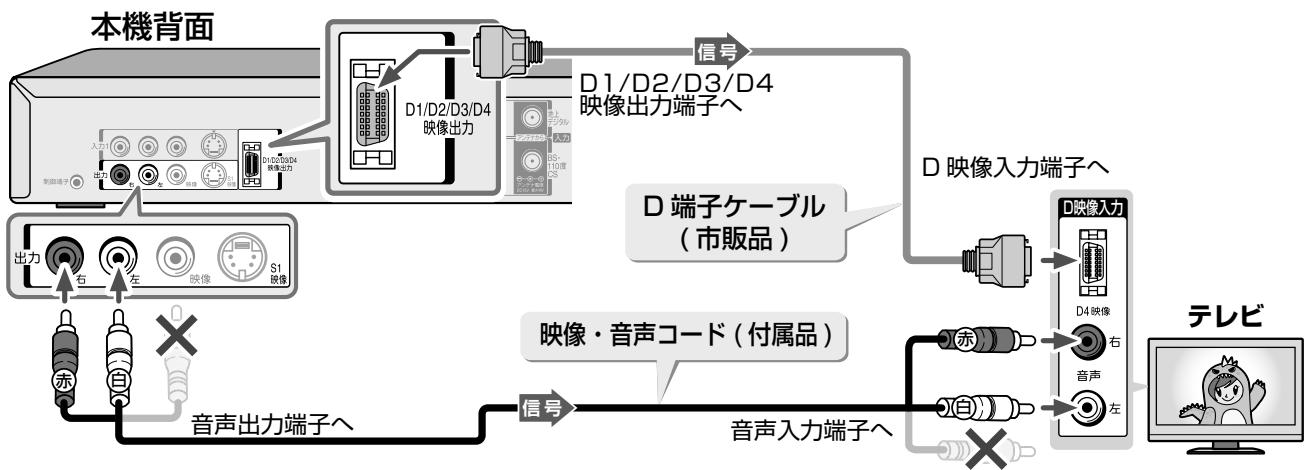
- HDMI ケーブルは、HDMI ロゴ(**HDMI**)の表示があるケーブルをお使いください。
- 本機の HDMI 出力端子とテレビやモニターの DVI 入力端子とを接続するときは、接続する機器が著作権保護技術である HDCP 機能に対応している必要があります。ただし、接続した機器や出力映像によっては、映像表示に制限があったり、表示されないことがあります。また、HDMI 出力端子は、VGA 入力端子との接続には対応していません。
- HDMI は新しい技術です。今後、HDMI のバージョンが変更になった場合、本機で対応できない機能が出てくることがあります。



HDMI ケーブルを使って、対応する当社製テレビとつなぐと、「レグザリンク」機能が使えます。
詳しくは、→35 ページをご覧ください。

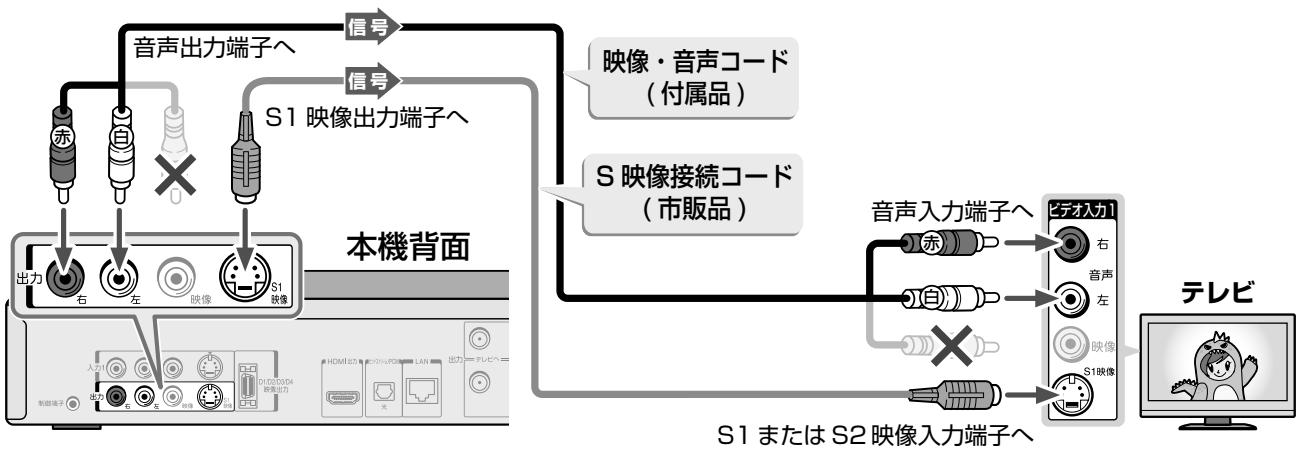
D端子付きテレビとつなぐ

映像(黄)端子は、つながないでください。

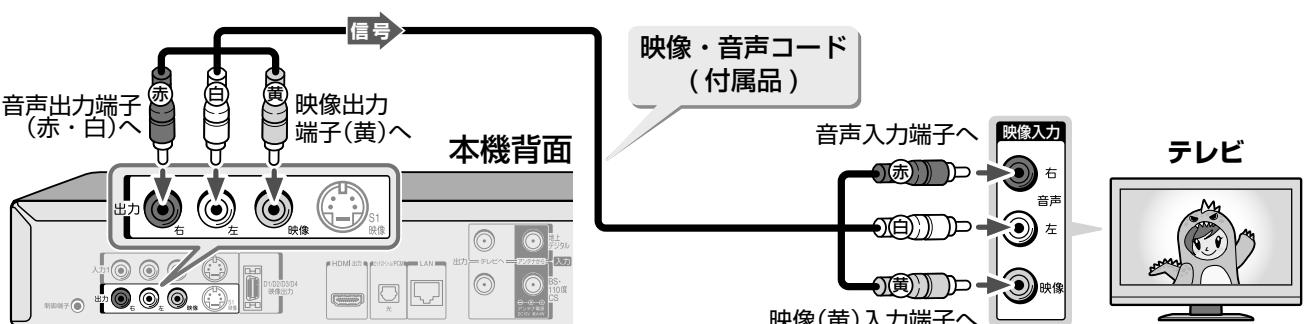


S端子付きテレビとつなぐ

映像(黄)端子は、つながないでください。



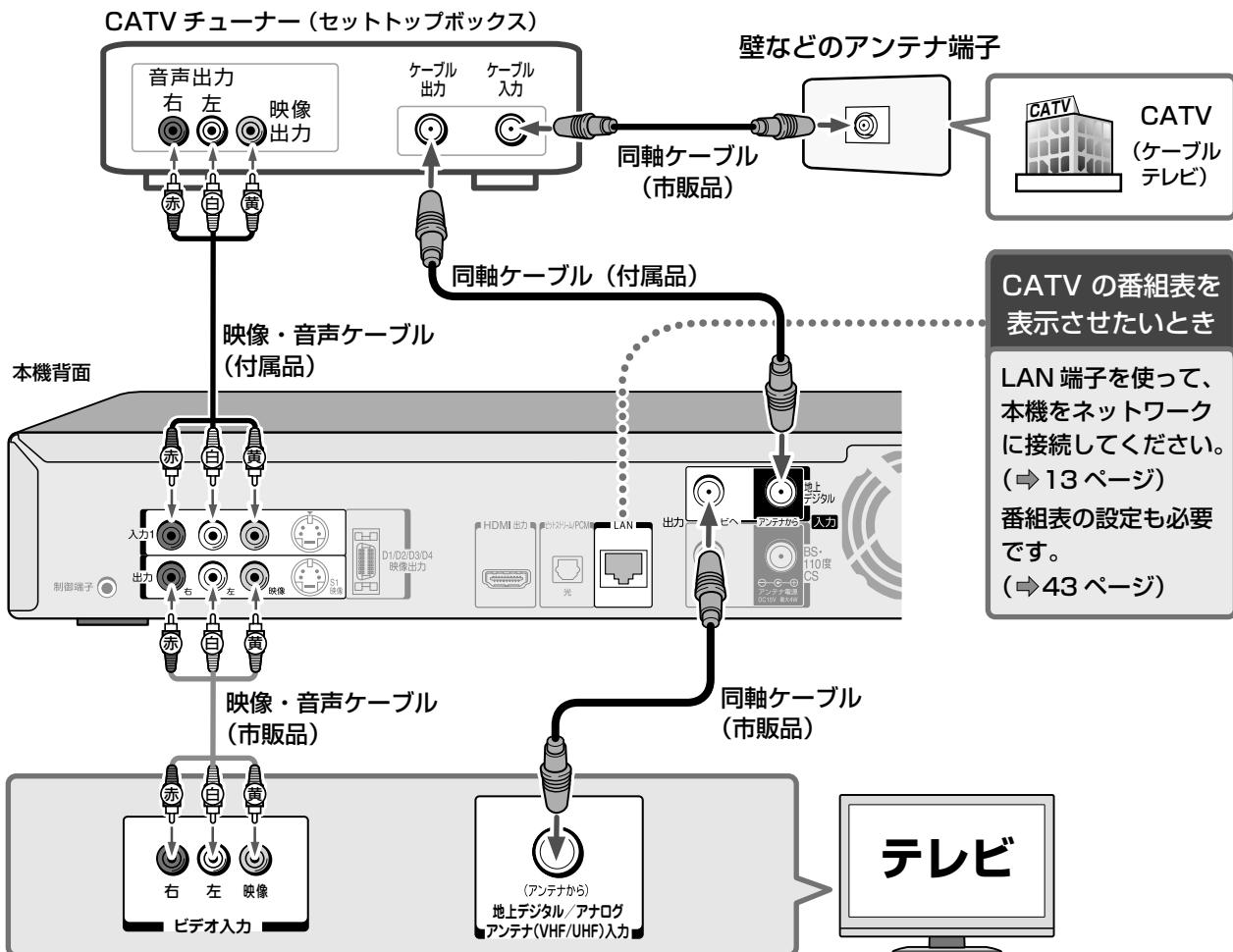
映像(黄)端子付きテレビとつなぐ



※ HDMI 端子や D 端子からの出力信号の設定が「D1 (本体表示窓は消灯)」以外の場合は、映像(黄)端子と S1 映像端子からは、映像が出力されません。

CATV チューナーをつなぐ

以下は接続の一例です。実際の接続とご使用にあたっては、接続する機器や会社ごとに詳細が異なります。詳しくは、ケーブルテレビ会社にお問い合わせください。また、チューナーの取扱説明書をお読みください。

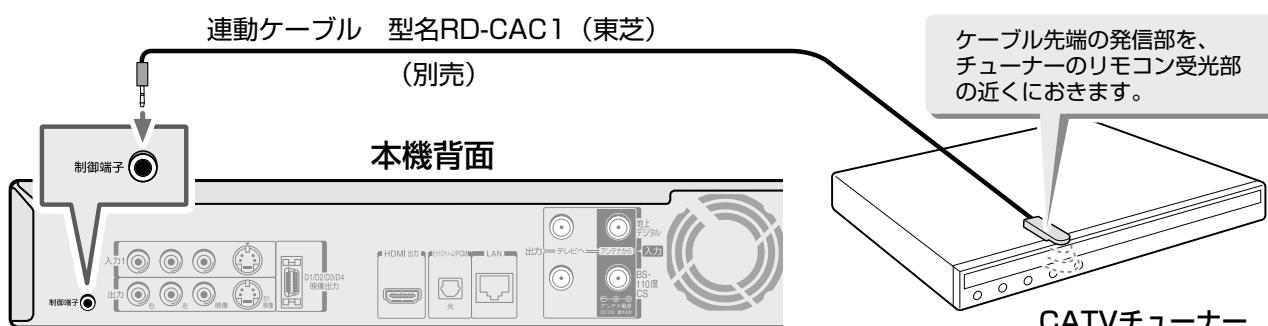


お知らせ

- 本機はパススルー方式に対応しています。パススルー方式とは、CATV会社が地上デジタル放送を信号変換せずそのままケーブルテレビに送る方式です。ご加入のケーブルテレビ会社がパススルー方式であれば、地上デジタル放送を本機で受信・録画できます。ケーブルテレビ経由の地上デジタル放送は、本来のUHFのチャンネルとは違うチャンネルに周波数を変換して送られてくることがあります。

■連動ケーブルで、本機とチューナーをつなぐ

本機は Ir システム * に対応しています。CATV チューナーの説明書も、あわせてお読みください。



*Ir システム：リモコンなどで使われている赤外線信号を利用して、スカパー！チューナー/CATV チューナーの電源の入/切や、予約録画時にチューナーのチャンネルを本機から操作できるようにするシステムです。

お知らせ

- 連動機能が正常に働かないときは、連動ケーブルの発信部の位置を変えてみてください。
- 加入されているCATVサービス局やお使いのCATVチューナーが本機能に対応済みか、連動可能なチャンネルかどうかは、http://www.toshiba.co.jp/regza/bd_dvd/ でご確認ください。

スカパー！チューナーをつなぐ

本機は「スカパー！かんたん予約運動」機能に対応しています。(本機の画面などでは「スカパー！運動」と表記しています。)

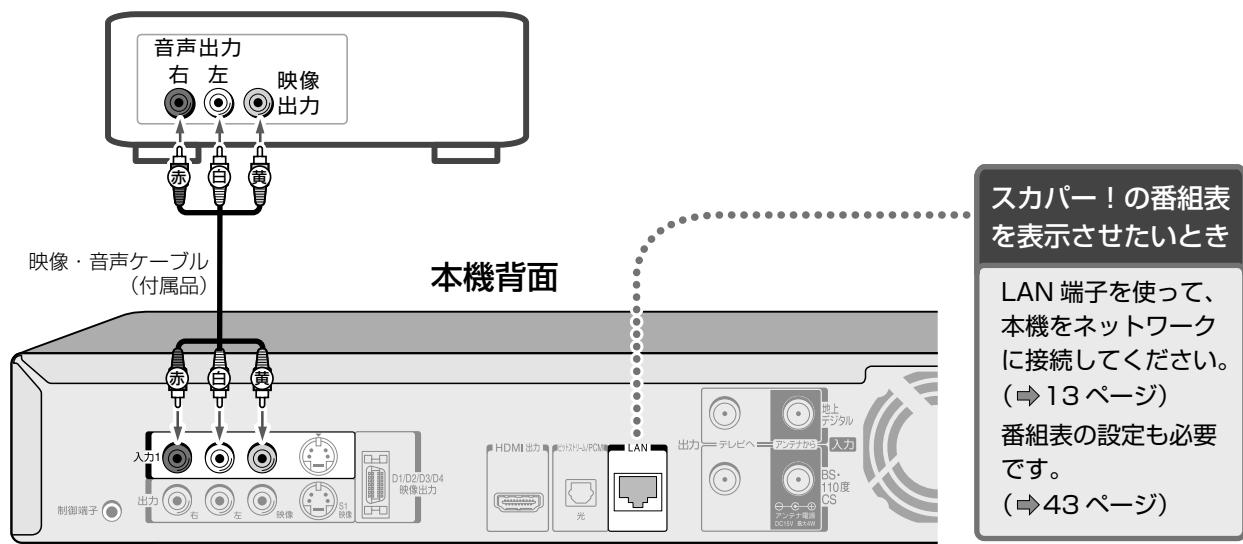
以下は接続の一例です。

スカパー！チューナーからの録画は、アナログ映像出力から標準(SD)画質での録画となります。

スカパー！HDチューナーを接続しても、ハイビジョン画質で録画することはできません。

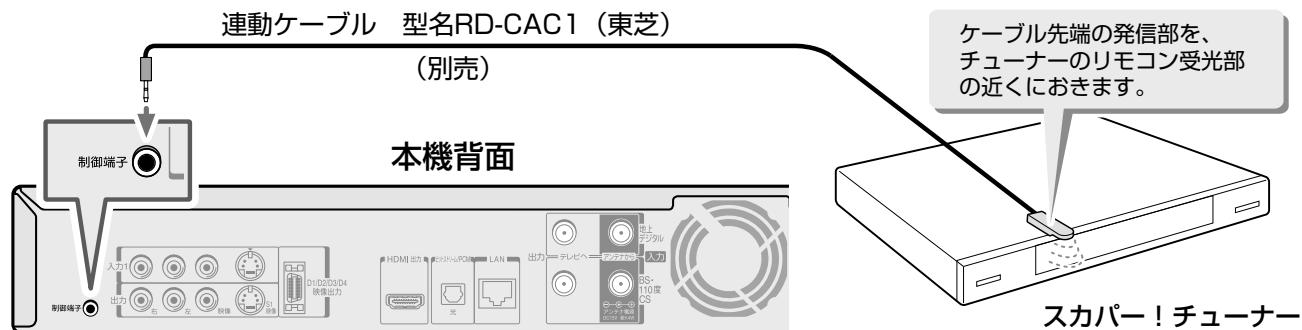
実際の接続とご使用にあたっては、接続する機器ごとに詳細が異なります。チューナーの取扱説明書をお読みください。

スカパー！チューナー



■運動ケーブルで、本機とチューナーをつなぐ

本機はIrシステム*に対応しています。スカパー！チューナーの説明書も、あわせてお読みください。



*Irシステム：リモコンなどで使われている赤外線信号を利用して、スカパー！チューナー/CATVチューナーの電源の入／切や、予約録画時にチューナーのチャンネルを本機から操作できるようにするシステムです。

お知らせ

- 「スカパー！かんたん予約運動」機能を利用するには、お使いのチューナーがIrシステムに対応している必要があります。
対応チューナーは、http://www.toshiba.co.jp/regza/bd_dvd/ でご確認ください。(スカパー！光には対応しておりません)
- 本機能が正常に働かないときは、運動ケーブルの発信部の位置を変えてみてください。

ネットワークとつなぐ

ネットワーク機能と設定について

用途やお客様のネットワーク環境によって、接続や設定方法が異なります。以下の表で確認してから接続や設定をしてください。

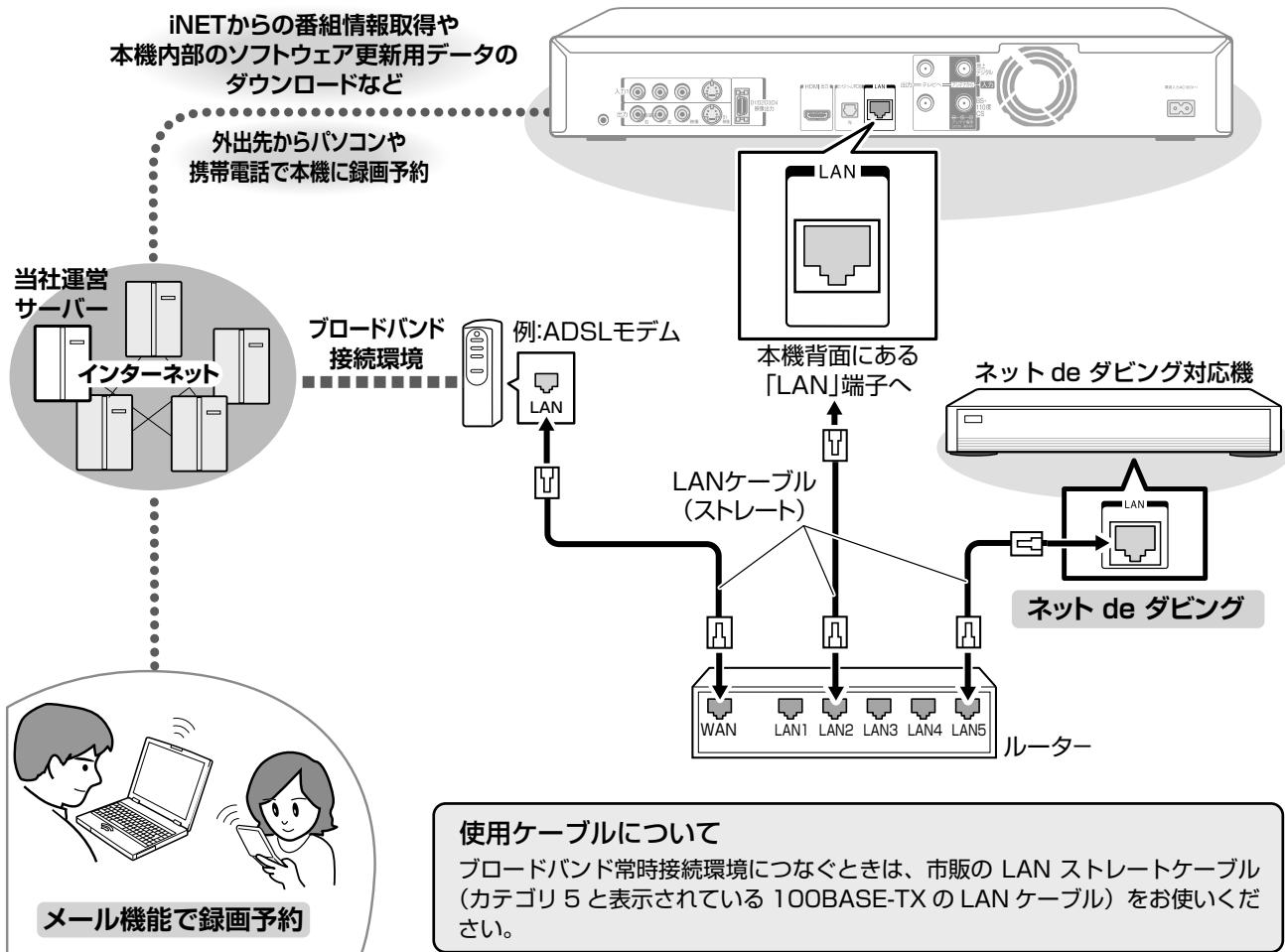
ネットワーク機能	ネットワーク環境 (ブロードバンド常時接続環境)		必要な設定
	あり	なし	
ネットdeダビング	○	○※	ネット de ダビング対応機器と LAN で接続し、ダビングができます。 (⇒操作編 118 ページ) • アドレス / プロキシ設定 (⇒47 ページ) • イーサネット / ネット de ダビング設定 (⇒21 ページ～)
番組ナビ - iNET	○	×	タイトル名や番組説明をインターネットから自動取得する機能です。 (⇒43 ページ) • アドレス / プロキシ設定 (⇒47 ページ) • 番組ナビ設定 (⇒43 ページ) • 番組情報サイトの設定 (⇒43 ページ)
おすすめサービス	○	×	おすすめの番組や録画予約ランキングを表示したり、クリップ映像のダウンロードなどができます。 (⇒操作編 78 ページ) • アドレス / プロキシ設定 (⇒47 ページ) • おすすめサービス設定 (⇒21 ページ、操作編 78 ページ)
eメールで録画予約をする	○	×	外出先などから e メールで録画予約ができます。 • メール録画予約機能の設定 (⇒48 ページ)
ジャストクロック	○	×	専用のサーバーに本機が自動的にアクセスし、自動で時刻を合わせます。 (⇒34 ページ) • アドレス / プロキシ設定 (⇒47 ページ) • ジャストクロック (⇒34 ページ) • その他の設定一時計サーバー (⇒34 ページ)

※直接ネット de ダビング対応機器と接続

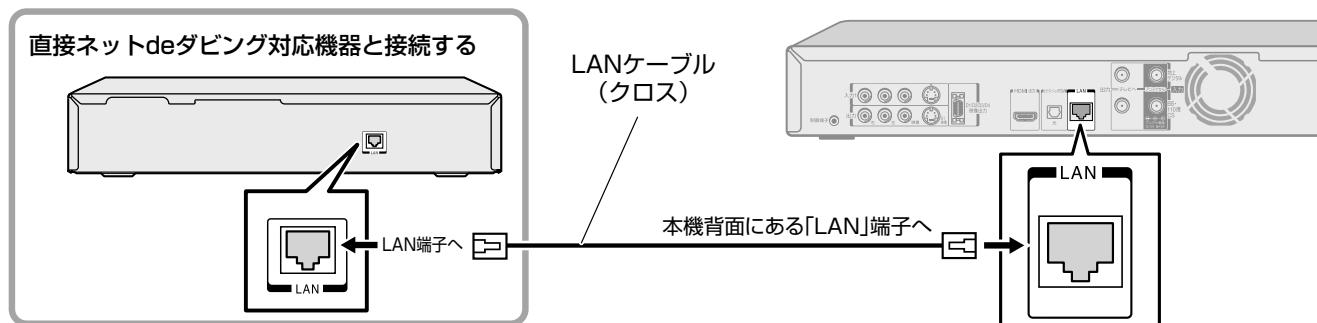


•「ブロードバンド常時接続環境あり」でも、お客様のネットワーク環境などの条件によっては、ご利用できない機能があります。

ブロードバンド常時接続環境につなぐ

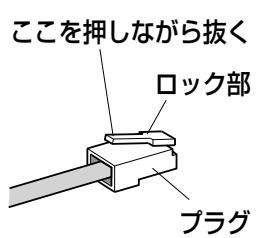


本機とネットdeダビング対応機器を直接つなぐ



ご注意

- ・LAN ケーブルの抜き差しをするときは、必ず本機とパソコンや接続する機器の電源を切ってから行なってください。
- ・LAN ケーブルの抜き差しは、プラグを持って行なってください。
- ・抜くときは、LAN ケーブルを引っ張らず、ロック部を押しながら抜いてください。LAN 端子に電話のモジュラーケーブルを接続しないでください。
故障の原因となる場合があります。
- ・CATV インターネット、B フレッツなども使用できますが、さまざまな接続形態がありますので回線業者やプロバイダの指示にしたがってください。



ネットワーク機器の接続の前に、必ず「ネットワーク機能の動作環境と制限・免責事項について」
(⇒14ページ)をお読みください。

ネットワーク機能の動作環境と制限・免責事項について

■ ネットワーク接続環境

- 動作環境は、予告なく変更される場合があります。また、すべての動作を保証するものではありません。
- 本機に関する最新情報は、当社ホームページでご確認ください。
- http://www.toshiba.co.jp/regza/bd_dvd/

メール録画予約機能をご使用になる場合には、以下の環境が必要です。

- インターネット常時接続環境（ブロードバンド接続必須）
- 設置場所からパソコンで送受信可能なeメールアカウント（POPサーバーおよびSMTPサーバーを使用したサービス）
- ハブ機能を持ったブロードバンドルーター（DHCP機能搭載を推奨）
- 有線のLAN接続が家庭の環境で困難な場合、無線LANアクセスポイントと本機につなぐ無線LANイーサネットコンバーター（市販品）

■ 用語と商標について

- 本書に掲載の商品の名称は、それぞれ各社が商標および登録商標として使用している場合があります。

■ 制限事項

- 本機能で本体側の電源を「入」にすることはできません。
- 動作環境にすべて合致していても正常に動作しない場合や、何らかの不具合が発生することがあります。すべての環境での動作を保証するものではありません。
- 本機の通信機能は、米国電気電子技術協会 IEEE802.3に準拠しています。
- 本機の通信状態によっては、表示が遅くなったり、表示や通信にエラーが発生する場合があります。
- プロバイダ（インターネット接続事業者）側の設定や制限によっては、本機能の一部が使用できない場合があります。
- 電話通信事業者およびプロバイダとの契約費用および通信に使用される通信費用は、お客様ご自身でお支払いください（メール予約の送受信の費用も含む）。
- なお、プロバイダ指定の回線接続機器（ADSLモデムなど）に10BASE-Tまたは、100BASE-TXのLANポートがない場合は接続できません。
- ADSLをご利用いただくには、ADSLモデムが必要です。通信事業者やプロバイダが採用している接続の方式や契約の約款などによっては、本製品をご利用いただけない場合や同時に接続する台数に制限や条件がある場合があります。（契約が一台に制限される場合、すでに接続されているパソコンがあると、本機を二台目として接続することが認められていないことがあります）
- プロバイダによってはルーターの使用を禁止あるいは制限している場合があります。
- 詳しくはご契約のプロバイダにお問い合わせください。

以下は、メール録画予約機能を対象とした制限事項になります。

- 「メール予約機能」をご利用になるには、POP3またはAPOPに対応したご家庭から接続可能なeメールのアカウントが別途必要です。携帯電話などのメールアドレスのように、ご家庭のパソコンからアクセスできないeメールのアカウントはご利用になれません。
- 本機が同ネットワーク経由でインターネットプロバイダのメールサーバーにアクセスできるよう、常時接続されている必要があります。なお、本機とメールサーバーとの接続に際し、パソコンの電源を入れておく必要はありませんが、パソコン側で自動的にメールサーバーからメールを受信してサーバー側のメールを受信時に削除されるように設定している場合、本機で予約メールを受信する前に消えることがありますので、サーバーにコピーを残すなどの設定変更が必要です。
- 携帯電話からのメール予約には、インターネットメールを使用してください。ショートメールのような携帯電話間だけのメール機能では使用できません。
- ポータルサイトのWebメール（POP3対応していない）はメール予約の設定には使用できません（録画予約完了通知のアドレスには設定できます）。

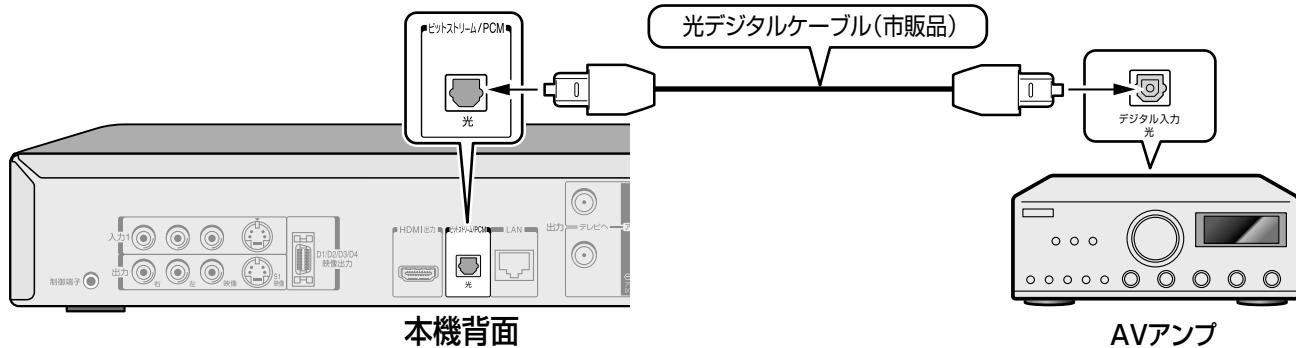
■ 免責事項

- 本機能によって接続した機器に通信障害等の不具合が生じた場合の結果について、当社は一切の責任を負いません。
- お客様の居住環境が、ブロードバンド常時接続にできない場合、当社は一切責任を負いません。
- 火災、地震などの自然災害、第三者による行為、その他の事故、お客様の故意または過失、誤用、その他異常な条件下での使用によって生じた障害に関して、当社は一切の責任を負いません。
- 本機能の使用または使用不能から生ずる付随的な障害（事業利益の損失、事業の中断、記録内容の変化・消失、インターネット契約料金・通信費用の損失など）に関して、当社は一切責任を負いません。
- 取扱説明書および本書の記載内容を守らないことによって生じた損害に関して、当社は一切責任を負いません。
- 接続した機器、使用されるソフトウェアとの組み合わせによる誤動作や、ハングアップなどから生じた損害に関して、当社は一切責任を負いません。
- 本機能を使用中、万一何らかの不具合によって、録画・録音・編集されなかつた場合の内容の補償および付随的な損害（事業利益の損失、事業の中断など）に対して、当社は一切の責任を負いません。
- インターネットを使用して提供されるサービスは、予告なく一時停止したり、サービス自体が終了される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

AVアンプと接続する

ドルビーデジタル、AAC、DTS 音声などに対応した AV アンプと接続して、5.1ch などのマルチチャンネルサウンドを楽しめます。

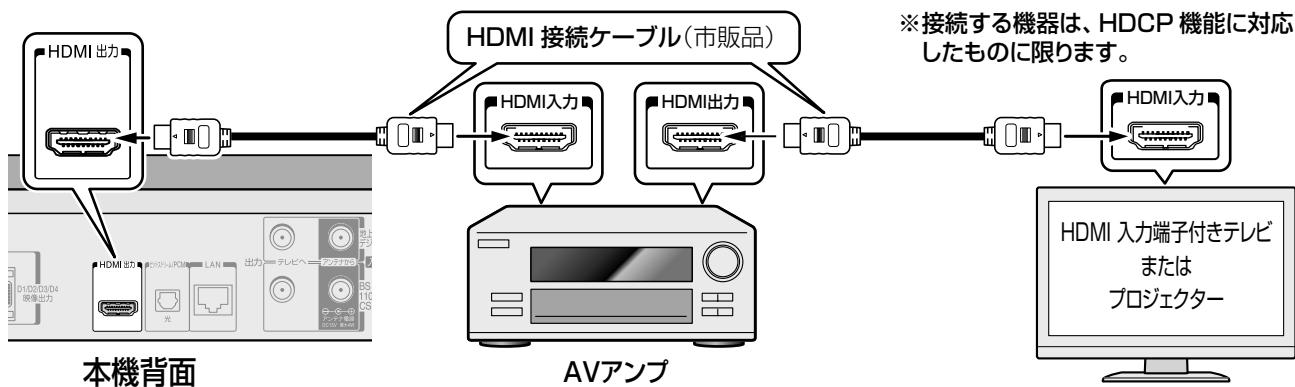
デジタル音声出力端子を使う



■必要な設定について

【設定メニュー】>【再生機能設定】>【デジタル音声出力設定】を【PCM】に設定してください。(⇒32 ページ)

HDMI端子を経由する



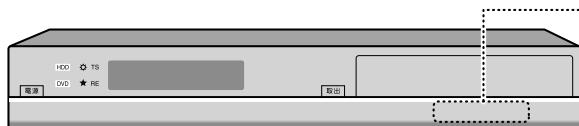
■必要な設定について

【設定メニュー】>【再生機能設定】>【デジタル音声出力設定】を【HDMI-AUTO】に設定してください。
(⇒32 ページ)

B-CAS カードとリモコンを準備する

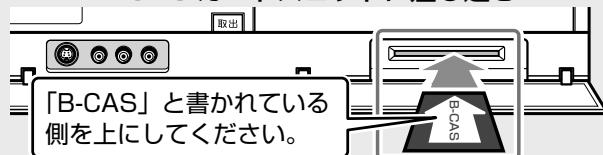
B-CAS カードをセットする

B-CAS カードは、地上デジタル放送や BS・110 度 CS デジタル放送の受信契約のための受信者 ID カードです。デジタル放送、放送局からのお知らせの受信などに必要です。常に本体に入れた状態でお使いください。



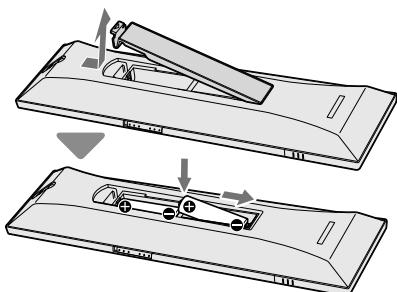
※B-CAS カードについて詳細は、カードと
カードが貼ってある台紙をご覧ください。

前扉を開き、B-CAS カードを
B-CAS カードスロットに差し込む



リモコンが使えるように準備する

乾電池を入れる



① リモコン裏側のふたをはずす

② 極性表示 **+** と **-** を確かめて、間違えないように乾電池
(単四形、2個)を入れる

リモコンの使用範囲について

リモコンは、本体のリモコン受光部に向けて使用してください。

本機前面



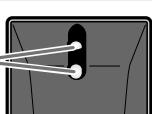
リモコン受光部

※リモコン受光部に強い光が
当たっていると、リモコン
が動作しないことがあります。

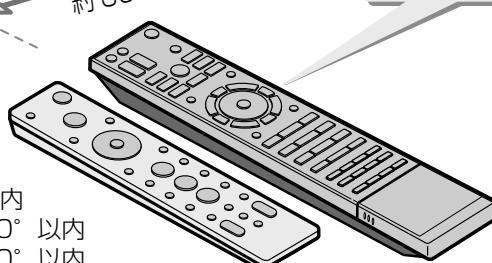
約 7m 以内
距離 … 約 7m 以内
角度 … 左右約 30° 以内
上下約 30° 以内

フルリモコンの背面

リモコン 発光部



フルリモコンは背面に発光
部が二カ所あるので、リモ
コンを立てた状態でも操作
できます。



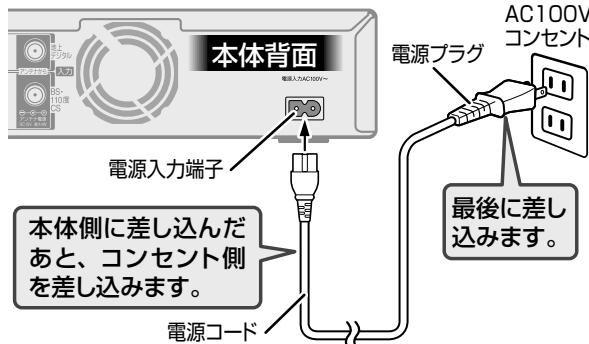
リモコンの取扱について

- ・落としたり、衝撃を与えないでください。
- ・高温になる場所や湿度の高い場所に置いたりしないでください。
- ・水をかけたり、ぬれたものの上に置いたりしないでください。
- ・分解しないでください。
- ・動作しなかったり、到達距離が短くなったりしたときは、乾電池をすべて新しいものと交換してください。古い乾電池と新しい乾電池を同時に使わないでください。

電源を入れる

電源コードを接続する

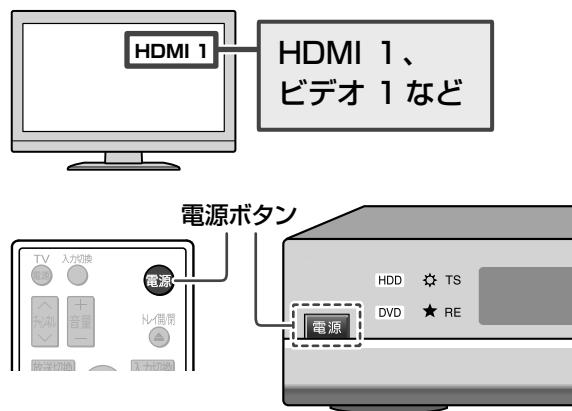
必ずすべての接続が終わったら、接続してください。



ご注意

- 電源コードは、付属のもの以外は使用しないでください。本電源コードは、本製品以外に使用しないでください。
- 電源プラグをコンセントに差し込むと、表示窓に「WAIT」が表示されます。しばらくお待ちください。
- 購入時の本機は時刻が設定されていないため、時計の表示が「0:00」となります。本書18ページ以降の「はじめての設定」で、時刻を設定します。
- 本機は番組表の情報などを通電状態(電源「入」/「切(待機)」)時に取得します。長期にわたって使用しないときなどを除いて、コンセントに差し込んだままの状態でお使いください。

電源を入れる



① テレビの電源を入れて、本機をつないだ入力(例: HDMI 1など)に切り換える

入力の表示は、テレビやつないだ端子によって異なります。本機の画面が映るよう切り換えます。

② 本体の電源またはリモコンの電源を押す

- 画面が表示されるまでに少し時間がかかりますが、そのままお待ちください。
- 起動時に表示されるアイコンについては、操作編⇒147ページをご覧ください。

■「はじめての設定」について

ご購入後、はじめて電源を入れると、「はじめての設定」画面が表示されます。画面の指示に従って操作すると、かんたんに設定ができます。(⇒18ページ～)

■高速起動について

「高速起動設定」を「入」にすると、通常よりも早く、本体を起動できます。

- ① を押し、【設定メニュー】>【はじめての設定/管理設定】>【高速起動設定】>【入】の順に選ぶ
 - ただし、本機の状態によっては、高速起動にならない場合もあります。

待機時消費電力		
高速起動設定	入	切
アンテナ出力切換設定:入	3.2W	1.1W
アンテナ出力切換設定:切	2.7W	0.7W

お知らせ

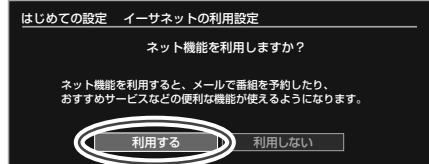
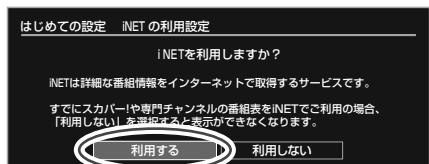
- 設定メニューの【操作・表示設定】>【画面表示設定】>【スタートアップ】で「入:動画」または「入:メニュー」を選んでいても、高速起動時には表示されません。

「はじめての設定」をする

受信できる放送と必要な設定

「はじめての設定」では、本機を使うのに必要な設定を行ないます。受信できる放送や接続した機器によって、設定する項目が異なります。

以下は、大まかな設定の流れです。お使いになる環境に合わせて、画面に沿って項目を選んでいきましょう。

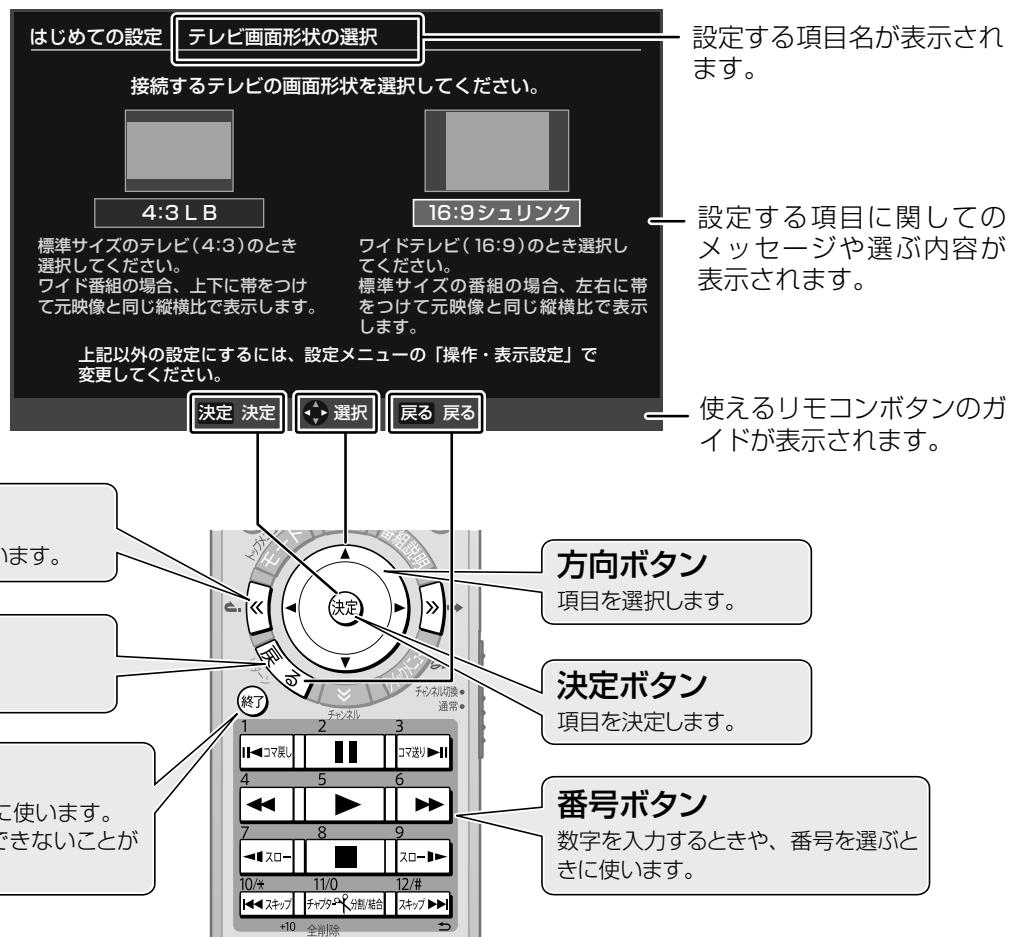
地上デジタル	BS・110度CSデジタル	スカパー！	CATV
①基本設定 (⇒20ページ)			
<input checked="" type="checkbox"/> 地上デジタル <input type="checkbox"/> BSデジタル <input type="checkbox"/> 110度CSデジタル <input type="checkbox"/> スカパー！ <input type="checkbox"/> CATV	<input type="checkbox"/> 地上デジタル <input checked="" type="checkbox"/> BSデジタル <input checked="" type="checkbox"/> 110度CSデジタル <input type="checkbox"/> スカパー！ <input type="checkbox"/> CATV	<input type="checkbox"/> 地上デジタル <input type="checkbox"/> BSデジタル <input type="checkbox"/> 110度CSデジタル <input checked="" type="checkbox"/> スカパー！ <input type="checkbox"/> CATV	<input type="checkbox"/> 地上デジタル <input type="checkbox"/> BSデジタル <input type="checkbox"/> 110度CSデジタル <input type="checkbox"/> スカパー！ <input checked="" type="checkbox"/> CATV
※片方だけ設定する場合もあります。			
②ネットワーク機能の設定 (⇒21ページ)		イーサネットの利用設定 : [利用する] 	
		iNETの利用設定 : [利用する] 	
③デジタル放送の設定 (⇒23ページ)		   	
④外部チャンネルの設定 (⇒24ページ)			
 		【連動設定する】  ※連動ケーブルをつないでないときは 【連動設定しない】を選びます。	
 		【連動設定する】  ※連動ケーブルをつないでないときは 【連動設定しない】を選びます。	
⑤「レグザリンク(HDMI連動)設定」と「高速起動設定」 (⇒27ページ)			
 			

○ : 設定が必要です。

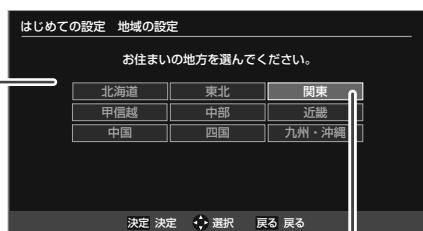
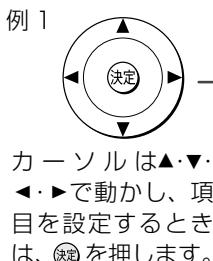
△ : 状況や、好みに応じて設定します。

× : 設定は不要です。

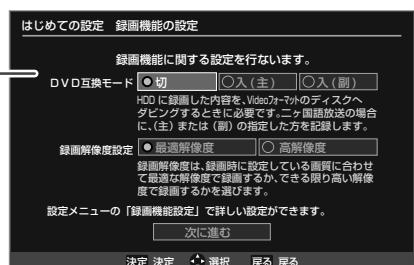
「はじめての設定」の操作のしかた



■画面上での基本操作（カーソル移動と決定）

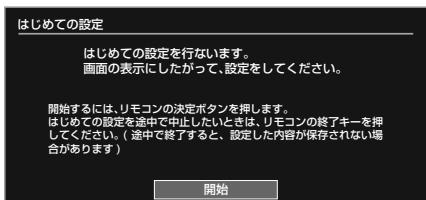


カーソルが選んでいる項目は、色が他と異なります。

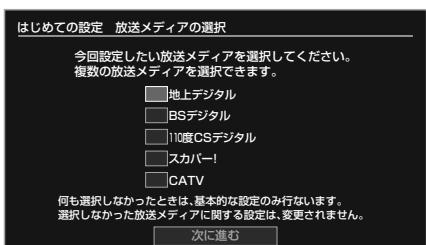


「はじめての設定」をする・つづき

① 基本設定

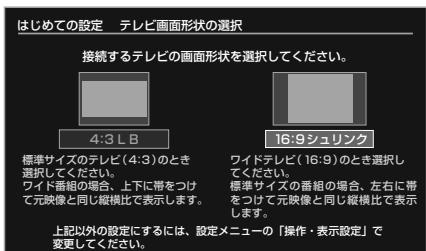


① メッセージを確認したあと、**決定**を押す

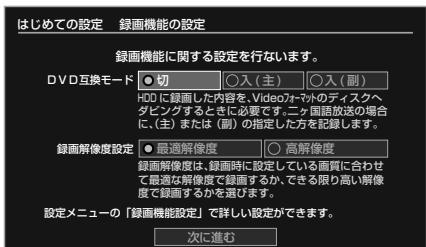


② 設定したい放送メディアを▲・▼で選び、**決定**を押して「✓」を付け、選び終わったら【次に進む】を選び、**決定**を押す

例) 地上デジタル放送用のアンテナとつないだときは、「地上デジタル」に「✓」を付けます。



③ 接続しているテレビの画面形状を◀・▶で選び、**決定**を押す



④ 項目を▲・▼・◀・▶で設定する

DVD 互換モード

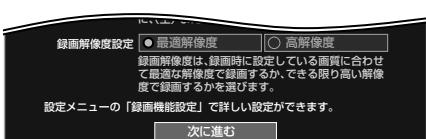
Video フォーマットのディスクヘダビングするための設定です。

詳しくは⇒操作編 109 ページをご覧ください。

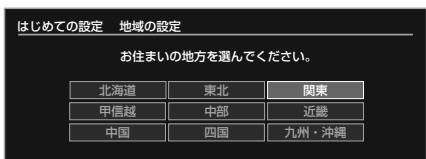
録画解像度設定

録画するときの、解像度に関する設定です。

詳しくは⇒操作編 141 ページをご覧ください。



⑤ 選び終わったら【次に進む】を▲・▼で選び、**決定**を押す



⑥ メッセージを確認したあと、**決定**を押す

⑦ お住まいの地方を▲・▼・◀・▶で選び、**決定**を押す

続いて【都道府県】、【地域】の順に選びます。

⑧ メッセージを確認したあと、**決定**を押す



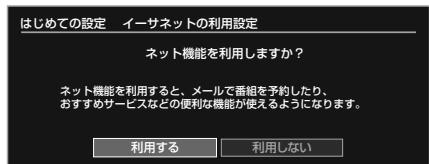
「はじめての設定」中に誤って
設定を終了させてしまったら

「はじめての設定」設定中に終了を押してしまった、何らかの原因で終了させてしまつたときは、⇒『「はじめての設定」を表示する・やり直す』(28 ページ)の手順で「はじめての設定」をやり直すことができます。

② 本機のネットワーク機能の設定

主なネットワーク機能を利用するには、ブロードバンド常時接続環境に本機をつなぐ必要があります。先にネットワーク機能を設定して、接続はあとから行なうこともできます。

ネットワーク機能について、詳しくは ⇒ 12 ページをご覧ください。



① メッセージを確認したあと、【利用する】または【利用しない】を ◀・▶ で選び、決定を押す

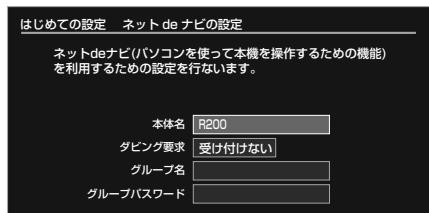
【利用する】

以下の手順 ② に進みます。

【利用しない】

① 基本設定の手順 ② (⇒ 20 ページ) で「✓」を付けた放送メディアに合わせて、必要な設定項目に進みます。

ここでは、【利用する】を選んだときの例を説明しています。



ネット de ダビングしたい機器同士は、【グループ名】と【グループパスワード】は同じにします。

② メッセージを確認したあと、決定を押す

③ 項目を ▲・▼ で選び、設定する

【本体名】

通常は設定を変える必要はありません。

ダビング要求

ネット de ダビングするかどうかを設定します。【受け付ける】にしたときは、半角英数字・記号 16 文字以内で、【グループ名】と【グループパスワード】を必ず設定してください。

・文字入力について詳しくは、⇒ 操作編 122 ページをご覧ください。

設定が終わったら【次に進む】を選び、決定を押します。

④ 項目を ▲・▼・◀・▶ で選び、設定する

DHCP (自動取得)

ルーターの DHCP 機能を使ってネットワークの情報を自動的に取得する、または手動で設定します。

DNS (自動取得)

DHCP サーバーから DNS サーバーアドレスを自動的に取得する、または手動で設定します。

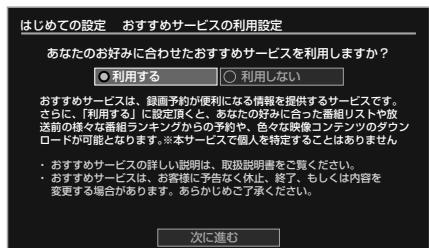
- ・「DHCP (自動取得)」と「DNS (自動取得)」は、通常は【使う】に設定します。
- ・「DHCP」と「DNS」を手動で設定する場合は、⇒ 47 ページをご覧ください。
- ・「プロキシサーバー」と「プロキシサポート」の設定は、ご契約・ご利用されているプロバイダやネットワーク環境によっては、設定や変更が必要な場合があります。

設定が終わったら【次に進む】を選び、決定を押します。

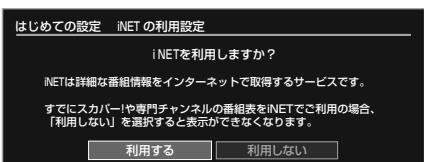
⑤ 【利用する】または【利用しない】を ◀・▶ で選ぶ

おすすめサービスの設定をします。

設定が終わったら【次に進む】を選び、決定を押します。



「はじめての設定」をする・つづき



⑥ 【利用する】または【利用しない】を◀・▶で選び、決定を押す

番組情報の取得先を「iNET」にすることや、スカパー！またはCATV チューナーの番組表機能を使いたいときは、【利用する】を選びます。

⑦ メッセージを確認したあと、決定を押す

「① 基本設定」の手順② (20 ページ) で、デジタル放送に「✓」を付けている場合は、⇒「③ デジタル放送(地上／BS・110 度CS)関連の設定」(23 ページ) に進みます。

「① 基本設定」の手順② (20 ページ) で、「スカパー！」や「CATV」だけに「✓」を付けている場合は、⇒「④ 外部チャンネルの設定」(24 ページ) に進みます。



ブロードバンド常時接続環境 ブロードバンド常時接続環境へのつなぎかたについては、⇒「ブロードバンド常時接続環境につなぐ(ネットワーク接続)」(13 ページ)をご覧ください。

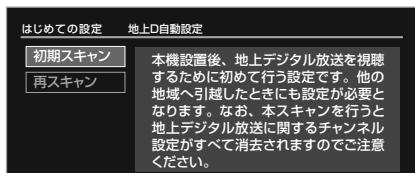


「はじめての設定」中に誤って
設定を終了させてしまったら

「はじめての設定」設定中に終了を押してしまった、何らかの原因で終了させてしまつたときは、➡『「はじめての設定」を表示する・やり直す』(28 ページ)の手順で「はじめての設定」をやり直すことができます。

③ デジタル放送(地上／BS・110度CS)関連の設定

1 メッセージを確認し、**決定**を押す



2 【初期スキャン】を▲・▼で選び、**決定**を押す

初期スキャンには数分かかります。

【再スキャン】については、➡36 ページをご覧ください。

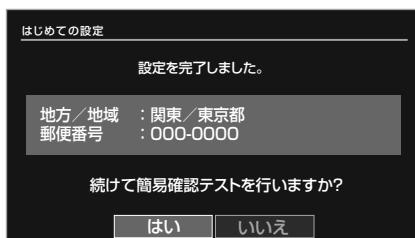
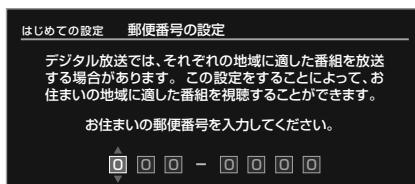
3 【はい】または【いいえ】を◀・▶で選び、**決定**を押す

【はい】を選ぶと、視聴できる地上デジタル放送の放送局名が確認できます。

スキャン結果を確認したあとは**決定**を押して、手順④に進みます。

4 ▲・▼・◀・▶でお住まいの郵便番号を入力し、**決定**を押す

・～を使って、直接数字を入力することもできます。



5 【はい】または【いいえ】を◀・▶で選び、**決定**を押す

【はい】を選ぶと、簡易確認テストがはじまります。

テストを終了するときは、**決定**を押してください。

6 メッセージを確認し、**決定**を押す

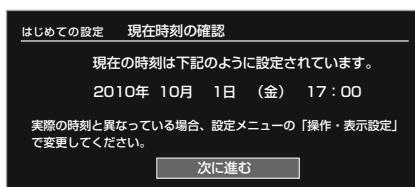
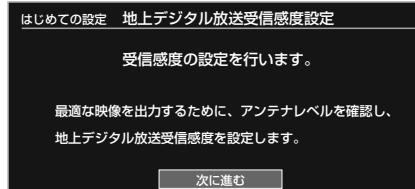
地上デジタル放送受信感度設定の設定が、はじまります。

設定が終わったら**決定**を押し、手順⑦に進みます。

- ・地上デジタル放送受信感度については、➡「「映りが悪い」「ノイズが出る」などの場合は」(30 ページ)をご覧ください。

7 メッセージを確認し、**決定**を押す

- ・本機は受信しているデジタル放送波を利用して、自動的に時刻を修正しています。「CATV」や「スカパー！」などの外部入力だけを利用する環境では、時刻の自動修正機能が働きません。この場合は、「ジャストクロック」機能を設定してください。(➡34 ページ)



「① 基本設定」の手順② (20 ページ) で、「スカパー！」や「CATV」に「✓」を付けている場合は、➡「④ 外部チャンネルの設定」(24 ページ) に進みます。

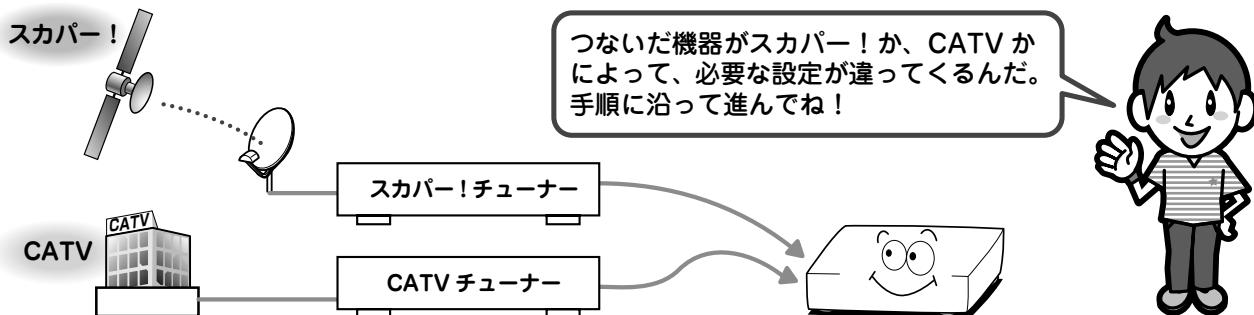
「スカパー！」や「CATV」に「✓」を付けていない場合は、➡「⑤ レグザリンク(HDMI 連動)設定」と「高速起動の設定」(27 ページ) に進みます。

「はじめての設定」をする・つづき

④ 外部チャンネルの設定

ここでは、スカパー！チューナーやCATVチューナーを本機に接続している場合に必要な設定をします。

- ➡「① 基本設定」の手順②(20ページ)で、「スカパー！」または「CATV」に「✓」を付けているときに、以下の設定を行ないます。
- ➡「② 本機のネットワーク機能の設定」の手順①「イーサネットの利用設定」(21ページ)で【利用する】を、手順③「iNETの利用設定」(22ページ)で【利用する】を選んでいる必要があります。

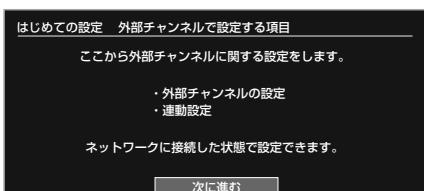


スカパー！設定をする

- 設定するには、受信契約やスカパー！チューナーとの接続が終わっていることが必要です。
- お使いのスカパー！チューナーが、スカパー！連動機能に対応しているかどうかは、
http://www.toshiba.co.jp/regza/bd_dvd/で確認してください。
※スカパー！光には対応しておりません。

CATV設定をする

- 設定するには、受信契約やCATVチューナーとの接続が終わっていることが必要です。
- 加入されているCATVサービス局やお使いのCATVチューナーが本機能に対応済みか、連動可能なチャンネルかどうかは、
http://www.toshiba.co.jp/regza/bd_dvd/で確認してください。



① メッセージを確認したあと、**決定**を押す

② 25ページの**A**、または26ページの**B**の設定をする



A

「放送メディアの選択」で「スカパー！」を選んだとき ➡ 11ページもお読みください。

はじめての設定 スカパー！設定（入力選択）

スカパー！チューナーを接続したラインを選択してください。

入力 1 (L1) 入力 2 (L2)

他で連動を利用しているラインは選択できません。
入力選択は番組ナビチャンネル設定ステップ1 からも設定することができます。

次に進む

1 接続したライン（入力1または入力2）を◀・▶で選んだあと、【次に進む】を▲・▼・◀・▶で選び、決定を押す

はじめての設定 スカパー！設定（チャンネル登録）

番組表に表示したいスカパー！チャンネルを選んでください。 1 / 11 頁

10 ハーブラッツ 101 ハーブラッツ 102 ハーブラッツ
 103 ハーブラッツ 104 ハーブラッツ 105 ハーブラッツ
 110 ハーフェクト チョ... 111 ハーフェクト チョ... 112 ハーフェクト チョ...
 113 ハーフェクト チョ... 114 ハーフェクト チョ... 115 ハーフェクト チョ...
 120 ハーフェクト チョ... 125 シアター 126 CINEMA
 130 ハーフェクト チョ... 180 ハーフェクト チョ... 181 ハーフェクト チョ...
100 ハーブラッツ

スカパー！チャンネルはライン入力に登録されます。

次に進む

2 番組表に表示したいチャンネルを▲・▼・◀・▶で選び、決定を押したあと、【次に進む】を選び、決定を押す

選ばれたチャンネルの左欄に「✓」がつきます。「✓」をはずすときは、もう一度決定を押します。

① 基本設定の手順② (20 ページ) で、「CATV」にも「✓」を付けている場合は、B へ進みます。

はじめての設定 スカパー！／CATV 連動設定

連動設定を続けるメディアの設定を選択してください。

連動設定しない 連動設定する
CATV 連動設定しない 連動設定する

「スカパー！連動」と「CATV 連動」は、同時に「連動する」に設定することはできません。
設定を変更した場合は、録画済の予約を確認してください。

次に進む

3 スカパー！の【連動設定する】を◀・▶で選んだあと、【次に進む】を選び、決定を押す

・【連動設定する】を選べるのは、スカパー！または CATV のどちらか一つです。スカパー！と CATV の両方を選ぶことはできません。

はじめての設定 スカパー！設定（入力選択）

スカパー！チューナーを接続したラインを選択してください。

入力 1 (L1) 入力 2 (L2)

他で連動を利用しているラインは選択できません。
入力選択は番組ナビチャンネル設定ステップ1 からも設定することができます。

次に進む

4 接続したライン（入力1または入力2）を◀・▶で選んだあと、【次に進む】を▲・▼・◀・▶で選び、決定を押す

はじめての設定 スカパー！連動設定（機器選択）

ご利用の機器を選んでください。

東芝	Panasonic 1	Panasonic 2
SONY 1	SONY 2	SONY 3
HUMAX	スカパー！1	スカパー！2
スカパー！3	スカパー！4	

次に進む

5 ご利用のスカパー！チューナーを▲・▼・◀・▶で選び、決定を押す

はじめての設定 スカパー！連動設定（電源連動設定）

スカパー！電源連動を行いますか？

スカパー！チューナーの電源を本機の電源と連動させるかどうかを選んでください。

電源連動する 電源連動しない

連動設定が正しく動作しない場合は、「電源連動しない」を設定してください。

6 【電源連動する】を◀・▶で選び、決定を押す

常時スカパー！チューナーを使って視聴している場合や、本機能に対応していないチューナーをご利用の場合は、【電源連動しない】に設定してください。（その場合、録画開始の約 10 分前にはチューナーの電源を入れた状態にしてください。）

7 メッセージを確認したあと、決定を押す

外部チャンネルの設定が完了しました。

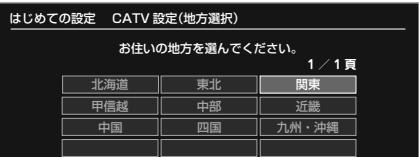
⇒ 27 ページの『⑤「レグザリンク（HDMI 連動）設定」と「高速起動の設定』に進みます。

「はじめての設定」をする・つづき

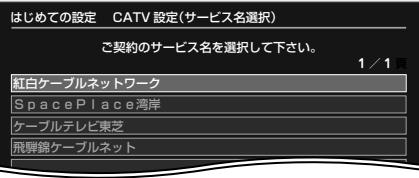
B 「放送メディアの選択」で「CATV」を選んだとき ➡ 10ページもお読みください。

1 接続したライン(入力1または入力2)を◀・▶で選んだあと、【次に進む】を選び、決定を押す

2 お住まいの地方を▲・▼・◀・▶で選び、決定を押す
続いてお住まいの都道府県を選びます。



3 ご契約のCATVサービス名を▲・▼で選び、決定を押す



4 番組表に表示したいチャンネルを▲・▼・◀・▶で選び、決定を押したあと、【次に進む】を選び、決定を押す

選ばれたチャンネルの左欄に「✓」がつきます。「✓」をはずすときは、もう一度決定を押します。



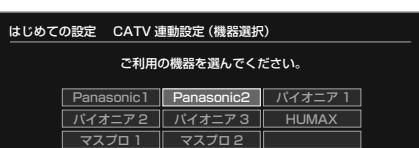
5 CATVの【連動設定する】を◀・▶で選んだあと、【次に進む】を選び、決定を押す

・【連動設定する】を選べるのは、スカパー！またはCATVのどちらか一つです。スカパー！とCATVの両方を選ぶことはできません。

「① 基本設定」の手順②(22ページ)で、「CATV」にも「✓」を付けていて連動設定に「スカパー！」を選んだ場合は、A(25ページ)の④に戻ります。

6 接続したライン(入力1または入力2)を◀・▶で選んだあと、【次に進む】を▲・▼・◀・▶で選び、決定を押す

7 ご利用のCATV機器を▲・▼・◀・▶で選び、決定を押す



8 メッセージを確認したあと、決定を押す

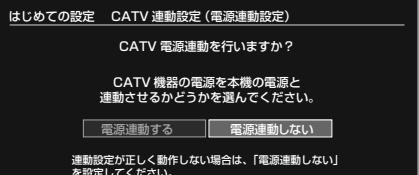
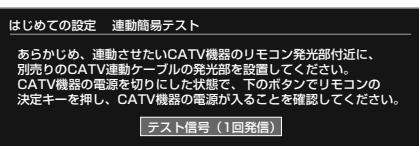
CATV チューナーの動作を確認します。
確認したあと、【次に進む】を選び、決定を押します。

9 【電源連動する】を◀・▶で選び、決定を押す

常時CATV チューナーを使って視聴している場合や、本機能に対応していないチューナーをご利用の場合は、【電源連動しない】に設定してください。(その場合、録画開始の約10分前にはチューナーの電源を入れた状態にしてください。)

10 メッセージを確認したあと、決定を押す

外部チャンネルの設定が完了しました。
➡ 27ページの『⑥「レグザリンク (HDMI 連動) 設定」と「高速起動の設定』に進みます。





⑤ 「レグザリンク (HDMI 連動) 設定」と「高速起動の設定」

本機とテレビとの接続方法や、本機の起動方法の設定をします。

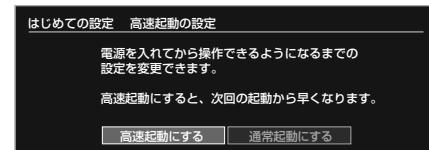


1 【利用する】または【利用しない】を◀・▶で選び、決定を押す

「レグザリンク (HDMI 連動)」に対応している当社製テレビと接続する場合は、【利用する】を選びと、テレビとの連動操作が可能になります。

お使いのテレビに合わせて設定してください。

「レグザリンク (HDMI 連動)」について詳しくは、⇒「レグザリンク機能について」(35 ページ)をご覧ください。

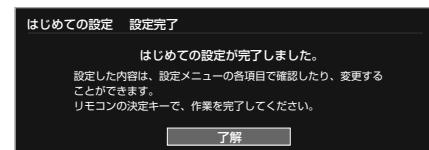


2 【高速起動にする】または【通常起動にする】を◀・▶で選び、決定を押す

【高速起動にする】	【通常起動にする】
通常起動より起動時間が短くなりますが、待機時の消費電力は多くなります。	高速起動より起動時間は長くなりますが、待機時の消費電力が少なくなります。

【高速起動にする】に設定した場合でも、本機の状態などによっては、高速起動できないことがあります。

高速起動については、⇒17 ページをご覧ください。

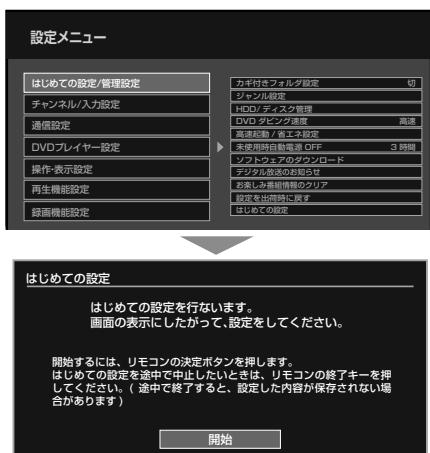


3 「はじめての設定」の完了メッセージを確認し、決定を押す

「はじめての設定」が完了し、テレビでご覧の各チャンネルが、本機で受信できるようになりました。

「はじめての設定」を表示する・やり直す

一度設定した内容は保持されるので、変更したい内容のみを更新できます。(ただし、追加・変更したい設定項目によっては、関連する項目も「はじめての設定」で、再度設定する必要があります。)



① **【メニュー】を押す**

② **【設定メニュー】を▲・▼で選び、決定を押す**

③ **【はじめての設定/管理設定】を▲・▼で選び、決定を押す**

④ **【はじめての設定】を▲・▼で選び、決定を押す**

「はじめての設定」は、設定済みの内容を保持しています。

各放送波のアンテナを追加で接続するなどした場合は、追加した放送波の必要な設定だけを行なうことをおすすめします。

「はじめての設定」の「①基本設定」の「放送メディアの選択」画面(⇒20ページ)で、追加した放送波に「✓」を付けます。

「はじめての設定」Q&A

よくある質問です。

困ったときや、わからないことがあったときにご参考ください。

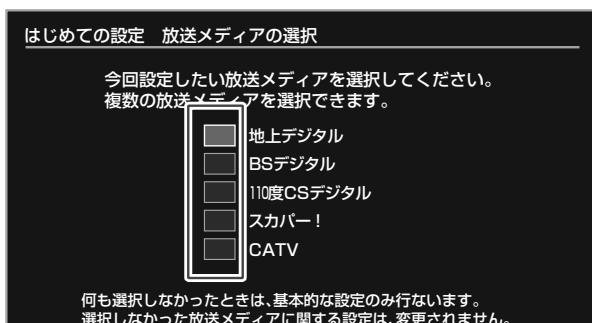
Q 引っ越しなどで、受信できる放送が変わったときは？

A 「はじめての設定」を再度行なって、お住まいの地域の放送を受信できるように設定してください。

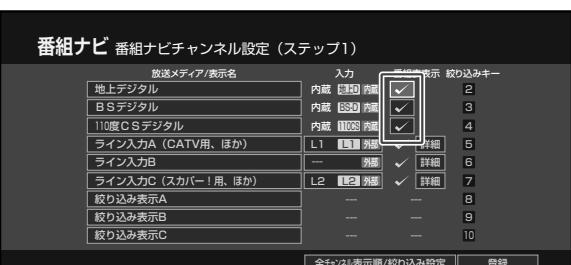
Q デジタル放送のアンテナ(地上／BS・110度CS)をあとから追加でつないだときは？

A 「はじめての設定」を再度行ないます。

⇒「①基本設定」の手順②(20ページ)で追加したアンテナに「✓」を付けて、必要な設定を行なってください。



設定が終わったら、「番組ナビチャンネル設定」の「番組表表示」に「✓」が付いているかご確認ください。



詳しくは、⇒「デジタル放送の表示／非表示を設定する」(操作編 56ページ)をご覧ください。

Q あとでネットワーク機能を設定・変更したいときは？

A 本機のネットワーク機能を「はじめての設定」で行なわずに、あとで個別に設定する場合や、設定した内容を変更したいときは、以下の設定項目をご確認ください。

1)本機をブロードバンド常時接続環境につなぐ(⇒13ページ)

2)イーサネット利用設定を確認する(⇒46ページ)

本機のネットワークを利用するには、【イーサネット利用設定】で【利用する】を選びます。

3)イーサネット設定をする(⇒47ページ)

【ネット de ダビング】、【アドレス／プロキシ】の設定を行ないます。



「はじめての設定」をやり直すときは…

追加や変更する設定項目によっては、関連する項目も連動して再設定が必要になる場合があります。

Q 外部チューナー（スカパー！やCATVなど）をあとから本機に接続したときは？

A 本機をブロードバンド常時接続環境につないでいる場合は、「はじめての設定」の「①基本設定」の手順②（⇒20ページ）で「スカパー！」や「CATV」に「✓」を付けて、必要な設定を行なってください。
また、録画予約に便利なスカパー！連動機能やCATV連動機能を利用するには、以下の条件が必要となります。
1)スカパー！/CATV連動ケーブルの接続（⇒10、11ページ）
2)ブロードバンド常時接続環境につなぐ（⇒13ページ）
3)⇒「②本機のネットワーク機能の設定」の「イーサネットの利用設定」（21ページ）で【利用する】を選び、「iNETの利用設定」（22ページ）で【利用する】を選ぶ

■本機の番組表について

番組表の情報は放送メディア（地上デジタル、BS・110度CSデジタルなど）によって異なります。

Q デジタル放送の番組表データは何かから取得するの？

A デジタル放送波から番組データを受信します。
・デジタル放送波（地上デジタル／BS・110度CSデジタル）から送信される番組データを、アンテナから自動的に受信します。
・インターネット環境などがなくても、番組データを取り込むことができます。
・8日分の番組データを取り込みます。（放送局によって変わる場合があります。）
・テレビの放送波を利用して、本機の時刻を自動修正します。誤差が3分以上に広がると自動では修正できませんので、手動で修正してください。（⇒34ページ）
・番組表からの録画予約中に番組の放送時間に変更があっても、リアルタイムに対応します。
・内蔵デジタルチューナー（地上デジタル／BS・110度CSデジタル）は最大2100チャンネルまで表示します。

Q 本機につないだ外部チューナー（スカパー！やCATVなど）の番組表データはどうすれば表示できるの？

A 番組表の情報取得には、iNETを利用します。
設定のしかたは、⇒「スカパー！/CATVチューナーをあとからつないだときは」（43～45ページ）をご覧ください。

iNET

インターネットを利用して番組データサーバーから番組データを本機にダウンロードします。（iNETを利用するには、対応のルーターなどを使ったブロードバンド常時接続環境が必要です。）

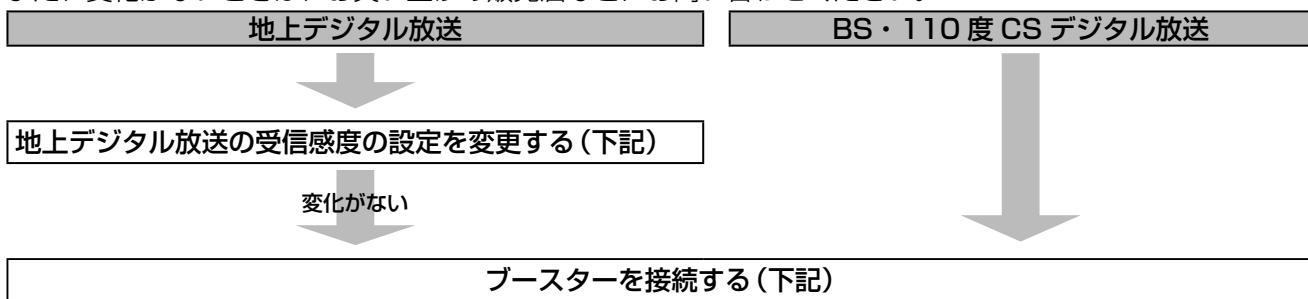
- ・8日分の番組データを取り込みます。
- ・24時間いつでも番組データをダウンロードできます。
- ・時計サーバーを利用して、本機の時刻を自動調整することができます。
- ・接続した外部機器／チューナーは、最大50チャンネルまで番組表で表示できます。

データ提供元：

- ・株式会社日刊編集センター
- ・スカパーJSAT株式会社
(2010年6月現在)

「映りが悪い」「ノイズが出る」などの場合は

「画質が悪い」、「映像が不安定」「映りが悪い」、「ノイズが出る」などの場合は、以下の方法をお試しください。また、変化がないときは、お買い上げの販売店などにお問い合わせください。



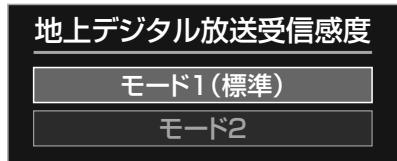
■ 地上デジタル放送の受信感度の設定を変更する

» 準備

- ① を押す
- ② 【設定メニュー】を▲・▼で選び、 を押す
- ③ 【チャンネル／入力設定】を▲・▼で選び、 を押す

① 【地上デジタル放送受信感度】を▲・▼で選び、 を押す

② 受信感度の項目を▲・▼で選び、 を押す



モード1 (標準)

受信映像に問題がないときに選びます。

- ・アンテナから入って来たままの電波の強さで受信します。

モード2

受信できなかつたり、映像にノイズが出る…といったときに、選びます。

- ・アンテナから入った電波を減衰させて受信します。減衰することで、混信による障害をおさえます。

③ を2回押して設定メニューを終了し、受信映像に変化がないか確認する

- ・【地上アンテナレベル】(⇒42ページ)の数値が高いほうに設定することをおすすめします。
- ・【モード2】に設定をしても、放送地域や受信環境によっては、変化がない場合もあります。映像が変化しない場合には、【モード1 (標準)】に設定してください。また、変化がないときは、市販のブースターを接続します。

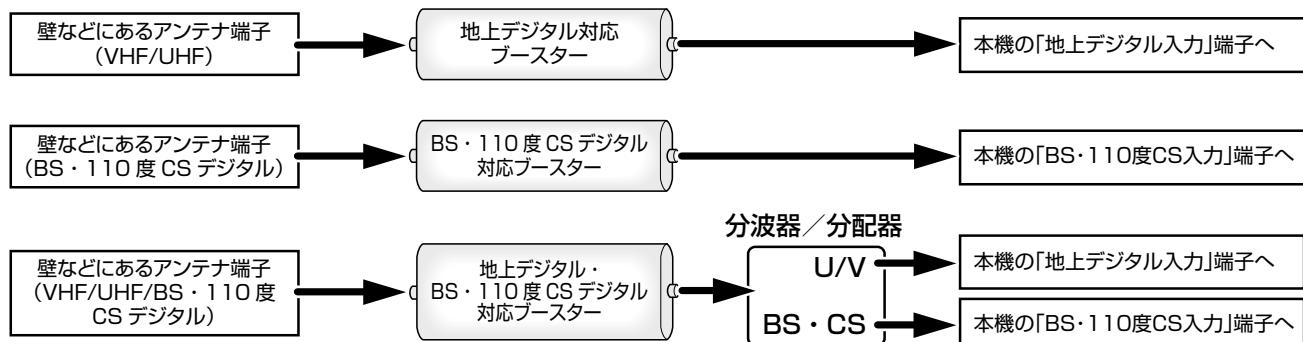
お知らせ

- ・上記の方法を行なっても、設置されているアンテナの感度、放送地域や受信環境によっては、変化がない場合もあります。

■ ブースターを接続する

ブースターに関しては、販売店などにお問い合わせください。

ブースター接続例



テレビの画面比に合わせて映像サイズを設定する

» 準備

- ①  を押す
- ② 【設定メニュー】を▲・▼で選び、 を押す
- ③ 【操作・表示設定】を▲・▼で選び、 を押す

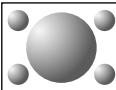
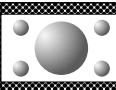
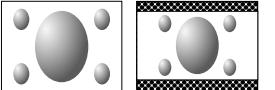
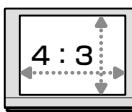
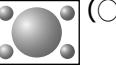
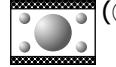
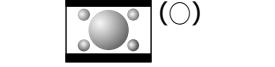
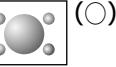
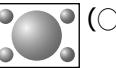
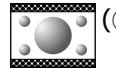
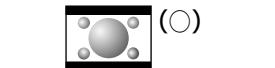
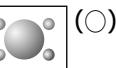
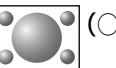
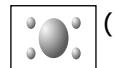
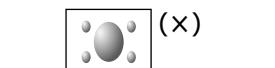
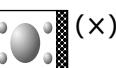
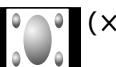
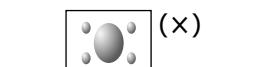
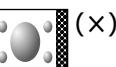
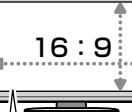
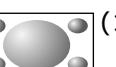
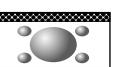
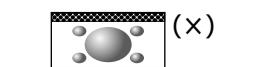
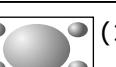
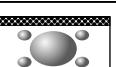
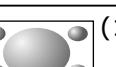
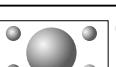
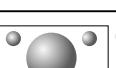
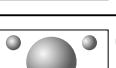


1 【TV画面形状】を▲・▼で選び、 を押す

2 接続しているテレビに合わせて設定を▲・▼で選び、 を押す

 : 放送で送られてくる映像に足される黒い帯を表します。

 : 本機の「TV 画面形状設定」に従って足される黒い帯を表します。

放送で送られてくる 映像の種類		4 : 3放送 (通常放送)	ワイド放送 (レターボックス放送)	スクイーズ方式 ワイド放送	スクイーズ方式 ワイド放送 (4:3 サイドパネル付)
お使いのテレビと 本機の画面形状設定					
画面比 4 : 3 	4 : 3LB (推奨設定)				
	4 : 3 ノーマル				
	16 : 9 ワイド				
	16 : 9 シュリンク				
画面比 16 : 9 	4 : 3LB				
	4 : 3 ノーマル				
	16 : 9 ワイド				
	16 : 9 シュリンク (推奨設定)				
	16 : 9 シュリンク (テレビ側が 「ズーム」の時)				

※ご使用のテレビによっては『解像度切換』で、480i(D1)または480p(D2)を選んでいるときのみ、「ズーム」や「フル」などの切換が可能な場合があります。

お知らせ

- ・「フル」、「ズーム」、「ワイド」、「ノーマル」などのモードの呼びかたはテレビによって異なる場合があります。
- ・実際に映し出される映像の形状は、放送・外部入力の信号の種類や、接続しているテレビの設定によっても変わります。テレビ側の取扱説明書をご覧ください。
- ・再生できる画面形状があらかじめ決められている市販のDVDビデオディスクなどの場合、設定した画面形状どおりに再生されないことがあります。

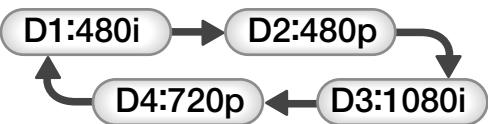
接続した端子に合わせて設定する

映像出力端子に合わせて、解像度を設定する

テレビとの映像接続方法	解像度
HDMI 接続ケーブル	自動で最適な解像度に設定されます。 (フルリモコンの[解像度切換]を押して切り換えることもできます)
D 端子ケーブル	接続したテレビが表示可能な解像度に合わせて手動で設定してください。 (フルリモコンの[解像度切換]を押して切り換えてください)
S 映像接続コード	解像度は固定のため、切り換えられません。 (480i の設定のみ)
「映像・音声接続コード」の映像(黄)	

① リモコンの[解像度切換]をくり返し押す

押すたびに、以下のように切り換わります。



本体表示窓	出力信号	対応する出力端子
表示なし(D1)	インターレース: 480i	全て対応
D2	プログレッシブ: 480p	D / HDMI
D3	インターレース: 1080i	D / HDMI
D4	プログレッシブ: 720p	D / HDMI

- ・D 端子でテレビなどと接続したときは、機器に合った映像信号が出力されるよう信号の種類を選んでください。

お知らせ

- ・接続するテレビやモニターなど、機器の特性、映像ソースの解像度(普通のテレビ放送やハイビジョン放送)、本製品の映像出力の解像度(480i (D1) ~ 720p (D4))の組み合わせによっては、高い解像度の出力が最適ではないこともあります。お好みに合わせて、出力の解像度を切り換えてお楽しみください。

音声出力の設定をする

HDMI 出力端子やビットストリーム /PCM (光) 端子をお使いになる場合に必要な設定です。
接続しているテレビやオーディオシステムに合わせて設定します。

» 準備

- ① [設定] を押す
- ② [設定メニュー] を▲・▼で選び、[決定] を押す
- ③ [再生機能設定] を▲・▼で選び、[決定] を押す



① [デジタル音声出力設定] を▲・▼で選び、[決定] を押す

② 出力する音声方式を▲・▼で選び、[決定] を押す

下記の表を参考に、設定します。

PCM	2ch デジタルステレオアンプを本機のデジタル音声出力ビットストリーム / PCM (光) 端子に接続しているとき。
HDMI-AUTO	ドルビーデジタル、DTS、MPEG、AAC、リニア PCM のデコーダーを内蔵した HDMI 機器を本機に接続しているとき。

出力される音声の種類

ディスク／ デジタル放送	音声方式	アナログ音声 出力端子	デジタル音声出力設定			
			PCM	HDMI-AUTO*3		
DVD ビデオ ディスク*1	ドルビーデジタル	○	PCM	ビットストリーム	接続機器に準ずる	
	リニア PCM		PCM	PCM		
	48kHz		PCM	PCM*2		
	96kHz		—	—		
音楽用 CD	DTS	—	—	ビットストリーム	接続機器に準ずる	
	リニア PCM	○	PCM			
	DTS	(ノイズ)	ビットストリーム			
内蔵 HDD	ドルビーデジタル	○	PCM	ビットストリーム	接続機器に準ずる	
	リニア PCM		PCM			
DVD-RAM/R/ RW	ドルビーデジタル	○	PCM	ビットストリーム	接続機器に準ずる	
	リニア PCM		PCM			
デジタル放送	視聴時	AAC	○	PCM	ビットストリーム	
	内蔵 HDD に「TS」 で録画時	AAC				
	内蔵 HDD に「RE」 で録画時	ドルビーデジタル		PCM	PCM	
		リニア PCM				

*1:DVD ビデオディスクには本機で作成した DVD-R/RW は含まれません。

上表で「(ノイズ)」の表示のある接続と設定はしないでください。

*2: ダウンサンプリング PCM

*3:HDMI-AUTO では、HDMI 出力がビットストリームになるのは、接続した HDMI 機器にビットストリームデコード機能があるときにだけ働きます。ない場合には強制的に PCM (48kHz) になります。ただし、DTS に関しては PCM にはできません。

ドルビーラボラトリーズからの実施権に基づき製造されています。
Dolby、ドルビーおよびダブル D 記号はドルビーラボラトリーズの商標です。

Manufactured under license under U.S. Patent #: 5,451,942 & other U.S. and worldwide patents issued & pending. DTS and the Symbol are registered trademarks and DTS Digital Out and the DTS logos are trademarks of DTS, Inc. Product includes software.
© DTS, Inc. All Rights Reserved.

お知らせ

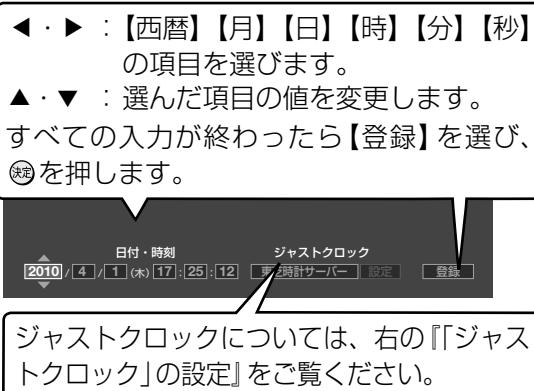
- デジタル音声出力を使いになるときは、対応したAVアンプが必要です。
- ディスクによっては、音声の切換えをディスクメニューを使ってする場合があります。このときは、『メニュー』を押してディスクメニューを表示させてから音声を選んでください。
- 電源を入れたとき、およびディスクを交換したときは、「DVD音声言語」(⇒操作編137ページ)の設定どおりの音声になります。ディスクによっては、ディスクで決められている音声になります。
- 音声を切り換えた直後は、表示と実際の音声が一瞬ずれことがあります。
- ビットストリーム／PCM音声出力端子でアンプなどに接続する場合、二カ国語の音声切換ができない場合があります。このようなときは「設定メニュー」>「再生機能設定」>「デジタル音声出力設定」>「PCM」の順に選択、決定してください。
- 「DVD互換モード」(⇒操作編109ページ)を【入】にして録画したタイトルは、二カ国語の音声切換はできません。

日付と時刻を設定する

» 準備

- ①  を押す
- ② 【設定メニュー】を▲・▼で選び、 を押す

- ① 【操作・表示設定】を▲・▼で選び、 を押す
- ② 【時刻設定】を▲・▼で選び、 を押す
- ③ 日付と時刻の設定をする



- ④ メッセージを確認し、【はい】を選び、 を押す

● 注意

- デジタル放送を受信できない環境や設定で「ジャストクロック」に【デジタル】と表示されている場合は、➡「デジタル放送の表示／非表示を設定する」(操作編56ページ)で、すべてのデジタルチューナーを表示しない設定にしてください。

● お知らせ

- 本機のカレンダー機能は2035年まで対応しています。
- ジャストクロック機能は時刻設定が正しく行なわれていないと、時刻調整できません。また、次のようなときは、設定に関わらずジャストクロック機能は働きません。

 - 現在時刻とのずれが±3分以上あるとき

「時計サーバー」について

- 【東芝時計サーバー／その他時計サーバー】を選んだ場合、1日1回時刻合わせを不定期で行ないます。また、1秒未満の誤差は調整されません。
- 「東芝時計サーバー／その他時計サーバー」による時刻調整は、マンション等の共有ネットワーク環境では使用できない場合があります。
- 次のようなときは、「東芝時計サーバー／その他時計サーバー」によるジャストクロック機能は働きません。

 - ネットワークが接続されていないときや、イーサネット／ネット deダビング設定が正しくないとき
 - 録画、再生、編集中やダビング中などの本体操作中
 - 24時間以内に時刻合わせが行なわれたとき

■「ジャストクロック」の設定

時計サーバーを利用して、正午に本機の時計の±3分未満の誤差を修正します。

- ① 「日付と時刻の設定を確認する」の準備と手順①～②を行なう



【デジタル】と表示されていて選択ができない場合は、それぞれの放送波から自動的に時刻が調整されるので、ここでの設定の必要はありません。

- ② ジャストクロックの設定を選ぶ



例2: その他時計サーバーを選択



例3: 「切」を選択



その他時計サーバー

時刻自動設定に利用するサーバーを指定できます。接続したいサーバーのアドレスを、画面の表示や説明に従って入力してください。

切

ジャストクロック機能は働きません。

- 設定が終わったら、【登録】を選び、 を押します。メッセージを確認し、【はい】を選び、 を押します。

レグザリンク機能について

レグザリンクとは？

対応する当社製テレビと HDMI ケーブルで接続することで、テレビとの連動操作が可能になる機能 (HDMI 連動機能) です。

対応機種については、http://www.toshiba.co.jp/regza/bd_dvd/ をご覧ください。

テレビの詳しい操作については、それぞれの取扱説明書をご覧ください。

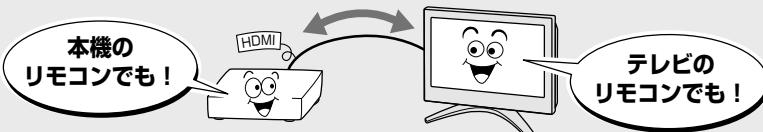
■こんな機能が使えます

本機の操作ボタン

フル リモコン	シンプル リモコン
電源	電源
スタート (メニュー)	スタート (メニュー)
見るナビ	—
番組ナビ	—
ダビング	—
番組表	番組表
見ながら	見ながら
▶	▶
予約	予約

- 1 本機とテレビの電源を自動で「入」にし、本機の画面を表示します
- 2 本機のリモコン操作で、テレビの入力を自動で本機に切換えます
本機が起動していてテレビの電源が「切」の場合は、テレビの電源を自動で「入」にし、本機の画面を表示します。
- 3 テレビの番組表から、本機に録画予約ができます
- 4 テレビのリモコンを使って本機を操作できます
- 5 テレビが電源「切」になると、連動して本機も電源「切」になります
テレビの操作と連動して、自動で節電できる機能です。

HDMIケーブルなら、便利なレグザリンクが使えます！



■レグザリンク機能を設定する

»準備

- ①本機とテレビをHDMIケーブルで接続し、テレビの設定を行う(接続したテレビの取扱説明書をご覧ください)
- ②~~決定~~を押す
- ③【設定メニュー】を▲・▼で選び、~~決定~~を押す
- ④【操作・表示設定】を▲・▼で選び、~~決定~~を押す



- 1 【レグザリンク(HDMI連動)設定】を▲・▼で選び、~~決定~~を押す
- 2 【利用する】を▲・▼で選び、~~決定~~を押す



HDMI 連動機能とは、HDMI CEC (Consumer Electronics Control) を使用した HDMI で規格化されているテレビなどを制御するための機能です。

CEC 規格に準拠した機器と接続したときは、一部の連動操作が行なえますが、当社対応品以外について動作を保証するものではありません。

デジタル放送(地上/BS・110度CS)関連の設定をする

- 1  を押す
- 2 【設定メニュー】を▲・▼で選び、 を押す
- 3 【チャンネル／入力設定】を▲・▼で選び、 を押す
- 4 【デジタル放送設定】を▲・▼で選び、 を押す

以降、それぞれの方法で設定します。

地上デジタル放送のチャンネルを設定する

地上デジタル放送のチャンネルを設定するには、以下の3種類があります。

- ・初期スキャン…「はじめての設定」で行なう「初期スキャン」(23ページ手順②)だけを、やり直します。
- ・再スキャン……放送局がふえたなど、放送チャンネルに変更があったときに、チャンネルを追加します。
- ・自動スキャン…本機の電源が「切(待機)」のときに、自動で再スキャンを行います。

※「初期スキャン」を行なってないと、「再スキャン」や「自動スキャン」はできません。

初期スキャン	<p>引っ越しなどで受信出来る放送局が変わったときは、「初期スキャン」を行います。受信可能なチャンネルを本機が自動的に探して、登録します。</p> <p>※「初期スキャン」をすると、これまでに設定した内容はすべて消去されます。</p> <p>上の手順1～4のあと</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 【初回設定】を▲・▼で選び、 を押す 6 【チャンネル設定】を▲・▼で選び、 を押す 7 【地上D自動設定】を選び、 を押す 8 【初期スキャン】を選び、 を押す 9 お住まいの地方を▲・▼・◀・▶で選び、 を押す 10 お住まいの都道府県または地域を▲・▼・◀・▶で選び、 を押す 初期スキャンを開始します。終了するまでお待ちください。 11 設定された内容を確認する場合は、【はい】を選び、 を押す
再スキャン	<p>放送局が新たに開局したときなどは、「再スキャン」を行います。新しい放送局やチャンネルを本機が自動的に探して、追加します。</p> <p>※「再スキャン」は、「初期スキャン」を行なってないとできません。</p> <p>上の手順1～4のあと</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 【初回設定】を▲・▼で選び、 を押す 6 【チャンネル設定】を▲・▼で選び、 を押す 7 【地上D自動設定】を選び、 を押す 8 【再スキャン】を選び、 を押す 再スキャンを開始します。終了するまでお待ちください。 9 設定方法を▲・▼で選び、 を押す 10 設定された内容を確認する場合は、【はい】を◀・▶で選び、 を押す

自動スキャン

「自動スキャン」とは、チャンネルの追加などの変更があったときに、本機のチャンネル設定の内容を自動で変更する機能です。チャンネル設定を変更した場合は、「本機に関するお知らせ」で、変更された内容をお知らせします。

- ・お買い上げ時は、【自動スキャンする】に設定されています。本機のチャンネル設定の内容を自動で変更させたくない場合は、【自動スキャンしない】に設定してください。
- ・「自動スキャン」は、本機の電源が「切(待機)」のとき、午前 6 時頃に行なわれます。
- ・録画予約の実行と重なったときなど、【自動スキャンする】に設定していても「自動スキャン」が行われない場合があります。チャンネルの追加などの変更があった場合は、「再スキャン」をすることをおすすめします。

※「自動スキャン」は、「初期スキャン」を行なっていないとできません。

⇒38 ページの手順 1 ~ 4 のあと

5 【初回設定】を▲・▼で選び、を押す

6 【チャンネル設定】を▲・▼で選び、を押す

7 【地上D自動設定】を選び、を押す

8 【自動スキャン】を選び、を押す

9 【自動スキャンをする】または【自動スキャンをしない】を選び、を押す

【自動スキャンをしない】を選ぶと、【再スキャン】をしないかぎり、新しいチャンネルや変更になったチャンネルが受信できません。

10 を押して設定を終える

デジタル放送(地上/BS・110度CS)関連の設定をする・つづき

手動でデジタル放送のチャンネルを変更／追加する

手動設定

⇒36ページの手順1～4のあと

- 5 【初回設定】を▲・▼で選び、**決定**を押す
- 6 【チャンネル設定】を▲・▼で選び、**決定**を押す
- 7 【手動設定】を選び、**決定**を押す
- 8 変更または追加したい放送を▲・▼で選び、**決定**を押す
- 9 設定したいリモコン番号を▲・▼で選び、**決定**を押す
- 10 【チャンネル】を▲・▼で選び、 /  **チャンネル**で設定したいチャンネルを選ぶ

■ 地上デジタル放送の場合

以下の順に切り換わります。



「テレビ」または「データ」を選んだ場合

一つのリモコン番号に、同じ放送局のチャンネルが、複数まとめて設定されます。

「テレビ」を選んだあとは、以下の手順で放送局を設定してください。

- ①【放送局】を▲・▼で選び、**決定**を押す
- ②  /  **チャンネル**で設定したい放送局を選び、**決定**を押す
- ③▶を押して、登録する

地上デジタル放送のチャンネルを選んだ場合

【放送局】欄の放送局名を変えることはできません。

- 11 **決定**を押す

お知らせ

- ・【チャンネル】の項目で「---」が表示されているところは、チャンネルが設定されていません。

不要なチャンネルのスキップ

選局するときに、不要なチャンネルを飛び越せるように設定します。

※地上デジタル放送は、「初期スキャン」を行っていないとできません。

⇒36ページの手順1～4のあと

- 5 【初回設定】を▲・▼で選び、**決定**を押す
- 6 【チャンネル設定】を▲・▼で選び、**決定**を押す
- 7 【チャンネルスキップ設定】を▲・▼で選び、**決定**を押す
- 8 放送を▲・▼で選び、**決定**を押す
- 9 スキップ設定したいチャンネルを▲・▼で選び、**決定**を押す

BS チャンネルスキップ設定		
チャンネル	放送局	スキップ
BS141	BS日テレ	受信
BS142	BS日テレ	受信
BS143	BS日テレ	受信
BS151	BS朝日1	受信
BS152	BS朝日2	受信
BS153	BS朝日3	受信

 **ダイヤル**で選び **決定**で設定／解除 **戻る**で前画面に戻る

決定を押すごとに、【受信】⇒【スキップ】と交互に切り換わります。
【スキップ】に設定したチャンネルは、番組表に表示されません。

お知らせ

- ・「地デジ難視対策衛星放送(⇒40ページ)」を利用していて、チャンネルを手動で設定したいとき：
→【手動設定】の「BSチャンネル設定画面」から、設定してください。利用していない場合は、設定できません。
- ・「地デジ難視対策衛星放送(⇒40ページ)」を利用していて、チャンネルをスキップしたいとき：
→【チャンネルスキップ設定】の「BSチャンネルスキップ設定」画面から、設定してください。利用していない場合は、設定できません。

データ放送の設定をする

お住まいの地域に応じたデータ放送(天気予報・選挙速報)や緊急警報放送を利用するための設定です。

郵便番号と地域の設定	<p>⇒36ページの手順1～4のあと</p> <p>5 【データ放送】を▲・▼で選び、決定を押す</p> <p>6 【郵便番号と地域の設定】を▲・▼で選び、決定を押す</p> <p>7 お住まいの郵便番号を^{11/0}チャタード番組～⁹で入力し、決定を押す</p> <p>8 該当する地方を▲・▼・◀・▶で選び、決定を押す</p> <p>9 該当する地域を▲・▼・◀・▶で選び、決定を押す</p>
文字スーパー表示設定	<p>災害時の速報などに利用される、文字スーパー表示機能の設定です。</p> <p>⇒36ページの手順1～4のあと</p> <p>5 【データ放送】を▲・▼で選び、決定を押す</p> <p>6 【文字スーパー表示設定】を▲・▼で選び、決定を押す</p> <p>7 【表示する】を▲・▼で選び、決定を押す</p> <p>8 設定したい言語を▲・▼・◀・▶で選び、決定を押す</p>
ルート証明書番号の確認	<p>ルート証明書番号は、地上デジタル放送の双方向サービスで、本機と接続するサーバーを認証する際に使用されます。</p> <p>⇒36ページの手順1～4のあと</p> <p>5 【データ放送】を▲・▼で選び、決定を押す</p> <p>6 【ルート証明書番号】を▲・▼で選び、決定を押す</p> <p>7 ルート証明書番号を確認したら、決定を押す</p>

デジタル放送の簡易確認テストをする

地上デジタル放送、BS・110度CSデジタル放送が受信できるか、B-CASカードが使用できるかをまとめて確認します。

デジタル放送の簡易確認テスト	<p>⇒36ページの手順1～4のあと</p> <p>5 【その他】を▲・▼で選び、決定を押す</p> <p>6 【簡易確認テスト開始】を▲・▼で選び、決定を押す</p> <p>・地上デジタル放送の場合は、◀・▶で伝送チャンネルを選びます。</p>
----------------	---

B-CASカードの登録番号を確認する

登録番号の確認	<p>⇒36ページの手順1～4のあと</p> <p>5 【その他】を▲・▼で選び、決定を押す</p> <p>6 【B-CASカード番号表示】を選び、決定を押す</p> <p>7 B-CASカード番号を確認したら、決定を押す</p>
---------	---

デジタル放送(地上/BS・110度CS)関連の設定をする・つづき

視聴年齢制限の設定

視聴年齢制限のある番組を見るには視聴年齢設定が必要です。

- あらかじめ本機に視聴年齢制限を設定しておくことで、暗証番号を入力しないと視聴できないようにすることができます。

暗証番号を設定／変更する	<p>設定した暗証番号を忘れないようにご注意ください。忘れてしまったときはご自身で変更することができないため、有償でのご対応となります。⇒「RDシリーズサポートダイヤル(裏表紙)」にご連絡ください。</p>
<p>⇒36ページの手順1～4のあと</p> <p>5 【視聴設定】を▲・▼で選び、決定を押す</p> <p>6 【暗証番号設定】を▲・▼で選び、決定を押す</p> <p>7  ～  で登録したい暗証番号を入力する</p> <p>※ 暗証番号を変更する場合は、設定した番号を入力したあと、新しい番号を入力します。</p> <p>8 確認のため、暗証番号をもう一度入力する</p>	<p>⇒36ページの手順1～4のあと</p> <p>5 【視聴設定】を▲・▼で選び、決定を押す</p> <p>6 【暗証番号設定】を▲・▼で選び、決定を押す</p> <p>7  ～  で登録したい暗証番号を入力する</p> <p>※ 暗証番号を変更する場合は、設定した番号を入力したあと、新しい番号を入力します。</p> <p>8 確認のため、暗証番号をもう一度入力する</p>
視聴年齢制限を設定する	<p>視聴制限のある番組で、視聴できる年齢を設定します。上限を超える番組を見るときは、設定した暗証番号を入力します。</p>
<p>⇒36ページの手順1～4のあと</p> <p>5 【視聴設定】を▲・▼で選び、決定を押す</p> <p>6 【視聴年齢制限設定】を▲・▼で選び、決定を押す</p> <p>7  ～  で、登録したい暗証番号を入力する</p> <p>8 制限したい年齢を選び、決定を押す</p>	<p>⇒36ページの手順1～4のあと</p> <p>5 【視聴設定】を▲・▼で選び、決定を押す</p> <p>6 【視聴年齢制限設定】を▲・▼で選び、決定を押す</p> <p>7  ～  で、登録したい暗証番号を入力する</p> <p>8 制限したい年齢を選び、決定を押す</p>

地デジ難視対策衛星放送の利用

「地デジ難視対策衛星放送」とは、地上アナログ放送が終了するまでに地上デジタル放送を受信できない地区でも、地上デジタル放送の番組を視聴できるよう、暫定的に衛星放送を利用して行われる放送です。

放送の内容や利用できる地域、お申し込み方法などについては、社団法人デジタル放送推進協会のホームページ <http://www.dpa.or.jp/safetynet/> をご覧ください。

地デジ難視対策衛星放送の利用	<p>⇒36ページの手順1～4のあと</p> <p>5 【地デジ難視対策衛星放送】を▲・▼で選び、決定を押す</p> <p>6 【利用する】を選び、決定を押す</p>
-----------------------	---

デジタル放送用アンテナ関連の設定

- 【】を押し、【設定メニュー】を▲・▼で選び、【決定】を押す
- 【チャンネル／入力設定】を▲・▼で選び、【決定】を押す

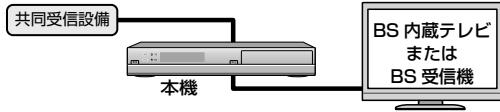
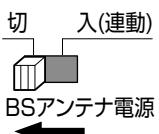
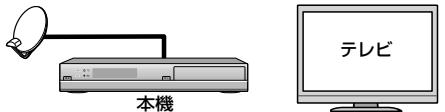
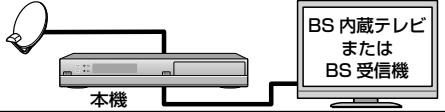
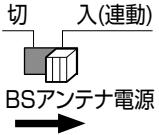
BS・110度CSアンテナ 電源設定

BS・110度CSアンテナで放送を受信するには、組み込まれているコンバーターへの電源供給が必要です。アンテナの接続環境に合わせて設定してください。

⇒上の手順1～2のあと

- 【BS・110度CSアンテナ電源設定】を選び、【決定】を押す

- 【切】または【パワーセーブ】を選び、【決定】を押す

接続環境	本機の設定	他（テレビなど）のBS受信機の設定
1. テレビ共同受信設備（マンションなど）のアンテナ引込線と接続する場合 	【切】 BS・110度CSアンテナ電源設定 切 パワーセーブ	
2. BS・110度CSアンテナが本機専用の場合 	【パワーセーブ】 BS・110度CSアンテナ電源設定 切 パワーセーブ	—
3. BS・110度CSアンテナを本機を経由して他の受信機に接続する場合 	【パワーセーブ】 BS・110度CSアンテナ電源設定 切 パワーセーブ	

——：アンテナと本機やテレビなどとの接続（同軸ケーブル）

ご注意

- 【パワーセーブ】に設定すると、本機のBS・110度CS入力端子からBS・110度CSアンテナに電源（+15V）を供給します。接続用同軸ケーブルの芯線とアース線がショートしないようにしてください。

お知らせ

- 【パワーセーブ】に設定しても、接続の間違いや分配器やケーブルによるショートなどが発生すると、自動的に【切】に切り換わります。自動的に【切】に切り換わった場合は、配線などを確認してから再設定をしてください。

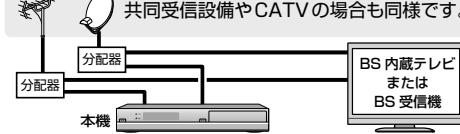
アンテナ出力 切換設定

本機とテレビなどを接続しているときに、アンテナ出力端子から送られる信号の増幅機能（ブースター）を、本機の電源に合わせて、入／切するかどうかを設定します。

⇒上の手順1～2のあと

- 【アンテナ出力切換設定】を▲・▼で選び、【決定】を押す

- 【切】または【入】を選び、【決定】を押す

接続環境	本機の設定	備考
1. 分配器を使用して個別に接続している場合 	【切】 アンテナ出力切換設定 切 入	本機の電源を「切」にしたときに、増幅機能（ブースター）を「切」にします。消費電力を抑えることができますが、接続したテレビなどで、放送を受信できなくなる場合があります。
2. テレビなどの他の受信機が、本機を経由してアンテナに接続している場合 	【入】 アンテナ出力切換設定 切 入	本機の電源を「切」にしても、接続したテレビなどで放送を楽しむことができます。

——：アンテナと本機やテレビなどとの接続（同軸ケーブル）

デジタル放送用アンテナ関連の設定・つづき

デジタル放送用アンテナの調整や設定をする

アンテナ本体の方向調整方法は、アンテナの取扱説明書をご覧になるか、お買い上げの販売店にご相談ください。

地上Dアンテナ レベル

地上デジタル放送の映りが悪いときに、アンテナを調整してください。

⇒36ページの手順1～4のあと

5 【初回設定】を▲・▼で選び、決定を押す

6 【受信設定】を▲・▼で選び、決定を押す

7 【地上Dアンテナレベル】を▲・▼で選び、決定を押す

8 【伝送チャンネル】を◀・▶で選び、決定を押す

9 アンテナをゆっくり動かして、「アンテナレベル」の数値が最大となるように調整する



10 アンテナレベルが最大になる方向でアンテナを固定し、決定を押す

BS・110度 CSアンテナ レベル

BS・110度CSデジタル放送の映りが悪いときに、アンテナを調整してください。

⇒36ページの手順1～4のあと

5 【初回設定】を▲・▼で選び、決定を押す

6 【受信設定】を▲・▼で選び、決定を押す

7 【BS・110度CSアンテナレベル】を▲・▼で選び、決定を押す

8 放送切換を押して、BSまたは110度CSを切り換える

9 契約しているチャンネルまたは無料チャンネルを選ぶ

10 アンテナをゆっくり動かして、「アンテナレベル」の数値が最大となるように調整する



11 アンテナレベルが最大になる方向でアンテナを固定し、決定を押す

BS／110度CS 中継器切換

※通常は切換の必要はありません。

衛星の一部の中継器が故障したときや受信できないときは、他の中継器に切り換えることによって、故障した中継器以外の放送が受信できるようになります。

⇒36ページの手順1～4のあと

5 【初回設定】を▲・▼で選び、決定を押す

6 【受信設定】を▲・▼で選び、決定を押す

7 【BS中継器切換】または【110度CS中継器切換】を選び、決定を押す

8 中継器を◀・▶で切り換える

BSデジタルの場合(選択可能な中継器)

BS01、BS03、BS05、BS07、BS09、BS11、BS13、BS15、BS17、BS19、BS21、BS23

110度CSデジタルの場合(選択可能な中継器)

ND02、ND04、ND06、ND08、ND10、ND12、ND14、ND16、ND18、ND20、ND22、ND24

9 放送が受信できることを確認して、決定を押す

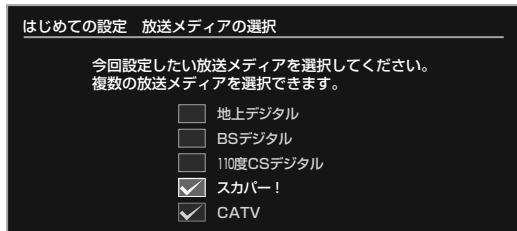


・中継器を切り換えると受信できない場合がありますが、これは本機の故障ではありません。

» 準備

チューナー (⇒10、11ページ) や、ネットワーク (⇒13ページ) に接続しておきます。

- 1 **スタートメニュー** を押す
- 2 【設定メニュー】を▲・▼で選び、**決定** を押す
- 3 【はじめての設定/管理設定】を▲・▼で選び、**決定** を押す
- 4 【はじめての設定】を▲・▼で選び、**決定** を押す
- 5 【開始】を選び、**決定** を押す
- 6 スカパー！またはCATVを選び、**決定** を押して「✓」を付け、【次に進む】を選び、**決定** を押す



手順に従って、スカパー！またはCATVに必要な設定だけ行ないます。(⇒25、26ページ)

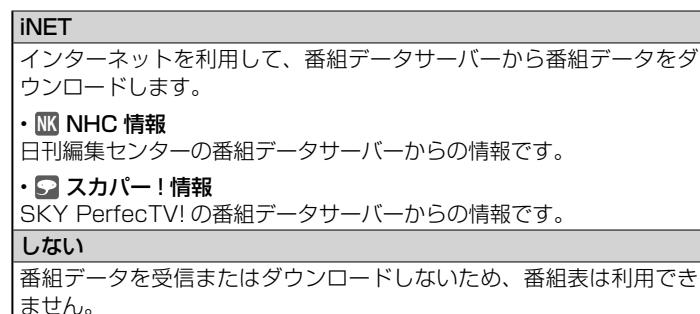
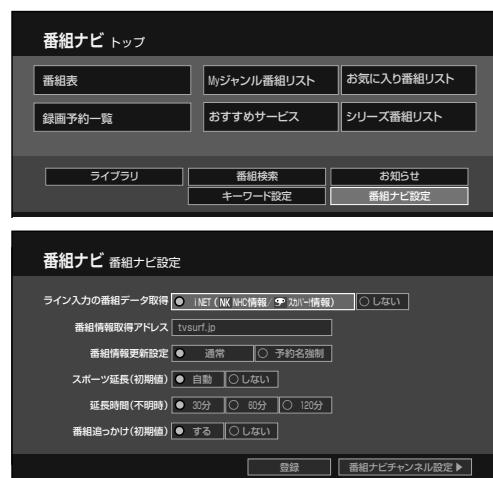
スカパー！またはCATVの番組表を表示するには、以下の設定が必要です。(⇒21、22ページ)

- ・② - ① 「イーサネットの利用設定」で、【利用する】を選ぶ
- ・② - ⑥ 「iNETの利用設定」で、【利用する】を選ぶ

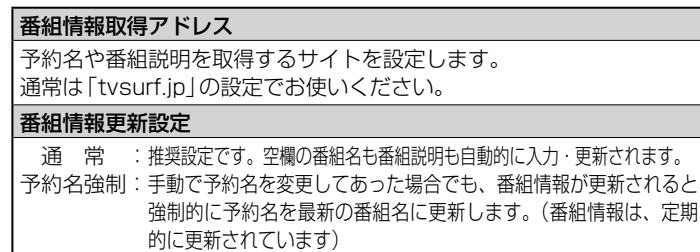
番組表の設定を確認する

「はじめての設定」が終わったら、スカパー！またはCATVの番組表が使えるように、iNETが選ばれているかを確認します。

- 1 **番組ナビ** を押す
- 2 【番組ナビ設定】を▲・▼・◀・▶で選び、**決定** を押す
- 3 【ライン入力の番組データ取得】で、「iNET」になっていることを確認する



※以下の項目は、特に必要がない場合は推奨設定のままでお使いください。



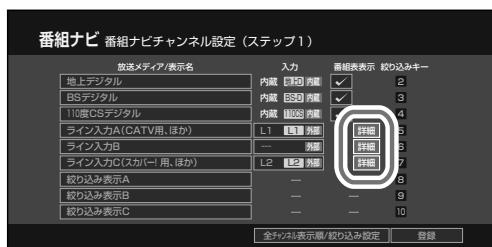
スカパー！/CATVチューナーをあとからつないだときは・つづき

番組表で表示するチャンネルを追加／変更する

チャンネル番号が実際の放送と違う場合や、新たに受信可能になったチャンネルを番組表に加えたりしたいときに、以下の手順を行ないます。

» 準備

- ① **番組ナビ** を押す
- ② **【番組ナビ設定】**を▲・▼・◀・▶で選び、**決定**を押す
- ③ **【番組ナビチャンネル設定】**を▲・▼・◀・▶で選び、**決定**を押す



- 1 **変更／追加したいチャンネルの放送メディアの【詳細】を▲・▼・◀・▶で選び、決定を押す**



- 2 **変更したい「チャンネル名」を▲・▼・◀・▶で選び、決定を押す**



- 3 **放送の種類を▲・▼で選び、決定を押す**

- 4 **チャンネル名を▲・▼・◀・▶で選び、決定を押す**

・「表示 CH」「CH コード」も、チャンネル名に合わせて変更されます。

※ 必要に応じて、手順 ②～④ をくり返します。

- 5 **【登録】を選び、決定を押す**

設定した内容が登録されます。

※ 受信できない CH コードが設定されていると、番組表に表示されても、実際に録画・視聴はできません。

ポイント

- ・「表示 CH」をお好みの名称に変更することもできます。
- ・番組表に表示するロゴを変更したい場合は、「CH ロゴ」でお好みのロゴを選びます。

お知らせ

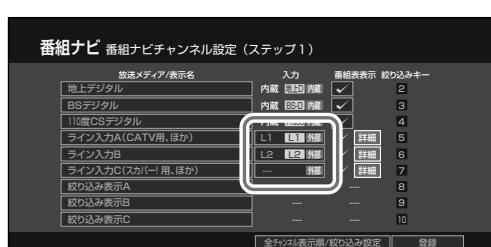
- ・番組表で表示されるチャンネル名や内容が、実際に視聴しているチャンネルと異なるときは、手動でCHコードを変更してください。
- ・「ライン入力A」「ライン入力B」「ライン入力C」のすべてで、ユーザー登録によるCHコードの重複登録はできません。(自動変換される場合を除く) CHコードが重複し、【登録】ができないときは、不要な重複CHコードを削除または変更してから、希望の放送メディアへCHコードを登録してください。

外部機器チューナーをつないでいる状態で、新たなチューナーをつないだときは

» 準備

- ① **番組ナビ** を押す
- ② **【番組ナビ設定】**を▲・▼・◀・▶で選び、**決定**を押す
- ③ **【番組ナビチャンネル設定】**を▲・▼・◀・▶で選び、**決定**を押す

- 1 **接続した外部機器を割り当てる【入力】を▲・▼・◀・▶で選び、決定を押す**



- 2 **外部機器を接続した入力を▲・▼で選び、決定を押す**



必要に応じて、上記「番組表で表示するチャンネルを追加／変更する」の手順 ①～⑤ を行ってください。

iNET用CHコード表

iNETのCHコードについては、http://www.toshiba.co.jp/regza/bd_dvd/ からご確認ください。
CHコードを入力すると自動的にチャンネル名が表示されます。

スカパー！チャンネル

スカパー！の番組表をお使いになるときは、CHコードの設定が必要です。

※ 110度CSデジタル放送のスカパー！e2ではなく、従来からのスカパー！の受信チャンネル番号を登録してください。

例	スカパー！のチャンネル名	ch番号	CHコード
	CLUBスカパー！TV	ch 200	C100-200

スカパー！のチャンネル名とch番号に関して、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.skyperfectv.co.jp/channel/> または <http://www.skyperfectv.co.jp/> (アドレスは予告なく変更になる場合があります。2010年6月現在)

お知らせ

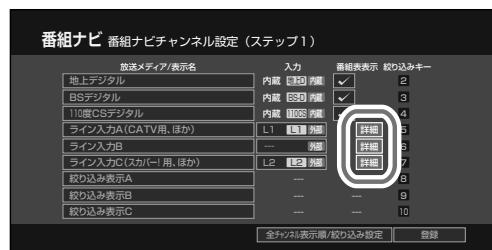
- スカパー！番組表データは、DEPGサービスとは提供元が異なるため、番組表データのみのサービスとなります。このため、番組検索による検索はできないほか、お気に入り番組リストの表示にも制限があります。
- また、暫定サービスのため、動作・内容の保証はしておりません。お問い合わせやカスタマーサポートはサービスの対象外となります。
- 放送局側の契約や意向により、一部チャンネルの情報が提供されない場合があります。

スカパー！またはCATVの連動機能設定をする

準備

- 番組ナビを押し、【番組ナビ設定】を▲・▼・◀・▶で選び、決定を押す
- 【番組ナビチャンネル設定】を▲・▼・◀・▶で選び、決定を押す

1 接続したチューナーの【詳細】を▲・▼・◀・▶で選び、決定を押す



2 【スカパー！/CATV連動設定】を▲・▼・◀・▶で選び、決定を押す



3 スカパー！またはCATVの【連動設定する】を選んだあと、【次に進む】を選び、決定を押す

4 それぞれの画面に従って、設定します。

- スカパー！の「連動設定する」を選んだ場合は、⇒25ページの手順4以降をご覧ください。
- CATVの「連動設定する」を選んだ場合は、⇒26ページの手順6以降をご覧ください。

お知らせ

- 型名TU-DSR35ST (Panasonic製)は、衛星切換に対応していませんので、予約したい番組が視聴中の衛星と異なる場合は、チューナー側で事前に衛星切換を行なってください。
- スカパー！チューナーを複数機器で併用している場合、本機のスカパー！連動機能によって、接続される別機器の録画内容が別チャンネルに切り替わったり、スカパー！チューナーのメッセージ画面やミュート画面などが録画されたりする場合があります。
- スカパー！連動予約と同一番組をスカパー！チューナーでも予約設定すると、予約した番組が正しく選局できない場合があります。スカパー！チューナー側で同一番組を予約設定する場合、本機側は通常外部入力予約として予約登録してください。
- スカパー！連動では、スカパー！のメンテナンスや直前の放送内容の変更などによる、番組の放送時間変更には対応していません。

ネットワーク機能の設定をする

- ・ネットワーク機能を使用するには、あらかじめインターネットサービスプロバイダなどとの契約と、ブロードバンド常時接続の環境に、本機をつなぐことが必要です。
- ・ネットワーク機能と設定については、⇒12ページをご覧ください。

ネットワーク（イーサネット）機能の利用設定をする

» 準備

- ・以下の操作で「イーサネット利用設定」の項目選択画面にする

- ①  を押す
- ② 【設定メニュー】を▲・▼で選び、 を押す
- ③ 【通信設定】を▲・▼で選び、 を押す

- ① 【イーサネット利用設定】を▲・▼で選び、 を押す
- ② 【利用する】を▲・▼で選び、 を押す

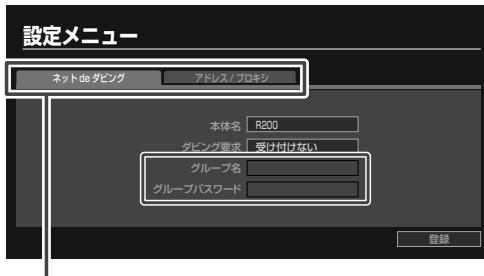
- ③ 「ネットdeダビング」画面と「アドレス/プロキシ」画面の各項目を、右ページの表に従って設定する

左の画面例で中ほどにある「本体名」の右に、本機の機種名が表示されます（R200 または R100）。

○ご注意

不正なアクセスなどを防ぐため、「グループ名」と「グループパスワード」を必ず入力する必要があります。グループ名とパスワードは、他人に知られたり、容易に推測されないような、お客様独自のものにしてください。これらの入力をしないと、設定を完了できません。

- ④ 設定が終わったら【登録】を▲・▼・◀・▶で選び、 を押す



◀・▶でタブを選択して、「ネットdeダビング」画面と「アドレス/プロキシ」画面を切り替えます。

■設定項目（ネット de ダビング画面）

●ネットdeダビング設定

本体名	半角英数字 15 文字以内	通常は設定を変更する必要はありません。本機を複数台接続する場合は、それぞれ本体ごとに変更してください。
ダビング要求	受け付ける	対応する当社製レコーダーを複数台ネットに接続して、相互ダビングするときに選びます。
	受け付けない	ネットを通してのダビングを許可しません。
グループ名*	例：TOSHIBA	複数台をネットに接続しているときのグループ名を設定します。
グループパスワード*		グループ名を設定したときに、パスワードを設定します。

※対応する当社製レコーダー同士でネット de ダビングするときは、両方のグループ名とグループパスワードを一致させないとダビングできません。お持ちの機器で「TOSHIBA」となっていても、本機で設定したグループ名とグループパスワードに変更してください。

■設定項目（アドレス／プロキシ画面）

●ブロードバンド常時接続環境に接続している場合の設定

DHCP	使う	ネットワークの情報を自動的に取得します。
IP アドレス	(設定不要)	DHCP サーバーから取得した IP アドレスが表示されます。
サブネットマスク	(設定不要)	DHCP サーバーから取得したサブネットマスクが表示されます。
デフォルトゲートウェイ	(設定不要)	DHCP サーバーから取得したデフォルトゲートウェイが表示されます。
	自動取得「使う」	「使う」を選ぶと DHCP サーバーから自動的に DNS サーバーアドレスが取得されます。
DNS サーバー	自動取得「使わない」	DNS サーバーアドレスを手動で入力します。ネット de ダビング対応機と直接接続したときは、下の表のように設定してください。
プロキシサーバー	半角英数字記号 32 文字以内	使用しているプロバイダでプロキシ設定が必要な場合に、そのプロキシサーバーのアドレスを設定します。
プロキシポート	80	通常は設定を変える必要はありません。変更が必要なときだけ、1～65535 の間で設定します。
MAC アドレス	(設定不可)	各本体ごとに決められている MAC アドレスが表示されています。 変更はできません。
接続確認*	本機がルーターと問題なく接続されているか確認します。	

※【接続確認】を押すと「アドレス／プロキシ」画面で変更した項目が保存され、保存前の設定に戻せなくなります。念のため設定内容を書き留めておくことをおすすめします。

お知らせ

- ルーターのDHCP機能がうまく働かず、デフォルトゲートウェイ、DNSサーバーのIPアドレスが取得できずエラーになる場合は、ルーターのメーカーにお問い合わせください。

●ネットdeダビング対応機と直接接続した場合の設定

DHCP	使わない	ネットワークの情報を手動で設定します。
IP アドレス	対応機器の IP アドレスが 192.168.1.10 の場合 例：192.168.1.15	本機と接続するネット de ダビング対応機器と同じサブネット内の異なるアドレスを設定します。
サブネットマスク	例：255.255.255.0	接続するネットワーク環境のサブネットマスクを設定します。
デフォルトゲートウェイ	例：192.168.1.1	本機がゲートウェイを使う場合に設定します。
DNS サーバー	例：192.168.1.1	本機が DNS を使う場合に設定します。
プロキシサーバー	(設定不要)	設定は不要です。(設定しても無視されます。)
プロキシポート	(設定不要)	設定は不要です。(設定しても無視されます。)
MAC アドレス	(設定不可)	各本体ごとに決められている MAC アドレスが表示されています。 変更はできません。
接続確認※	本機と接続したネット de ダビング対応機器に接続されているか確認します。 注：「接続確認」をして DNS サーバーに関するメッセージが表示される場合は無視してください。	

※【接続確認】を選び、【決定】を押すと「アドレス／プロキシ」画面で変更した項目が保存され、保存前の設定に戻せなくなります。念のため設定内容を書き留めておくことをおすすめします。

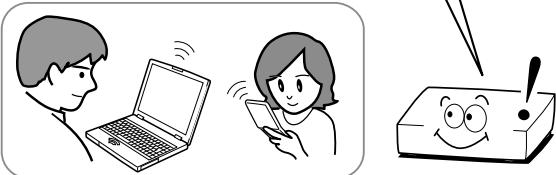
お知らせ

- IPアドレスは、プライベートIPアドレスが設定できます。(例：192.168.1.1～192.168.1.254)

ネットワーク機能の設定をする・つづき

メール録画予約機能の利用設定をする

メールを利用して、本機の録画予約ができます。
以下の説明に従って設定してください。



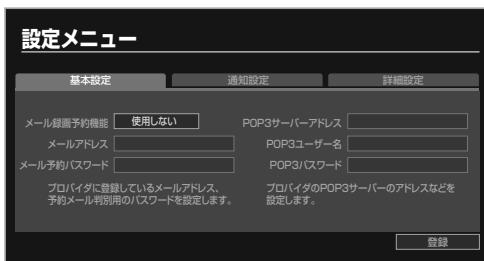
» 準備

- 以下の操作で「メール録画予約設定」の項目選択画面にする
 - ① を押す
 - ②【設定メニュー】を▲・▼で選び、 を押す
 - ③【通信設定】を▲・▼で選び、 を押す

① 【メール録画予約設定】を▲・▼で選び、 を押す

② 【基本設定】の画面が表示されたら【メール録画予約機能】を▲・▼で選び、 を押して【使用しない】または【使用する】を選ぶ

を押すたびに、【使用しない】と【使用する】が切り換わります。



設定内容が表示されていない項目には、文字を入力します。 を押すと文字入力画面が現れますので、一文字ずつ入力してください。
メールアドレスやサーバーアドレスの入力に便利な、入力サンプルを用意しています。
(⇒操作編 122 ページ)

各項目については、⇒50 ページの「メール録画予約機能の設定」もご覧ください。

使用しない

本機のメール録画予約機能を使用しません。

使用する

本機のメール録画予約機能の使用に必要な設定をします。
詳しくは、下の表をご覧ください。

使用しない場合は、右下の【登録】を選んで を押し、【設定メニュー】に戻ります。

使用する場合は、以下の設定を行なってください。

メールアドレス(例 : rdstyle @ xxxxx.co.jp)

本機にメールを送るときに使用する、メールアドレスを設定します。

メール予約パスワード(例 : valdiaidlav)

予約メールとして判別するために、6 文字以上 20 文字以内で半角英数字を設定します。記号が含まれているとエラーが起こり、メール録画予約はできません。

POP3 サーバーアドレス(例 : xxx.xxx.ne.jp)

ご使用のプロバイダの POP3 サーバーのアドレスを設定します。
(半角英数字 63 文字以内)

POP3 ユーザー名

ご使用のプロバイダの POP3 サーバーにアクセスするときのユーザー名を設定します。半角英数字 63 文字以内で入力します。

POP3 パスワード

ご使用のプロバイダの POP3 サーバーにアクセスするときのパスワードを設定します。(半角英数字 16 文字以内)

設定が終わったら、③へ進みます。



【基本設定】と同様に、設定を行ないます。
各項目については、⇒50ページの「メール録画予約機能の設定」もご覧ください。

③【通知設定】を▲・▼・◀・▶で選び、以下の各項目を設定する

メール通知機能
①使用しない：メール録画予約が完了したときにメールで通知しません。 ②指定アドレスへ通知：メール録画予約が完了したときにメール通知用の指定アドレスへ通知します。 ③送信元アドレスへ通知：メール録画予約が完了したときに送信元アドレスへ通知します。 ④指定アドレスと送信元アドレスへ通知：メール録画予約が完了したときにメール通知用の指定アドレスと送信元アドレスへ通知します。
SMTP サーバーアドレス (例：XXX.XXX.ne.jp)
SMTP サーバーのアドレスを設定します。(半角英数字 63 文字以内)
メール通知用の指定アドレス (例：XXXXXXXX@XXX.XXX.ne.jp)
メール録画予約が完了したときに、本機から通知する先のメールアドレスを設定します。(半角英数字 63 文字以内)
失敗しそうな予約の通知
①通知しない：メール通知はしません。 ②通知する：失敗しそうな予約がある場合、上の「メール通知用の指定アドレス」で設定したアドレスへ、メールでお知らせします。 (例)・番組の途中で録画が中断したとき ・番組追っかけに失敗したとき ・優先度の関係で録画が失敗したとき このメールは目安であり、実際に失敗する予約すべてを通知するものではありません。予約にはご注意ください。
おまかせ自動予約の通知
①通知しない：メール通知はしません。 ②通知する：「おまかせ自動録画」で録画予約をした場合、上の「メール通知用の指定アドレス」で設定したアドレスへ、メールでお知らせします。

設定が終わったら、④へ進みます。

④【詳細設定】を▲・▼・◀・▶で選び、以下の各項目を設定する

APOP
①使用する：APOP を使います。 ②使用しない：APOP を使いません。
電源 ON 時の POP3 アクセス間隔 (例：15 分)
POP3 サーバーへのアクセス間隔時間(電源 ON 時に定期的に予約メールをチェックする時間の間隔)を 5 分～120 分の間で設定します。
電源 OFF 時の POP3 アクセス時間の分 (例：40)
POP3 サーバーへのアクセス時間(電源待機状態時に定期的に予約メールをチェックする時間の「分」)を選択します。 画面に示されている時間の、選択された「分」に予約メールをチェックします。
メール録画予約時アドレスフィルタリング
①使用する：「フィルタアドレス」で指定したアドレスからの予約メールだけを受信します。 ②使用しない：すべてのアドレスからの予約メールを受信します。
フィルタアドレス (例：XXXXXXXX@XXX.XXX.ne.jp)
「メール録画予約時アドレスフィルタリング」を「使用する」にしている場合に設定します。(半角英数字 63 文字以内)

設定が終わったら、⑤へ進みます。

⑤【登録】を▲・▼・◀・▶で選び、決定を押す

設定が登録されます。
※【登録】をしないと設定はされません。



【基本設定】と同様に、設定を行ないます。
各項目については、⇒50ページの「メール録画予約機能の設定」もご覧ください。

ネットワーク機能の設定をする・つづき

■ メール録画予約機能の設定（メール録画予約機能を使う場合に設定します。）

メール録画予約機能	使用する	メール録画予約機能を使います。
	使用しない	メール録画予約機能を使いません。
メール予約パスワード	例：rdstyle	予約メールとして判別するために、6 文字以上 20 文字以内で半角英数字を設定します。記号が含まれているとエラーが起こり、メール録画予約はできません。
POP3 サーバーアドレス	例：XXX.XXX.ne.jp	ご使用のプロバイダの POP3 サーバーのアドレスを設定します。（半角英数字 63 文字以内）
POP3 ユーザー名		ご使用のプロバイダの POP3 サーバーにアクセスするときのユーザー名を設定します。半角英数字 63 文字以内で入力します。
POP3 パスワード		ご使用のプロバイダの POP3 サーバーにアクセスするときのパスワードを設定します。半角英数字 16 文字以内で入力します。
APOP	使用する	APOPを使います。
	使用しない	APOPを使いません。
電源 ON 時の POP3 アクセス間隔	例：15	POP3 サーバーへのアクセス間隔時間（電源 ON 時に定期的に予約メールをチェックする時間の間隔）を 5 分～120 分の間で設定します。
電源 OFF 時の POP3 アクセス時間の分	例：40	POP3 サーバーへのアクセス時間（電源待機状態時に定期的に予約メールをチェックする時間の「分」）を選択します。 2 時 / 5 時 / 8 時 / 11 時 / 14 時 / 17 時 / 20 時 / 23 時の選択された「分」に予約メールをチェックします。
メール録画予約時アドレスフィルタリング	使用する	「フィルタアドレス」で指定したアドレスからの予約メールだけを受信します。
	使用しない	すべてのアドレスからの予約メールを受信します。
フィルタアドレス	例：XXXXXXXX@XXX.XXX.ne.jp	「メール録画予約時アドレスフィルタリング」を「使用する」にしている場合に設定します。半角英数字 63 文字以内で入力します。
メール通知機能	使用しない	メール録画予約が完了したときにメールで通知しません。
	指定アドレスへ通知	メール録画予約が完了したときにメール通知用の指定アドレスへ通知します。
	送信元アドレスへ通知	メール録画予約が完了したときに送信元アドレスへ通知します。
	指定アドレスと送信元アドレスへ通知	メール録画予約が完了したときにメール通知用の指定アドレスと送信元アドレスへ通知します。
失敗しそうな予約の通知	通知しない	メール通知はしません。
	通知する	失敗しそうな予約がある場合、メールでお知らせします。 (例) ・番組の途中で録画が中断したとき ・番組追っかけに失敗したとき ・優先度の関係で録画が失敗したとき このメールは目安であり、実際に失敗する予約すべてを通知するものではありません。予約にはご注意ください。
おまかせ自動予約の通知	通知しない	メール通知はしません。
	通知する	「おまかせ自動録画」で録画予約をした場合に、メールでお知らせします。
SMTP サーバーアドレス	例：XXX.XXX.ne.jp	SMTP サーバーのアドレスを設定します。 半角英数字 63 文字以内で入力します。
メールアドレス	例：XXXXXXXX@XXX.XXX.ne.jp	プロバイダのメールサービスのメールアドレスを設定します。 半角英数字 63 文字以内で入力します。
メール通知用の指定アドレス	例：XXXXXXXX@XXX.XXX.ne.jp	メール録画予約が完了したときに通知する先のメールアドレスを設定します。半角英数字 63 文字以内で入力します。

お知らせ

- 本機の動作状態によっては、メール録画予約機能が働かない場合があります。
- ルーターによっては、DHCPによって割り振られるIPアドレスが頻繁に変わることがあります。
- ルーターの管理ソフトウェアで、本機のIPアドレスを確認するには、本機の「イーサネット設定」の「アドレス／プロキシ」画面（⇒46ページ）に表示されているMACアドレスから、割り振られたIPアドレスを探してください。
- プロキシ設定が行なわれていると、アクセスできない場合があります。⇒46ページをご覧ください。

リモコンの設定をする

本機のリモコンでテレビを操作できるようにする

1 放送切換 または  を押したまま、下記の表を参考に、お使いのテレビのメーカー番号を、2ヶタ入力する

テレビメーカー	メーカー番号	テレビメーカー	メーカー番号	テレビメーカー	メーカー番号
東芝	00 *	シャープB	06 *	NEC	12
パナソニック(松下) A	01 *	日本ビクター	07	富士通ゼネラル	13
パナソニック(松下) B	02	三洋 A	08	パイオニア	14 *
日立	03 *	三洋 B	09	エプソン	15 *
三菱	04	ソニー A	10 *		
シャープ A	05	ソニー B	11 *		

フルリモコンでは



放送切換 を押したまま、0～9の番号ボタンを入力します。

(例) 東芝(00)の場合

放送切換 を押したまま、
11/0 → 11/0 (番号「0」です) を押します
(番号「0」は番号「0」です)。

シンプルリモコンでは



放送切換 を押したまま、左図で割り当てられた、0～9のボタンを入力します。

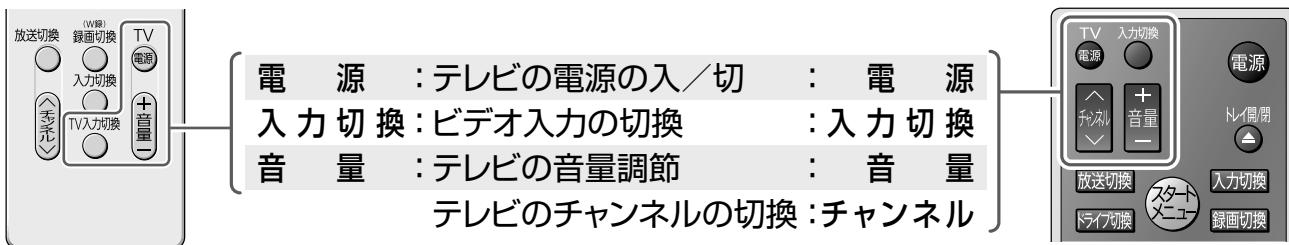
(例) 東芝(00)の場合

放送切換 を押したまま、
11/0 → 11/0 (番号「0」です) を押します。

お知らせ

- メーカーによっては、二つ以上の設定番号があります。その場合は、本機のリモコンで操作できるかどうか、一つずつ試してみてください。
- 上記の表に無いメーカーは、本機のリモコンを使ってのテレビ操作はできません。

お使いのテレビで以下の操作ができるようになります



●フルリモコンなら、こんなこともできます

「メーカー番号」の後ろに「*」の付いているメーカーのテレビをお使いの場合は、を押しながら右記の各ボタンを押すと、放送の種類を切り換えることができます。

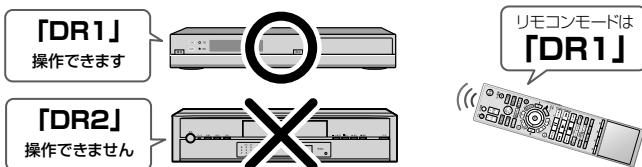
	：地上アナログ放送
	：地上デジタル放送
	：BS デジタル放送
	：110 度 CS デジタル放送

ご注意

- リモコンの電池交換など、電池が取りはずされると、メーカー番号は出荷時設定番号(00)に戻ります。その際は、テレビのメーカー番号を設定し直してください。
- 対応メーカーでも、テレビによっては本機のリモコンで操作できない場合や、一部操作できないボタンがあります。

リモコンの設定をする・つづき

当社製レコーダーを2、3台使うときのリモコン設定



当社製レコーダーを2台または3台お使いになると、リモコンモードを別々に設定しておくと、誤動作の防止に役立ちます。

» 準備

- ① を押す
- ②【設定メニュー】を▲・▼で選び、 を押す
- ③【操作・表示設定】を▲・▼で選び、 を押す

設定例

お持ちの当社製レコーダーが「DR1」に設定してあるので、本機のリモコンモードを「DR2」にします。

- ① **【リモコンモード】を▲・▼で選び、 を押す**
- ② **本体のリモコンモード(例の場合、【DR2】)を▲・▼で選び、 を押す**



を押すとリモコンモードが切り換わるので、手順 ③ のリモコン側の設定をするまで、リモコンが動かなくなります。

- ③ **選んだモードに合わせて、リモコン側の設定をする(例の場合、 を押しながら を押す)**

リモコンモード(本体側)	フルリモコン側	シンプルリモコン側
【DR1】	+ 1	+ 早戻し
【DR2】	+ 2	+ 再生
【DR3】	+ 3	+ 早送り

リモコンの操作を一時的にオフにする

本機が動作しないよう、一時的にリモコン信号を受け付けないようにします。

- ① **本体の を押しながら、本体の ボタンを約3秒以上押す**

本体表示部に「DR - OFF」の表示が出て、リモコンは動かなくなります。

解除するときは、もう一度同様の操作をします。

お知らせ

- ・リモコンのリモコンモードと本体のリモコンモードが違うと、操作したときに、本体側のリモコンモードが本体の表示窓に約3秒間表示されます。
- ・他の当社製レコーダーは、リモコン操作できる機能が異なることがあります。
- ・リモコンの電池を入れ替えたとき、または本体の時刻表示が点滅したときには、本体とリモコンのリモコンモードを確認してください。

ソフトウェアの更新について

お買い上げ後、本機をより快適な環境でお使いいただくために、当社が本機内部のソフトウェア（制御プログラム）を改良し、最新版として公開する場合があります。

本機のソフトウェアを最新のものに更新するには、以下の方法があります。

【放送からの自動ダウンロード】

BS デジタル、または地上デジタル放送の放送波で送られる自動ダウンロード用のソフトウェアをダウンロードする

【設定メニュー】であらかじめ設定しておくことによって、自動ダウンロード用のソフトウェアが送られてきたときに、本機が自動的にダウンロードします。ダウンロード完了後は、本機のソフトウェアの更新も自動的に行われます。

【サーバからのダウンロード開始】

東芝サーバーからソフトウェアをダウンロードする

イーサネット通信（LAN 端子の接続）によって、東芝サーバーからソフトウェアのダウンロードをします。ダウンロード完了後は、本機のソフトウェアの更新も自動的に行われます。インターネットを利用するので、本機をブロードバンド常時接続環境につなぎ、ネットワーク機能を設定してください。

- ・本機をブロードバンド常時接続環境につなぐ（⇒ 13 ページ）
- ・ネットワーク機能の設定をする（⇒ 46 ページ）

このほかに当社ホームページから最新版のソフトウェアをダウンロードして、更新する方法があります。

詳しくは、http://www.toshiba.co.jp/regza/bd_dvd/ をご覧ください。

地上デジタル放送・BS デジタル放送をご利用でない方は、ネットワークをご利用ください。

ダウンロード中は、電源プラグを抜かないでください。

ソフトウェアの書き込みが中断され、本機が正常に動作しなくなる場合があります。

動作しなくなった場合は、「RD シリーズサポートダイヤル」（⇒裏表紙）にご連絡ください。

■最新のソフトウェアをダウンロードするには

●【放送からの自動ダウンロード】

自動ダウンロード用のソフトウェアが送られてきたときに、自動的にダウンロードさせることができます。お買い上げ時は、「する」に設定されています。

- ①  を押して、【設定メニュー】を選び、
 を押す
- ② 【はじめての設定／管理設定】を選び、
 を押す
- ③ 【ソフトウェアのダウンロード】を選び、
 を押す
- ④ 【放送からの自動ダウンロード】を選び、
 を押す

自動でダウンロードさせたくないときは「しない」に設定すると、ダウンロードを行いません。

●【サーバからのダウンロード開始】

イーサネット通信を使って、東芝サーバーからソフトウェアのダウンロードをします。サーバー上に更新情報がない場合は、メッセージが表示されダウンロードは行いません。

- ① 左の「放送からの自動ダウンロード」の手順1～3をする
- ② 【サーバからのダウンロード開始】を選び、 を押す

 を押すとメッセージが表示されます。メッセージに従って操作してください。

■ダウンロードの動作について

- ・放送からの自動ダウンロードは、電源が「待機」状態のときにだけ、実行されます。
- ・放送からの自動ダウンロードの実行中は表示窓に「UPDATE」が表示されます。「UPDATE」中は、電源の入／切などの操作はできません。
- ・ダウンロードがすべて完了したあと、次に電源を「入」にしたときに更新が成功したことをお知らせするメッセージが表示されます。その後は通常どおり操作できます。

お知らせ

- ・「放送からの自動ダウンロード」は、悪天候の場合などには実行されないことがあります。

使用上のお願い 必ずお読みください。

免責事項について

- 火災、地震や雷などの自然災害、第三者による行為、その他の事故、お客様の故意または過失、誤用、その他異常な条件下での使用によって生じた障害に関して、当社は一切の責任を負いません。
- 本製品の使用または使用不能から生ずる付随的な障害（事業利益の損失、事業の中断）に関して、当社は一切の責任を負いません。
- 取扱説明書の記載内容を守らないことによって生じた損害に関して、当社は一切の責任を負いません。
- 当社が関与しない接続機器、ソフトウェアなどとの意図しない組み合わせによる誤動作やハングアップ（操作不能）などから生じた損害に関して、当社は一切責任を負いません。

内蔵ハードディスク（HDD）およびDVD ドライブについての重要なお願い

本機にはハードディスク（HDD）が内蔵されています。HDDは衝撃や振動、温度などの周囲の環境の変化による影響を受けやすく、記録されているデータが損なわれることがありますので以下のとおりお気をつけください。

- 振動や衝撃を与えないでください。（特に動作中^{*}）
- 振動する場所や不安定な場所で使用しないでください。
- 水平以外にして置かないでください。
- 背面の内部冷却用ファンの通風孔をふさがないでください。
- 温度の高いところや急激な温度変化のある場所では使用しないでください。
- 電源を入れたままの状態で電源プラグをコンセントから抜かないでください。
- 録画や再生の動作中に電源プラグをコンセントから抜いたり、本機設置場所のブレーカーを落としたりしないでください。電源プラグは、必ず電源ボタンを押して、終了処理が終わり、完全に電源が切れてから抜くようにしてください。録画中に電源プラグを抜いたりブレーカーを落としたりすると、これまで記録されたデータはすべて失われることがあります。
- 衝撃・振動・誤動作および故障や修理などによって生じた記録データの損壊、喪失について、当社は一切の責任を負いません。

HDDは非常に精密な機器で、使用状況によっては部分的な破損や、最悪の場合データの読み書きができなくなるおそれもあります。このため内蔵HDDは、録画した内容の恒久的な保管場所ではなく、あくまでも一度見るまでの、または編集したあとに、各DVDディスクなどにダビングするまでの、一時的な保管場所として使用してください。

また、内蔵HDD内に壊れかけている部分があると、録画した場合には、その部分にブロックノイズ（四角いノイズ）が出たり、音声の乱れが発生することがあります。そのまま放置すると、ノイズや乱れが激しくなってきて、最悪の場合、内蔵HDD全体が使えなくなってしまうおそれがあります。こうした現象が見られたら、できるだけ早い時期に各DVDディスクにダビングしてください。パソコンと同様に、HDDは壊れやすい要因を多分に含んだ特殊な部品です。DVDディスクへのバックアップを前提の上で使用してください。

取扱いに関するここと

- 非常時を除いて、電源が「入」のときには絶対に電源プラグをコンセントから抜かないでください。故障の原因となります。
- 移動させるときは
引っ越しなど、遠くへ運ぶときは、傷が付かないように毛布などでくるんでください。また、衝撃や振動を与えないでください。
- 殺虫剤や揮発性のものをかけたりしないでください。また、ゴムやビニール製品などを長時間接触させないでください。
変色したり、塗装がはげたりする原因となります。
- たばこの煙や煙を出すタイプの殺虫剤、ほこりなどが機器内部にはいると故障の原因になります。
- 長時間ご使用にならると上面や背面が多少熱くなりますか、故障ではありません。
- 本機は精密電子機器です。長くご愛用いただくためにできるだけ丁寧に取り扱ってください。

使用しないときは

- ふだん使用しないとき
ディスクトレイから必ずディスクを取り出し、電源を切つておいてください。
- 長期間使用しないとき
電源プラグを抜いてください。
表示窓に“□”が表示されている（⇒操作編 146 ページ）ときは、本体の『停止』ボタンを長押しして、表示が消えたことを確認してから、電源プラグを抜いてください。

置き場所に関するここと

- 本機は水平で安定した場所に設置してください。ぐらぐらする机や傾いているところなど不安定な場所で使わないでください。ディスクがはずれるなどして、故障の原因となります。本機を設置する場所は、本機の重さに十分に耐えられることを確認してください。また本機が落下した場合に、けがの原因となるため、高い場所への設置はしないでください。
- 本機をテレビやラジオ、ビデオデッキの近くに置く場合には、本機を使用中、組み合わせによっては画像や音声に悪い影響を与えることがあります。万一、このような症状が発生した場合はテレビやラジオ、ビデオデッキからできるだけ離してください。
- 直射日光のある場所、熱器具の近くなど温度が高くなる場所や、ビデオデッキなど熱源になるような機器の上には置かないでください。故障の原因になります。

お手入れに関するここと

- お手入れの際は、本機の電源プラグをコンセントから抜いて行ってください。
- 本体の汚れは柔らかい布（ガーゼ等）で軽く拭き取ってください。ティッシュペーパーや硬い布は使わないでください。
- ベンジンやシンナー等有機溶剤、石油類は絶対に使用しないでください。本体表面を変質させます。
- 油汚れ等が付いたときは、弱い中性洗剤を薄めたものを含ませて固く絞った柔らかい布で、拭き取ってください。その後、温水を含ませて固く絞った布で十分に拭き取ってください。ただし、わずかに表面が変質する場合があることは予めご承知ください。

日本国内用です

- ・本機を使用できるのは日本国内だけです。外国では電源電圧が異なりますので使えません。
This recorder is designed for use in Japan only and cannot be used in any other countries.

アンテナについて

- ・画像や音声はアンテナの電波受信状況によって大きく左右されます。
- ・本機を接続した場合、電波の弱い地域では、受信状態が悪くなることがあります。この場合は購入店にご相談されるか、市販のアンテナブースターをご購入ください。アンテナブースターをご使用になる場合は、アンテナブースターの説明書をご覧ください。
- ・設置場所や電波障害の影響がある場合には、改善されません。
- ・接続ケーブルやコネクターの接触不良がないように十分確認してください。

音量について

- ・市販のDVDビデオディスクの中には、音量が音楽CDなどの他のソフトよりも小さく感じられる場合があります。これらのディスクの再生のためにテレビやアンプ側の音量を上げたときには、再生が終わったあとに必ず音量を下げてください。

たいせつな録画・録音・編集について

- ・たいせつな録画・録音・編集の場合は、事前に試し録画・録音・編集を行ない、正しくできることを確かめておいてください。
本機およびディスクを使用中、万一何らかの不具合によって、録画・録音・編集されなかった場合の内容の補償および付随的な損害（事業利益の損失、事業の中断など）に対して、当社は一切の責任を負いません。
- ・本機の動作中に電源プラグを抜くと、記録内容がすべて消える場合がありますので、ご注意ください。
- ・悪天候による電波の受信状態や、放送チャンネルおよび番組によっては、映像が乱れたり、音が割れたり、飛んだりすることがあります。
- ・放送番組によっては録画制限（録画禁止など）があるものがあります。この場合、予約をしても録画が実行できない場合があります。
- ・たいせつな録画をされたディスクの定期的なバックアップをおすすめします。
ディスクの経年変化によってはデジタル信号が読み出せなくなったり、消えてしまったりする場合があります。ただし、著作権保護のため1回だけ録画が可能な番組（コピーワンスプログラム）などの録画はバックアップをすることはできません。

停電について

- ・本機の録画中に停電があった場合その内容は保存されません。また、録画以外の操作をしているときに停電があった場合も、保存済みの内容が読み出せなくなることがあります。
- ・停電復帰後に、時計表示が点滅している場合は、時刻を合わせてください。

本体表示窓に「WAIT」表示されたときには

- ・「WAIT」表示中は、本機内部で動作処理中ですので、電源プラグをコンセントから抜いたりしないでください。

「WAIT」の表示が消えるまでは、操作をしないで、そのままお待ちください。

ディスクトレイについて

- ・ディスクトレイの開閉は、本体またはリモコンのボタン操作で行なってください。手で押して閉じたり、動いているディスクトレイに触れたりすると、故障の原因となります。
- ・本機で再生できないディスクやディスク以外のものを、ディスクトレイに入れないでください。また、ディスクトレイを上から押したり、ものを置いたりしないでください。故障の原因となります。
- ・ディスクトレイに入れられるのは1枚だけです。2枚など、複数のディスクを入れると、故障の原因となります。
- ・ディスクトレイの開閉時に異常がある場合は、保護機能によって自動的に止まります。もう一度閉じる操作をしてください。
- ・万一手でディスクがトレイから取り出せなくなった場合は、いったん本機の電源を切ります。その後本体の「取出」またはフルリモコンの^{レバーボタン}を押すと、本機の電源が「入」になり、ディスクトレイが開くことがあります。この操作を行なつてもディスクが取り出せない場合は、本取扱説明書の⇒61ページに記載の「東芝DVDインフォメーションセンター」までご相談ください。
- ・本機で使用したときに異常を示すメッセージが出るディスクを、本機以外の機器で使用すると、ディスク内部のデータを破損し、再生できなくなることがありますのでご注意ください。

再生するときの制約

- ・付属の取扱説明書は、本機の基本的な操作のしかたを説明しています。市販のDVDビデオディスクなどは、ディスク制作側の意図で再生状態が決められていることがあります。本機はディスク制作者が意図した内容に従って再生をするため、操作したとおりに動作しないことがあります。再生するディスクに付属の説明書もご覧ください。
- ・ボタン操作中にテレビ画面に「」が表示されることがあります。
「」が表示されたときは、本機もしくはディスクがその操作を禁止しています。

録画・録音するときの制約

- ・市販されているコピーが禁止されたDVDビデオディスク、音楽用CDの内容を、本機でコピーすることはできません。
録画・録音が制限されていないものは、個人使用の範囲内でだけ、コピーや編集ができます。1回だけ録画が可能な映像（コピーワンス）や複数回コピー可能な映像（ダビング10）^{*1}を、本機は内蔵HDDに録画します。内蔵HDDに録画したコピーワンスの映像は、CPRM^{*2}対応のDVD-RAM、DVD-R/RW（VRフォーマット）へのダビング（移動）が可能ですが、ダビング（コピー）はできません。内蔵HDDに録画したダビング10タイトルは、CPRM^{*2}対応のDVD-RAM、DVD-R/RW（VRフォーマット）へのダビング（移動またはコピー）が可能ですが、回数制限があります。コピーワンス、ダビング10ともにダビングの際やその他の編集制限があります。
また、DVDディスクに記録されたダビング10タイトルは、HDDへコピーも移動もできません。
- ※1 ダビング10については、⇒57ページをご覧ください。
- ※2 CPRMや各ディスクについては、⇒操作編124～127ページをご覧ください。

使用上のお願い・つづき

ソフトウェアの変更について

・本機は品質について万全を期しておりますが、本体内部のソフトウェアを変更して、品質や性能をさらに改善する場合があります。その場合、ユーザー登録をしていただいたお客様にはご案内をさせていただきますので、ユーザー登録をご協力いただきますよう、お願ひいたします。

また、本機の自動ダウンロード機能を「する」の状態に設定しておくと、放送電波（地上デジタル放送またはBSデジタル放送を受信できる環境と設定が必要です）の中に入れられたソフトウェアを受信することによって、自動的にソフトウェアを最新版に更新させることができます。（お買い上げ時は、「する」の状態に設定されています。）ソフトウェアの更新や自動ダウンロードについては、⇒ 53 ページをご覧ください。

ソフトウェアの更新中は電源を切ったり電源プラグをコンセントから抜いたりしないでください。

地上デジタル放送について

■地上デジタル放送とは？

地上波のUHF帯を使用したデジタル放送のことです。現在行なわれているアナログ方式の地上放送は、今後地上デジタル放送に変わっていきます。

■地上デジタル放送の特長

これまでの地上アナログ放送に比べて、以下のメリットがあります。

①デジタルハイビジョン放送を中心とした高画質・多チャンネル放送

②高音質放送（MPEG-2 AAC方式）

③ゴーストの影響を受けにくいので、画像が鮮明

④データ放送や双方向通信サービス

（通常の番組に加えて、地域に密着したニュースや天気予報などのデータ放送が予定されています。また、電話回線等を使った双方向通信サービスによって、オンラインショッピングや視聴者参加型のクイズ番組なども予定されています。）

（本機は電話回線を使用した双方向通信サービスには対応していません。）

⑤移動体受信・部分受信サービス

（本機では部分受信サービスは受信できません。）

地上デジタル放送を受信するには、本機のほかに地上デジタル放送に対応したUHFアンテナが必要です。（ほかに混合器や分波器が必要な場合もあります。）

アナログ放送からデジタル放送への移行について

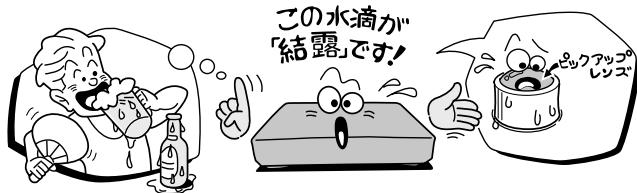
■地上デジタルテレビ放送は、関東、中京、近畿の三大広域圏の一部で2003年12月から開始され、その他の都道府県の県庁所在地は2006年末までに放送が開始されました。

今後も受信可能エリアは順次拡大されます。

この放送のデジタル化に伴い、地上アナログテレビ放送とBSアナログテレビ放送は2011年7月24日までに終了することが、国の法令によって定められています。

結露（露付き）について

■結露はディスクや本機を傷めます。よくお読みください
例えば、よく冷えたビールをコップにつぐと、コップの表面に水滴ができます。これを“結露（露付き）”といいます。この現象と同じように、本機の内部のピックアップレンズや部品、部品内部などに水滴が付くことがあります。



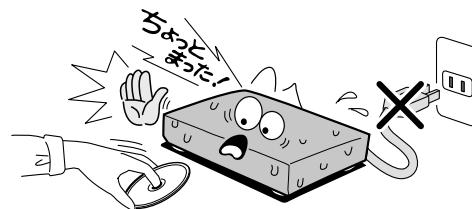
■“結露”はこんなときおきます

- ・本機を寒いところから、急に暖かいところに移動したとき
- ・暖房を始めたばかりの部屋や、エアコンなどの冷風が直接あたるところに置いたとき
- ・夏季に、冷房のきいた部屋・車内などから急に温度・湿度の高いところに移動したとき
- ・湯気が立ちこめるなど、湿気の多い部屋に置いたとき



■結露がおきそうなときは、本機をすぐにご使用にならないでください

結露がおきた状態で本機をお使いになりますと、ディスクや部品を傷めることができます。しばらくそのまま放置して、水滴が乾燥してから使用してください。



クリーニングディスクについて

■市販のCD/DVDレンズクリーナーやCD/DVDレンズクリーニングディスクは、本機では使わないでください。

本機の廃棄、または他の人に譲渡するとき

・廃棄の際は、地方自治体の条例または規則に従ってください。

・本機には、各種機能の設定時に入力したお客様の個人情報が記録されます。本機を廃棄・譲渡などする場合には、⇒ 操作編「設定を出荷時に戻す」（136ページ）や、⇒ 操作編「HDD初期化」（136ページ）を行ない、暗証番号や個人情報などを含めて、初期化することをおすすめします。なお、放送番組などを録画・保存したままで譲渡すると、著作権を侵害するおそれがありますのでご注意ください。また、お客様または第三者が本機の操作を誤ったとき、または故障・修理のときなどに本機に保存されたデータなどが変化・消失するおそれがあります。これらの場合について、当社は責任を負いません。

本機では、停電や電源プラグが抜かれたりしたあと、再び電源を入れた際に、廃棄・譲渡時と判断して、設定を出荷時に戻すことをおすすめするメッセージが表示されることがあります。廃棄・譲渡時でない場合は設定を出荷時に戻す必要はありません。『決定』を押してメッセージを消してからご使用ください。

著作権について

- ・ディスクや内蔵 HDD 録画内容を無断で複製、放送、上映、有線放送、公開演奏、レンタル（有償、無償を問わず）することは、法律で禁止されています。
- ・あなたが録画・録音したものは、個人として楽しむなどのほかは、著作権法上、権利者に無断で使用できません。また、他の人に渡したり貸したりした場合にも著作権法上問題となることがあります。
- ・あなたが作成した作品や撮影した映像以外から複製したものは、個人として楽しむほかは、著作権法上、権利者に無断で使用できません。

ドルビーラボラトリーズからの実施権に基づき製造されています。Dolby、ドルビー及びダブル D 記号はドルビーラボラトリーズの商標です。

Manufactured under license under U.S. Patent #: 5,451,942 & other U.S. and worldwide patents issued & pending. DTS and the Symbol are registered trademarks and DTS Digital Out and the DTS logos are trademarks of DTS, Inc. Product includes software.
© DTS, Inc. All Rights Reserved.

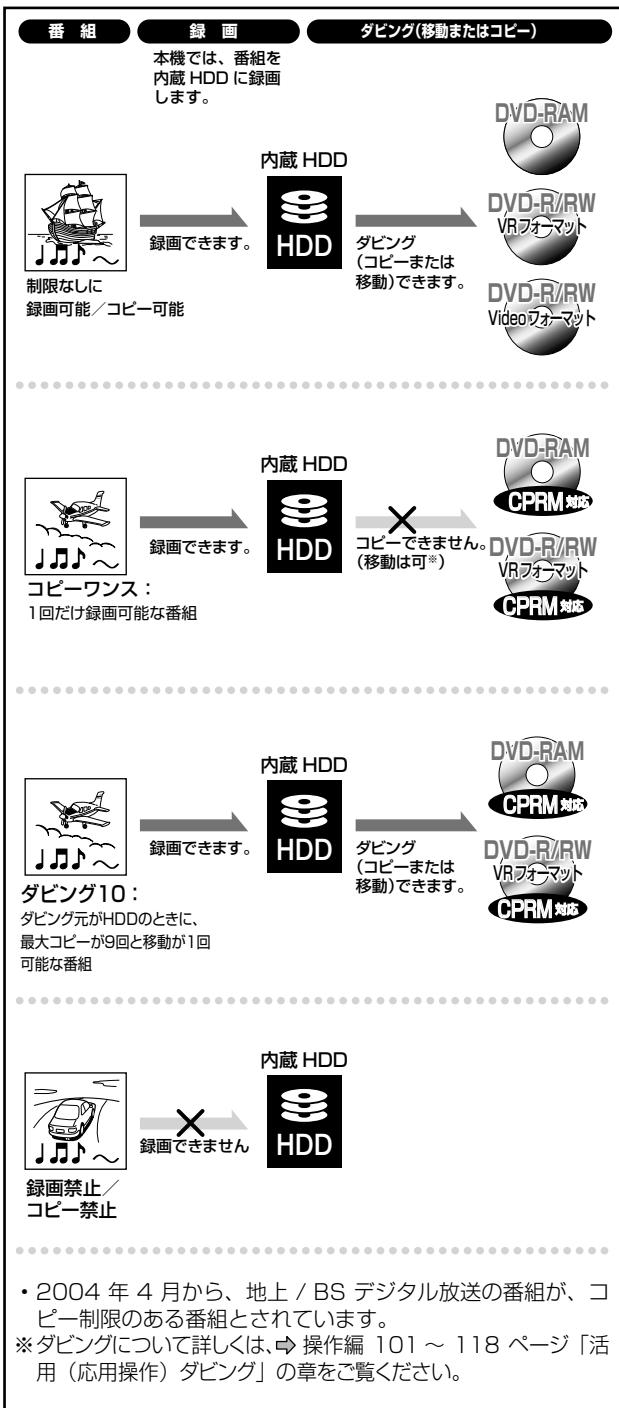
HDMI、HDMI ロゴおよび High-Definition Multimedia Interface は、米国およびその他の国々における HDMI Licensing, LLC の商標または登録商標です。

本製品には、暗号モジュール技術として、株式会社 ACCESS の AVE[®]-SSL を搭載しています。
ACCESS、AVE は株式会社 ACCESS の日本またはその他の国における商標または登録商標です。
Copyright[®] 1997-2006 ACCESS Co., LTD.

- ・本取扱説明書に記載されている名称、会社名、商品名などには、各社の登録商標や商標が含まれています。
- ・本機は、CPRM (Content Protection for Recordable Media) 著作権保護技術を採用しています。CPRM とは、コピー制限のある番組に対する著作権保護技術です。

ダビング 10 番組について

ダビング 10 番組（以下、ダビング 10）とは、デジタル放送でダビング元が HDD のときに、ダビングが最大 10 回（コピー 9 回と移動 1 回）できる番組のことです。



- ・本機は、Rovi Corporation ならびに他の権利者が保有する米国特許およびその他の知的財産権で保護された著作権保護技術を採用しています。この著作権保護技術の使用は Rovi Corporation の認可が必要であり、Rovi Corporation の認可なしでは、一般家庭用または他のかぎられた視聴用だけに使用されるようになっています。改造または分解は禁止されています。

参考資料

言語コード表

記号	言語名
---	言語なし
CHI (ZH)	中国語
DU (NL)	オランダ語
ENG (EN)	英語
FRE (FR)	フランス語
GER (DE)	ドイツ語
ITA (IT)	イタリア語
JPN (JA)	日本語
KOR (KO)	韓国語
MAY (MS)	マレー語
SPA (ES)	スペイン語
AA	アファル語
AB	アバジア語
AF	アフリカーンス語
AM	アムハラ語
AR	アラビア語
AS	アッサム語
AY	アイマラ語
AZ	アゼルバイジャン語
BA	バシキール語
BE	ベラルーシ語
BG	ブルガリア語
BH	ビハーリー語
BI	ビスマラ語
BN	ベンガル語、バングラ語
BO	チベット語
BR	ブルトン語
CA	カタロニア語

記号	言語名
CO	コルシカ語
CS	チェコ語
CY	ウェールズ語
DA	デンマーク語
DZ	ブルターン語
EL	ギリシャ語
EO	エスペラント語
ET	エストニア語
EU	バスク語
FA	ペルシャ語
FI	フィンランド語
FJ	フィジー語
FO	フェロー語
FY	フリジア語
GA	アイルランド語
GD	スコットランドゲール語
GL	ガルシア語
GN	グラナーニ語
GU	グジャラート語
HA	ハウサ語
HI	ヒンディー語
HR	クロアチア語
HU	ハンガリー語
HY	アルメニア語
IA	国際語
IE	国際語
IK	エスキモー語
IN/ID	インドネシア語

記号	言語名
IS	アイスランド語
IW/HE	ヘブライ語
JI/YI	イディッシュ語
JW/JV	ジャワ語
KA	グルジア語
KK	カザフ語
KL	グリーンランド語
KM	カンボジア語
KN	カンナダ語
KS	カシミール語
KU	クルド語
KY	キルギス語
LA	ラテン語
LN	リンガラ語
LO	ラオス語
LT	リトニア語
LV	ラトビア語、レット語
MG	マダガスカル語
MI	マオリ語
MK	マケドニア語
ML	マラヤーラム語
MN	モンゴル語
MO	モルダビア語
MR	マラータ語
MT	マルタ語
MY	ミャンマー語
NA	ナウル語
NE	ネパール語

記号	言語名
NO	ノルウェー語
OC	プロバンス語
OM	(アフアン)オロモ語
OR	オリヤー語
PA	パンジャブ語
PL	ポーランド語
PS	パシュトー語
PT	ポルトガル語
QU	ケチュア語
RM	ラエティ=ロマン語
RN	キルンディ語
RO	ルーマニア語
RU	ロシア語
RW	キニヤルワンド語
SA	サンスクリット語
SD	シンド語
SG	サンゴ語
SH	セルビアクロアチア語
SI	シンハラ語
SK	スロバキア語
SL	スロベニア語
SM	サモア語
SN	ショナ語
SO	ソマリ語
SQ	アルバニア語
SR	セルビア語
SS	シスワティ語
ST	セストゥ語

記号	言語名
SU	スンダ語
SV	スウェーデン語
SW	スワヒリ語
TA	タミール語
TE	テルグ語
TG	タジク語
TH	タイ語
TI	ティグリニャ語
TK	トルクメン語
TL	タガログ語
TN	セツワナ語
TO	トンガ語
TR	トルコ語
TS	ツォンガ語
TT	タタール語
TW	トイ語
UK	ウクライナ語
UR	ウルドゥー語
UZ	ウズベク語
VI	ベトナム語
VO	ボラビュク語
WO	ウォロフ語
XH	コーサ語
YO	ヨルバ語
ZU	ズール語

本機で使われるソフトウェアのライセンス情報

本内容はライセンス情報のため、操作には関係ありません。

本機に組み込まれたソフトウェアは、複数の独立したソフトウェアコンポーネントで構成され、個々のソフトウェアコンポーネントは、それぞれに東芝または第三者の著作権が存在します。

本機は、第三者が規定したエンドユーチャーライセンスアグリーメントあるいは著作権通知(以下、「EULA」といいます)に基づきフリーソフトウェアとして配布されるソフトウェアコンポーネントを使用しております。

「EULA」の中には、実行形式のソフトウェアコンポーネントを配布する条件として、当該コンポーネントのソースコードの入手を可能にするよう求めているものがあります。当該「EULA」の対象となるソフトウェアコンポーネントのお問い合わせに関しては、以下のホームページをご覗いてくださいようお願いいたします。

ホームページアドレス
http://www.toshiba.co.jp/regza/bd_dvd/
 また、本機のソフトウェアコンポーネントには、東芝自身が開発または作成したソフトウェアも含まれており、これらソフトウェアおよびそれに付帯したドキュメント類には、東芝の所有権が存在し、著作権法、国際条約条項および他の準拠法によって保護されています。「EULA」の適用を受けない東芝自身が開発または作成したソフトウェアコンポーネントは、ソースコード提供の対象とはなりませんのでご了承ください。

ご購入いただいた本機は、製品として、弊社所定の保証をいたします。

ただし、「EULA」に基づいて配布されるソフトウェアコンポーネントには、著作権または弊社を含む第三者の保証がないことを前提に、お客様がご自身でご利用になられることが認められるものがあります。この場合、当該ソフトウェアコンポーネントは無償でお客様に使用許諾されますので、適用法令の範囲内で、当該ソフトウェアコンポーネントの保証は一切ありません。著作権やその他の第三者の権利等については、一切の保証がなく、「as is」(現状)の状態で、かつ、明示か黙示であるかを問わず一切の保証を付けてないで、当該ソフトウェアコンポーネントが提供されます。ここでいう保証とは、市場性や特定目的適合性についての默示の保証も含まれますが、それに限定されるものではありません。当該ソフトウェアコンポーネントの品質や性能に関するすべてのリスクはお客様が負うものとします。また、当該ソフトウェアコンポーネントに欠陥があるとわかった場合、それに伴う一切の派生費用や修理・訂正に要する費用は、東芝は一切の責任を負いません。適用法令の定め、または書面による合意がある場合を除き、著作権者や上記許諾を受けて当該ソフトウェアコンポーネントの変更・再配布を為し得る者は、当該ソフトウェアコンポーネントを使用したこと、または使用できないことに起因する一切の損害についてなんらの責任も負いません。著作権者や第三者が、そのような損害の発生する可能性について知らされていなかった場合でも同様です。なお、ここでいう損害には、通常損害、特別損害、偶発損害、間接損害が含まれます(データの消失、またはその正確さの喪失、お客様や第三者が被った損害、他のソフトウェアとのインテグリティの不適合化等も含まれますが、これに限定されるものではありません)。当該ソフトウェアコンポーネントの使用条件や遵守いただかなければならない事項等の詳細は、各「EULA」をお読みください。

本機に組み込まれた「EULA」の対象となるソフトウェアコンポーネントは、以下のとおりです。これらソフトウェアコンポーネントをお客様自身でご利用いただく場合は、対応する「EULA」をよく読んでから、ご利用くださるようお願いいたします。なお、各「EULA」は東芝以外の第三者による規定であるため、原文を記載します。

本機で使われるフリーソフトウェアコンポーネントに関するエンドユーチャーライセンスアグリーメント 原文

対応ソフトウェアモジュール	
Linux Kernel	Exhibit A
busybox	
iptables	
glibc	Exhibit B
gcc	
ppxp	Exhibit C

対応ソフトウェアモジュール	
malloc	Exhibit D
pMON	その他

本機で使われるフリーソフトウェアコンポーネントに関するエンドユーザーライセンスアグリーメント原文(英文)

Exhibit A

GNU GENERAL PUBLIC LICENSE Version 2, June 1991

Copyright © 1989, 1991 Free Software Foundation, Inc.

59 Temple Place, Suite 330, Boston, MA 02111-1307 USA

Everyone is permitted to copy and distribute verbatim copies of this license document, but changing it is not allowed.

Preamble

The licenses for most software are designed to take away your freedom to share and change it. By contrast, the GNU General Public License is intended to guarantee your freedom to share and change free software – to make sure the software is free for all its users. This General Public License applies to most of the Free Software Foundation's software and to any other program whose authors commit to using it. (Some other Free Software Foundation software is covered by the GNU Library General Public License instead.) You can apply it to your programs, too.

When we speak of free software, we are referring to freedom, not price. Our General Public Licenses are designed to make sure that you have the freedom to distribute copies of free software (and charge for this service if you wish), that you receive source code or can get it if you want it, that you can change the software or use pieces of it in new free programs; and that you know you can do these things.

To protect your rights, we need to make restrictions that forbid anyone to deny you these rights or to ask you to surrender the rights. These restrictions translate to certain responsibilities for you if you distribute copies of the software, or if you modify it.

For example, if you distribute copies of such a program, whether gratis or for a fee, you must give the recipients all the rights that you have. You must make sure that they, too, receive or can get the source code. And you must show them these terms so they know their rights.

We protect your rights with two steps: (1) copyright the software, and (2) offer you this license which gives you legal permission to copy, distribute and/or modify the software.

Also, for each author's protection and ours, we want to make certain that everyone understands that there is no warranty for this free software. If the software is modified by someone else and passed on, we want its recipients to know that what they have is not the original, so that any problems introduced by others will not reflect on the original authors' reputations.

Finally, any free program is threatened constantly by software patents. We wish to avoid the danger that redistributors of a free program will individually obtain patent licenses, in effect making the program proprietary. To prevent this, we have made it clear that any patent must be licensed for everyone's free use or not licensed at all.

The precise terms and conditions for copying, distribution and modification follow.

GNU GENERAL PUBLIC LICENSE TERMS AND CONDITIONS FOR COPYING, DISTRIBUTION AND MODIFICATION

0. This License applies to any program or other work which contains a notice placed by the copyright holder saying it may be distributed under the terms of this General Public License. The "Program", below, refers to any such program or work, and a "work based on the Program" means either the Program or any derivative work under copyright law; that is to say, a work containing the Program or a portion of it, either verbatim or with modifications and/or translated into another language. (Hereinafter, translation is included without limitation in the term "modification".) Each licensee is addressed as "you".

Activities other than copying, distribution and modification are not covered by this License; they are outside its scope. The act of running the Program is not restricted, and the output from the Program is covered only if its contents constitute a work based on the Program (independent of having been made by running the Program). Whether that is true depends on what the Program does.

1. You may copy and distribute verbatim copies of the Program's source code as you receive it, in any medium, provided that you conspicuously and appropriately publish on each copy an appropriate copyright notice and disclaimer of warranty; keep intact all the notices that refer to this License and to the absence of any warranty; and give any other recipients of the Program a copy of this License along with the Program.

You may charge a fee for the physical act of transferring a copy, and you may at your option offer warranty protection in exchange for a fee.

2. You may modify your copy or copies of the Program or any portion of it, thus forming a work based on the Program, and copy and distribute such modifications or work under the terms of Section 1 above, provided that you also meet all of these conditions:

a) You must cause the modified files to carry prominent notices stating that you changed the files and the date of any change.

b) You must cause any work that you distribute or publish, that in whole or in part contains or is derived from the Program or any part thereof, to be licensed as a whole at no charge to all third parties under the terms of this License.

c) If the modified program normally reads commands interactively when run, you must cause it, when started running for such interactive use in the most ordinary way, to print or display an announcement including an appropriate copyright notice and a notice that there is no warranty (or else, saying that you provide a warranty) and that users may redistribute the program under these conditions, and telling the user how to view a copy of this License.

(Exception: if the Program itself is interactive but does not normally print such an announcement, your work based on the Program is not required to print an announcement.)

These requirements apply to the modified work as a whole. If identifiable sections of that work are not derived from the Program, and can be reasonably considered independent and separate works in themselves, then this License, and its terms, do not apply to those sections when you distribute them as separate works. But when you distribute the same sections as part of a whole which is a work based on the Program, the distribution of the whole must be on the terms of this License, whose permissions for other licensees extend to the entire whole, and thus to each and every part regardless of who wrote it.

Thus, it is not the intent of this section to claim rights or contest your rights to work written entirely by you; rather, the intent is to exercise the right to control the distribution of derivative or collective works based on the Program.

In addition, mere aggregation of another work not based on the Program with the Program (or with a work based on the Program) on a volume of a storage or distribution medium does not bring the other work under the scope of this License.

3. You may copy and distribute the Program (or a work based on it, under Section 2) in object code or executable form under the terms of Sections 1 and 2 above provided that you also do one of the following:

a) Accompany it with the complete corresponding machine-readable source code, which must be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium customarily used for software interchange; or

b) Accompany it with a written offer, valid for at least three years, to give any thirdparty, for a charge no more than your cost of physically performing source distribution, a complete machine-readable copy of the corresponding source code, to be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium customarily used for software interchange; or

c) Accompany it with the information you received as to the offer to distribute corresponding source code. (This alternative is allowed only for noncommercial distribution and only if you received the program in object code or executable form with such an offer, in accord with Subsection b above.)

The source code for a work means the preferred form of the work for making modifications to it. For an executable work, complete source code means all the source code for all modules it contains, plus any associated interface definition files, plus the scripts used to control compilation and installation of the executable. However, as a special exception, the source code distributed need not include anything that is normally distributed (in either source or binary form) with the major components (compiler, kernel, and so on) of the operating system on which the executable runs, unless

that component itself accompanies the executable.

If distribution of executable or object code is made by offering access to copy from a designated place, then offering equivalent access to copy the source code from the same place counts as distribution of the source code, even though third parties are not compelled to copy the source along with the object code.

4. You may not copy, modify, sublicense, or distribute the Program except as expressly provided under this License. Any attempt otherwise to copy, modify, sublicense or distribute the Program is void, and will automatically terminate your rights under this License. However, parties who have received copies or rights, from you under this License will not have their licenses terminated so long as such parties remain in full compliance.

5. You are not required to accept this License, since you have not signed it. However, nothing else grants you permission to modify or distribute the Program or its derivative works. These actions are prohibited by law if you do not accept this License. Therefore, by modifying or distributing the Program (or any work based on the Program), you indicate your acceptance of this License to do so, and all its terms and conditions for copying, distributing or modifying the Program or works based on it.

6. Each time you redistribute the Program (or any work based on the Program), the recipient automatically receives a license from the original licensee to copy, distribute or modify the Program subject to these terms and conditions. You may not impose any further restrictions on the recipients' exercise of the rights granted herein. You are not responsible for enforcing compliance by third parties to this License.

7. If as a consequence of a court judgment or allegation of patent infringement or for any other reason (not limited to patent issues), conditions are imposed on you (whether by court order, agreement or otherwise) that contradict the conditions of this License, they do not excuse you from the conditions of this License. If you cannot distribute so as to satisfy simultaneously your obligations under this License and any other pertinent obligations, then as a consequence you may not distribute the Program at all.

For example, if a patent license would not permit royalty-free redistribution of the Program by all those who receive copies directly or indirectly through you, then the only way you could satisfy both it and this License would be to refrain entirely from distribution of the Program. If any portion of this section is held invalid or unenforceable under any particular circumstance, the balance of the section is intended to apply and the section as a whole is intended to apply in other circumstances.

It is not the purpose of this section to induce you to infringe any patents or other property right claims or to contest validity of any such claims; this section has the sole purpose of protecting the integrity of the free software distribution system, which is implemented by public license practices. Many people have made generous contributions to the wide range of software distributed through that system in reliance on consistent application of that system; it is up to the author/donor to decide if he or she is willing to distribute software through any other system and a license cannot impose that choice.

This section is intended to make thoroughly clear what is believed to be a consequence of the rest of this License.

8. If the distribution and/or use of the Program is restricted in certain countries either by patent or by copyrighted interfaces, the original copyright holder who places the Program under this License may add an explicit geographical distribution limitation excluding those countries, so that distribution is permitted only in or among countries not thus excluded. In such case, this License incorporates the limitation as if written in the body of this License.

9. The Free Software Foundation may publish revised and/or new versions of the General Public License from time to time. Such new versions will be similar in spirit to the present version, but may differ in detail to address new problems or concerns.

Each version is given a distinguishing version number. If the Program specifies a version number of this License which applies to it and "any later version", you have the option of following the terms and conditions either of that version or of any later version published by the Free Software Foundation. If the Program does not specify a version number of this License, you may choose any version ever published by the Free Software Foundation.

10. If you wish to incorporate parts of the Program into other free programs whose distribution conditions are different, write to the author to ask for permission. For software which is copyrighted by the Free Software Foundation, write to the Free Software Foundation; we sometimes make exceptions for this. Our decision will be guided by the two goals of preserving the free status of all derivatives of our free software and of promoting the sharing and reuse of software generally.

NO WARRANTY

11. BECAUSE THE PROGRAM IS LICENSED FREE OF CHARGE, THERE IS NO WARRANTY FOR THE PROGRAM, TO THE EXTENT PERMITTED BY APPLICABLE LAW. EXCEPT WHEN OTHERWISE STATED IN WRITING THE COPYRIGHT HOLDERS AND/OR OTHER PARTIES PROVIDE THE PROGRAM "AS IS" WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, EITHER EXPRESSED OR IMPLIED, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. THE ENTIRE RISK AS TO THE QUALITY AND PERFORMANCE OF THE PROGRAM IS WITH YOU. SHOULD THE PROGRAM PROVE DEFECTIVE, YOU ASSUME THE COST OF ALL NECESSARY SERVICING, REPAIR OR CORRECTION.

12. IN NO EVENT UNLESS REQUIRED BY APPLICABLE LAW OR AGREED TO IN WRITING WILL ANY COPYRIGHT HOLDER, OR ANY OTHER PARTY WHO MAY MODIFY AND/OR REDISTRIBUTE THE PROGRAM AS PERMITTED ABOVE, BE LIABLE TO YOU FOR DAMAGES, INCLUDING ANY SPECIAL, INCIDENTAL OR CONSEQUENTIAL DAMAGES ARISING OUT OF THE USE OR INABILITY TO USE THE PROGRAM (INCLUDING BUT NOT LIMITED TO LOSS OF DATA OR DATA BEING RENDERED INACCURATE OR LOSSES SUSTAINED BY YOU OR THIRD PARTIES OR A FAILURE OF THE PROGRAM TO OPERATE WITH ANY OTHER PROGRAMS), EVEN IF SUCH HOLDER OR OTHER PARTY HAS BEEN ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGES.

END OF TERMS AND CONDITIONS

How to Apply These Terms to Your New Programs

If you develop a new program, and you want it to be of the greatest possible use to the public, the best way to achieve this is to make it free software which everyone can redistribute and change under these terms.

To do so, attach the following notices to the program. It is safest to attach them to the start of each source file to most effectively convey the exclusion of warranty; and each file should have at least the "copyright" line and a pointer to where the full notice is found.

<One line to give the program's name and a brief idea of what it does. >

Copyright © 19yy <name of author>

This program is free software; you can redistribute it and/or modify it under the terms of the GNU General Public License as published by the Free Software Foundation; either version 2 of the License, or (at your option) any later version.

This program is distributed in the hope that it will be useful, but WITHOUT ANY WARRANTY; without even the implied warranty of MERCHANTABILITY or FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. See the GNU General Public License for more details.

You should have received a copy of the GNU General Public License along with this program; if not, write to the Free Software Foundation, Inc., 59 Temple Place, Suite 330, Boston, MA 02111-1307 USA

Also add information on how to contact you, electronic and paper mail.

If the program is interactive, make it output a short notice like this when it starts in an interactive mode:

Gnomovision version 69, Copyright © 19yy name of author Gnomovision comes with ABSOLUTELY NO WARRANTY; for details type 'show w'. This is free software, and you are welcome to redistribute it under certain conditions; type 'show c' for details.

The hypothetical commands 'show w' and 'show c' should show the appropriate parts of the General Public License. Of course, the commands you use may be called something other than 'show w' and 'show c'; they could even be mouse-clicks or menu items – whatever suits your program.

You should also get your employer (if you work as a programmer) or your school, if any, to sign a "copyright disclaimer" for the program, if necessary. Here is a sample; alter the names:

Yoyodyne, Inc., hereby disclaims all copyright interest in the program 'Gnomovision' (which makes passes at compilers) written by James Hacker.

<signature of Ty Coon>, April 1989 Ty Coon, President of Vice

This General Public License does not permit incorporating your program into proprietary programs. If your program is a subroutine library, you may consider it more useful to permit linking proprietary applications with the library. If this is what you want to do, use the GNU Library General Public License instead of this License.

Exhibit B

GNU LESSER GENERAL PUBLIC LICENSE Version 2.1, February 1999

Copyright © 1991, 1999 Free Software Foundation, Inc. 59 Temple Place, Suite 330, Boston, MA 02111-1307 USA Everyone is permitted to copy and distribute verbatim copies of this license document, but changing it is not allowed.

[This is the first released version of the Lesser GPL. It also counts as the successor of the GNU Library Public License, version 2, hence the version number 2.1.]

Preamble

The licenses for most software are designed to take away your freedom to share and change it. By contrast, the GNU General Public Licenses are intended to guarantee your freedom to share and change free software – to make sure the software is free for all its users.

This license, the Lesser General Public License, applies to some specially designated software packages – typically libraries – of the Free Software Foundation and other authors who decide to use it. You can use it too, but we suggest you first think carefully about whether this license or the ordinary General Public License is the better strategy to use in any particular case, based on the explanations below.

When we speak of free software, we are referring to freedom, not price. Our General Public Licenses are designed to make sure that you have the freedom to distribute copies of free software (and charge for this service if you wish); that you receive source code or can get it if you want it; that you can change the software and use pieces of it in new free programs; and that you are informed that you can do these things.

To protect your rights, we need to make restrictions that forbid distributors to deny you these rights or to ask you to surrender these rights. These restrictions translate to certain responsibilities for you if you distribute copies of the library or if you modify it.

For example, if you distribute copies of the library, whether gratis or for a fee, you must give the recipients all the rights that we give you. You must make sure that they, too, receive or can get the source code. If you link other code with the library, you must provide complete object files to the recipients, so that they can relink them with the library after making changes to the library and recompiling it. And you must show them these terms so they know their rights.

We protect your rights with a two-step method: (1) we copyright the library, and (2) we offer you this license, which gives you legal permission to copy, distribute and/or modify the library.

To protect each distributor, we want to make it very clear that there is no warranty for the free library. Also, if the library is modified by someone else and passed on, the recipients should know that what they have is not the original version, so that the original author's reputation will not be affected by problems that might be introduced by others.

Finally, software patents pose a constant threat to the existence of any free program. We wish to make sure that a company cannot effectively restrict the users of a free program by obtaining a restrictive license from a patent holder. Therefore, we insist that any patent license obtained for a version of the library must be consistent with the full freedom of use specified in this license.

Most GNU software, including some libraries, is covered by the ordinary GNU General Public License. This license, the GNU Lesser General Public License, applies to certain designated libraries, and is quite different from the ordinary General Public License. We use this license for certain libraries in order to permit linking those libraries into non-free programs.

When a program is linked with a library, whether statically or by using a shared library, the combination of the two is legally considered a combined work, a derivative of the original library. The ordinary General Public License therefore permits such linking only if the entire combination fits its criteria of freedom. The Lesser General Public License permits more lax criteria for linking other code with the library.

We call this license the "Lesser" General Public License because it does less to protect the user's freedom than the ordinary General Public License. It also provides other free software developers less of an advantage over competing non-free programs. These disadvantages are the reason we use the ordinary General Public License for many libraries. However, the Lesser license provides advantages in certain special circumstances.

For example, on rare occasions, there may be a special need to encourage the widest possible use of a certain library, so that it becomes a de-facto standard. To achieve this, non-free programs must be allowed to use the library. A more frequent case is that a free library does the same job as widely used non-free libraries. In this case, there is little to gain by limiting the free software only, so we use the Lesser General Public License.

In other cases, permission to use a particular library in non-free programs enables a greater number of people to use a large body of free software. For example, permission to use the GNU C Library in non-free programs enables many more people to use the large GNU operating system, as well as its variant, the GNU/Linux operating system.

Although the Lesser General Public License is less protective of the users' freedom, it does ensure that the user of a program that is linked with the library has the freedom and the wherewithal to run that program using a modified version of the library.

The precise terms and conditions for copying, distribution and modification follow. Pay close attention to the difference between a "work based on the library" and a "work that uses the library". The former contains code derived from the library, whereas the latter must be combined with the library in order to run.

GNU LESSER GENERAL PUBLIC LICENSE TERMS AND CONDITIONS FOR COPYING, DISTRIBUTION AND MODIFICATION

0. This License Agreement applies to any software library or other program which contains a notice placed by the copyright holder or other authorized party saying it may be distributed under the terms of this Lesser General Public License (also called "this License"). Each licensee is addressed as "you".

A "library" means a collection of software functions and/or data prepared so as to be conveniently linked with application programs (which use some of those functions and data) to form executables.

The "library", below, refers to any such software library or work which has been distributed under these terms. A "work based on the library" means either the Library or any derivative work under copyright law; that is to say, a work containing the Library or a portion of it, either verbatim or with modifications and/or translated straightforwardly into another language. (Hereinafter, translation is included without limitation in the term "modification".)

"Source code" for a work means the preferred form of the work for making modifications to it. For a library, complete source code means all the source code for all modules it contains, plus any associated interface definition files, plus the scripts used to control compilation and installation of the library.

参考資料・つづき

Activities other than copying, distribution and modification are not covered by this License; they are outside its scope. The act of running a program using the Library is not restricted, and output from such a program is covered only if its contents constitute a work based on the Library (independent of the use of the Library in a tool for writing it). Whether that is true depends on what the Library does and what the program that uses the Library does.

1.You may copy and distribute verbatim copies of the Library's complete source code as you receive it, in any medium, provided that you conspicuously and appropriately publish on each copy an appropriate copyright notice and disclaimer of warranty; keep intact all the notices that refer to this License and to the absence of any warranty; and distribute a copy of this License along with the Library.

You may charge a fee for the physical act of transferring a copy, and you may at your option offer warranty protection in exchange for a fee.

2.You may modify your copy or copies of the Library or any portion of it, thus forming a work based on the Library, and copy and distribute such modifications or work under the terms of Section 1 above, provided that you also meet all of these conditions:

- a) The modified work must itself be a software library.
- b) You must cause the files modified to carry prominent notices stating that you changed the files and the date of any change.
- c) You must cause the whole of the work to be licensed at no charge to all third parties under the terms of this License.
- d) If a facility in the modified Library refers to a function or a table of data to be supplied by an application program that uses the facility, other than as an argument passed when the facility is invoked, then you must make a good faith effort to ensure that, in the event an application does not supply such function or table, the facility still operates, and performs whatever part of its purpose remains meaningful.

(For example, a function in a library to compute square roots has a purpose that is entirely welldefined independent of the application.)

Therefore, Subsection 2d requires that any applicationsupplied function or table used by this function must be optional: if the application does not supply it, the square root function must still compute square roots.)

These requirements apply to the modified work as a whole. If identifiable sections of that work are not derived from the Library, and can be reasonably considered independent and separate works in themselves, then this License, and its terms, do not apply to those sections when you distribute them as separate works. But when you distribute the same sections as part of a whole which is a work based on the Library, the distribution of the whole must be on the terms of this License, whose permissions for other licensees extend to the entire whole, and thus to each and every part regardless of who wrote it.

Thus, it is not the intent of this section to claim rights or contest your rights to work written entirely by you; rather, the intent is to exercise the right to control the distribution of derivative or collective works based on the Library.

In addition, mere aggregation of another work not based on the Library with the Library (or with a work based on the Library) on a volume of a storage or distribution medium does not bring the other work under the scope of this License.

3.You may opt to apply the terms of the ordinary GNU General Public License instead of this License to a given copy of the Library. To do this, you must alter all the notices that refer to this License, so that they refer to the ordinary GNU General Public License, version 2, instead of to this License. (If a newer version than version 2 of the ordinary GNU General Public License appeared, then you can specify that version instead if you wish.) Do not make any other change in these notices.

Once this change is made in a given copy, it is irreversible for that copy, so the ordinary GNU General Public License applies to all subsequent copies and derivative works made from that copy.

This option is useful when you wish to copy part of the code of the Library into a program that is not a library.

4.You may copy and distribute the Library (or a portion or derivative of it, under Section 2) in object code or executable form under the terms of Sections 1 and 2 above provided that you accompany it with the complete corresponding machine-readable source code, which must be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium customarily used for software interchange.

If distribution of object code is made by offering access to copy from a designated place, then offering equivalent access to copy the source code from the same place satisfies the requirement to distribute the source code, even though third parties are not compelled to copy the source along with the object code.

5.A program that contains no derivative of any portion of the Library, but is designed to work with the Library by being compiled or linked with it, is called a "work that uses the Library". Such a work, in isolation, is not a derivative work of the Library, and therefore falls outside the scope of this License.

However, linking a "work that uses the Library" with the Library creates an executable that is a derivative of the Library (because it contains portions of the Library), rather than a "work that uses the library". The executable is therefore covered by this License. Section 6 states terms for distribution of such executables.

When a "work that uses the Library" uses material from a header file that is part of the Library, the object code for the work may be a derivative work of the Library even though the source code is not. Whether this is true is especially significant if the work can be linked without the Library, or if the work is itself a library. The threshold for this to be true is not precisely defined by law.

If such an object file uses only numerical parameters, data structure layouts and accessors, and small macros and inline functions (ten lines or less in length), then the use of the object file is unrestricted, regardless of whether it is legally a derivative work. (Executables containing this object code plus portions of the Library will still fall under Section 6.)

Otherwise, if the work is a derivative of the Library, you may distribute the object code for the work under the terms of Section 6. Any executables containing that work also fall under Section 6, whether or not they are linked directly with the Library itself.

6.As an exception to the Sections above, you may also combine or link a "work that uses the Library" with the Library to produce a work containing portions of the Library, and distribute that work under terms of your choice, provided that the terms permit modification of the work for the customer's own use and reverse engineering for debugging such modifications.

You must give prominent notices with each copy of the work that the Library is in it and that the Library and its use are covered by this License. You must supply a copy of this License. If the work during execution displays copyright notices, you must include the copyright notice for the Library among them, as well as a reference directing the user to the copy of this License. Also, you must do one of these things:

- a) Accompany the work with the complete corresponding machine-readable source code for the Library including whatever changes were used in the work (which must be distributed under Sections 1 and 2 above); and, if the work is an executable linked with the Library, also with the complete machine-readable "work that uses the Library", as object code and/or source code, so that the user can modify the Library and then relink to produce a modified executable containing the modified Library. (It is understood that the user who changes the contents of definitions files in the Library will not necessarily be able to recompile the application to use the modified definitions.)

b) Use a suitable shared library mechanism for linking with the Library. A suitable mechanism is one that (1) uses at run time a copy of the library already present on the user's computer system, rather than copying library functions into the executable, and (2) will operate properly with a modified version of the library, if the user installs one, as long as the modified version is interface-compatible with the version that the work was made with.

c) Accompany the work with a written offer, valid for at least three years, to give the same user the materials specified in Subsection 6a, above, for a charge no more than the cost of performing this distribution.

- d) If distribution of the work is made by offering access to copy from a designated place, offer equivalent access to copy above specified materials from the same place.

e) Verify that the user has already received a copy of these materials or that you have already sent this user a copy.

For an executable, the required form of the "work that uses the Library" must include any data and utility programs needed for reproducing the executable from it. However, as a special exception, the materials to be distributed need not include anything that is normally distributed (in either source or binary form) with the major components (compiler, kernel, and so on) of the operating system on which the executable runs, unless that component itself accompanies the executable.

It may happen that this requirement contradicts the license restrictions of other proprietary libraries that do not normally accompany the operating system. Such a contradiction means you cannot use both them and the Library together in an executable that you distribute.

7.You may place library facilities that are a work based on the Library side-by-side in a single library together with other library facilities not covered by this License, and distribute such a combined library, provided that the separate distribution of the work based on the Library and of the other library facilities is otherwise permitted, and provided that you do these two things:

- a) Accompany the combined library with a copy of the work based on the Library, uncombined with any other library facilities. This must be distributed under the terms of the Sections above.

- b) Give prominent notice with the combined library of the fact that part of it is a work based on the Library, and explaining where to find the accompanying uncombined form of the same work.

8.You may not copy, modify, sublicense, link with, or distribute the Library except as expressly provided under this License. Any attempt otherwise to copy, modify, sublicense, link with, or distribute the Library is void, and will automatically terminate your rights under this License. However, parties who have received copies, or rights, from you under this License will not have their licenses terminated long as such parties remain in full compliance.

9.You are not required to accept this License, since you have not signed it. However, nothing else grants you permission to modify or distribute the Library or its derivative works. These actions are prohibited by law if you do not accept this License. Therefore, by modifying or distributing the Library (or any work based on the Library), you indicate your acceptance of this License to do so, and all its terms and conditions for copying, distributing or modifying the Library or works based on it.

10.Each time you redistribute the Library (or any work based on the Library), the recipient automatically receives a license from the original licensor to copy, distribute, link with or modify the Library subject to these terms and conditions. You may not impose any further restrictions on the recipients' exercise of the rights granted herein. You are not responsible for enforcing compliance by third parties with this License.

11.If, as a consequence of a court judgment or allegation of patent infringement or for any other reason (not limited to patent issues), conditions are imposed on you (whether by court order, agreement or otherwise) that contradict the conditions of this License, do not excuse you from the conditions of this License. If you cannot distribute so as to satisfy simultaneously your obligations under this License and any other pertinent obligations, then as a consequence you may not distribute the Library at all. For example, if a patent license would not permit royalty-free distribution of the Library by all those who receive copies directly or indirectly through you, then the only way you could satisfy both it and this License would be to refrain entirely from distribution of the Library.

If any portion of this section is held invalid or unenforceable under any particular circumstance, the balance of the section is intended to apply, and no section as a whole is intended to apply in other circumstances.

It is not the purpose of this section to induce you to infringe any patents or other property right claims or to contest validity of any such claims; this section has the sole purpose of protecting the integrity of the free software distribution system which is implemented public license practices. Many people have made generous contributions to the wide range of software distributed through that system in reliance on consistent application of that system; it is up to the author/donor to decide if he or she is willing to distribute software through any other system and a license cannot impose that choice.

This section is intended to make thoroughly clear what is believed to be a consequence of the rest of this License.

12.If the distribution and/or use of the Library is restricted in certain countries either by patents or by copyrighted interfaces, the original copyright holder who places the Library under this License may add an explicit geographical distribution limitation excluding those countries, so that distribution is permitted only in or among countries not thus excluded. In such case, this License incorporates the limitation as if written in the body of this License.

13.The Free Software Foundation may publish revised and/or new versions of the Lesser General Public License from time to time. Such new versions will be similar in spirit to the present version, but may differ in detail to address new problems or concerns. Each version is given a distinguishing version number. If the Library specifies a version number of this License which applies to it and "any later version", you have the option of following the terms and conditions either of that version or of any later version published by the Free Software Foundation. If the Library does not specify a license version number, you may choose any version ever published by the Free Software Foundation.

14.If you wish to incorporate parts of the Library into other free programs whose distribution conditions are incompatible with these, write to the author to ask for permission. For software which is copyrighted by the Free Software Foundation, write to the Free Software Foundation; we sometimes make exceptions for this. Our decision will be guided by the two goals of preserving

the free status of all derivatives of our free software and of promoting the sharing and reuse of software generally.

NO WARRANTY

15.BECAUSE THE LIBRARY IS LICENSED FREE OF CHARGE, THERE IS NO WARRANTY FOR THE LIBRARY, TO THE EXTENT PERMITTED BY APPLICABLE LAW, EXCEPT WHEN OTHERWISE STATED IN WRITING THE COPYRIGHT HOLDERS AND/ OR OTHER PARTIES PROVIDE THE LIBRARY "AS IS" WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, EITHER EXPRESSED OR IMPLIED, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. THE ENTIRE RISK AS TO THE QUALITY AND PERFORMANCE OF THE LIBRARY IS WITH YOU. SHOULD THE LIBRARY PROVE DEFECTIVE, YOU ASSUME THE COST OF ALL NECESSARY SERVICING, REPAIR OR CORRECTION.

16.IN NO EVENT UNLESS REQUIRED BY APPLICABLE LAW OR AGREED TO IN WRITING WILL ANY COPYRIGHT HOLDER, OR ANY OTHER PARTY WHO MAY MODIFY AND/OR REDISTRIBUTE THE LIBRARY AS PERMITTED ABOVE, BE LIABLE TO YOU FOR DAMAGES, INCLUDING ANY GENERAL, SPECIAL, INCIDENTAL OR CONSEQUENTIAL DAMAGES ARISING OUT OF THE USE OR INABILITY TO USE THE LIBRARY (INCLUDING BUT NOT LIMITED TO LOSS OF DATA OR DATA BEING RENDERED INACCURATE OR LOSSES SUSTAINED BY YOU OR THIRD PARTIES OR A FAILURE OF THE LIBRARY TO OPERATE WITH ANY OTHER SOFTWARE), EVEN IF SUCH HOLDER OR OTHER PARTY HAS BEEN ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGES.

END OF TERMS AND CONDITIONS

How to Apply These Terms to Your New Libraries

If you develop a new library, and you want it to be of the greatest possible use to the public, we recommend making it free software that everyone can redistribute and change. You can do so by permitting redistribution under these terms (or, alternatively, under the terms of the ordinary General Public License).

To apply these terms, attach the following notices to the library. It is safest to attach them to the start of each source file to most effectively convey the exclusion of warranty; and each file should have at least the "copyright" line and a pointer to where the full notice is found.

<one line to give the library's name and a brief idea of what it does.>

Copyright © <year> <name of author>

This library is free software; you can redistribute it and/or modify it under the terms of the GNU Lesser General Public License as published by the Free Software Foundation; either version 2 of the License, or (at your option) any later version.

This library is distributed in the hope that it will be useful, but WITHOUT ANY WARRANTY; without even the implied warranty of MERCHANTABILITY or FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. See the GNU Lesser General Public License for more details.

You should have received a copy of the GNU Lesser General Public License along with this library; if not, write to the Free Software Foundation, Inc., 59 Temple Place, Suite 330, Boston, MA 02111-1307 USA

Also add information on how to contact you by electronic and paper mail.

You should also get your employer (if you work as a programmer) or your school, if any, to sign a "copyright disclaimer" for the library, if necessary. Here is a sample, alter the names: Yoodyne, Inc., hereby disclaims all copyright interest in the library 'Frob' (a library for tweaking knobs) written by James Random Hacker.

<signature of Ty Coon>, 1 April 1990

Ty Coon, President of Vice

That's all there is to it!

Exhibit C

●利用と配布

Copyright (c) 1997, 1998, 1999 The PPxP Development Team. All rights reserved.

以下の条件が満たされた限り、変更の有無に関係なくソースおよびバイナリ形式での再配布と利用を許可します：

ソースコードの再配布には上記の著作権表示、これらの条項と後述の免責条項がそのまま含まれていなければなりません。バイナリ形式の再配布には上記の著作権表示、これらの条項と後述の免責条項が配布に含まれている文章、もしくはその他の資料にそのまま含まれていなければなりません。

このソフトウェアの機能や利用方法について記述されている全ての宣伝資料には以下の文章を記載して下さい：

この製品にはPPxP 開発チームによって開発されたソフトウェアが含まれています。事前承諾なしにこのソフトウェアから派生した製品の推奨や宣伝のためにこのチームや賛同者達の名前を利用することはできません。

●免責

PPxP 開発チームが提供しているのはソフトウェアそのもののみであり、保証や責任などを提供しているわけではありません。このソフトウェアを導入したり、利用したりすることにより、あるいは何もしないことによって生じたかなる問題についてもこのチーム、そのメンバー、テスター、および本ソフトウェア内に名前が記載されている者が責任を負うことはありません。

Exhibit D

This is a version (aka dmalloc) of malloc/free/realloc written by Doug Lea and released to the public domain.

Use, modify, and redistribute this code without permission or acknowledgement in any way you wish. Send questions, comments, complaints,

performance data, etc to d@cs.oswego.edu

VERSION 2.7 Sat Aug 17 09:07:30 2002 Doug Lea (d@gee)

Note: There may be an updated version of this malloc obtainable at

ftp://gee.cs.oswego.edu/pub/misc/malloc.c

Check before installing!

・意匠・仕様・ソフトウェアは製品改良のため予告なく変更することがあります。

※この製品にはPPxP 開発チームによって開発されたソフトウェアが含まれています。

※この製品に含まれているソフトウェアをリバース・エンジニア

リング、逆アセンブル、逆コンパイル、分解またはその他の方

法で解析、および変更することは禁止されています。ただし、LGPL が適用されるソフトウェアについては、お客様ご自身の個人的使用のための変更にかかるデバッグのためである場合は、この限りではありません。

商品の保証とアフターサービス

必ずお読みください

61
ページ

保証書（別添）

- 保証書は、必ず「お買い上げ日・販売店名」などの記入をお確かめのうえ、販売店から受け取っていただき内容をよくお読みのあと、たいせつに保管してください。

保証期間

お買い上げ日から1年間です。ただし、業務用にご使用の場合、あるいは特殊使用の場合は、保証期間内でも「有料修理」とさせていただきます。詳しくは保証書をご覧ください。

修理を依頼されるときは～持込修理

異常のあるときは、使用を中止し、必ず電源プラグを抜いてから、お買い上げの販売店にご連絡ください。

保証期間中は

商品の修理に際しましては保証書をご提示ください。
保証書の規定に従って販売店が修理させていただきます。

ご連絡していただきたい内容	
品名	ハイビジョンレコーダー
形名	RD-R200 または RD-R100
お買い上げ日	年月日
故障の状況	できるだけ具体的に
ご住所	付近の目印なども合わせてお知らせください
お名前	
電話番号	
便利メモ	
お買い上げ店名	（ ）

お客様へ…おぼえのため、お買い上げ店名を記入すると便利です。

保証期間が過ぎているときは

商品を修理すれば使用できる場合には、ご希望によって有料で修理させていただきます。

修理料金の仕組み

技術料	故障した商品を正常に修復するための料金です。
+	
部品代	修理に使用した部品代金です。

商品の修理サービスはお買い上げの販売店がいたします。

■修理・お取扱い・お手入れについてのご相談ならびにご依頼はお買い上げの販売店にお申し付けください。

転居されたり、ご贈答品などで販売店に修理のご相談ができない場合

東芝 DVD インフォメーションセンター

フリーダイヤル
0120-96-3755

受付時間：365日 9:00～20:00

携帯電話からのご利用は
 0570-00-3755 (通話料：有料)

PHS や IP 電話などからのご利用は
03-6830-1855 (通話料：有料)

- 「東芝DVDインフォメーションセンター」は株式会社東芝 デジタルプロダクツ&サービス社が運営しております。
- お客様からご提供いただいた個人情報は、修理やご相談への回答などの情報提供に利用いたします。
- 利用目的の範囲内で、当該製品に関連する東芝グループ会社や協力会社に、お客様の個人情報を提供する場合があります。

■新商品などの商品選びや、お買い上げ後の基本的な取扱方法および編集やネットワークなどの高度な取扱方法などのご相談については裏表紙をご覧ください。

B-CAS カード ID 番号記入欄

●下欄に B-CAS カードの ID 番号をご記入ください。お問い合わせの際に役立ちます。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

商品のお問い合わせに関して

① 基本的な取扱方法や故障と思われる場合のご確認

東芝 DVD サポートページをご覧ください

http://www.toshiba.co.jp/regza/bd_dvd/

② 商品選びのご相談や、お買いあげ後の基本的な取扱方法、故障と思われる場合のご相談

- ・新製品などの商品選びのご相談
- ・各種ケーブルの接続などのご相談
- ・リモコン設定／時刻合わせ等の基本的な設定
- ・内蔵チューナーのチャンネル設定

注) ネットワーク接続設定を除きます。

- ・電子番組表の設定
- ・録画／再生／削除などの基本操作
- ・表示窓に「ER XXXX」などが表示されたとき

上記についてのお問い合わせは

『東芝 DVD インフォメーションセンター』

0120-96-3755

(フリーダイヤルは携帯電話・PHSなど
一部の電話ではご利用になれません)

受付時間：365日 9:00～20:00

〔携帯電話からの
ご利用は〕 **ナビダイヤル**
(通話料：有料) **0570-00-3755**

〔PHS や IP 電話
からのご利用は〕 **(通話料：有料)** **03-6830-1855**

〔 FAX 〕 **(有料)** **03-3258-0470**

③ 本機に関する編集やネットワークなどの高度な取扱方法

- ・ネットワークに関してのご相談
- ・録画／編集などの高度な操作について
- ・その他の RD / AK シリーズの機能に関してのご相談

上記についてのお問い合わせは

『RD シリーズサポートダイヤル』

〔ナビダイヤル
(通話料：有料)〕

0570-00-0233

(PHS・一部の IP 電話などでは、
ご利用になれない場合があります)

受付時間：365日 9:00～18:00 (12:30～13:30 は休止)

- 「東芝 DVD インフォメーションセンター」「RD シリーズサポートダイヤル」は株式会社東芝 デジタルプロダクト&サービス社が運営しております。
- お客様の個人情報は、「東芝個人情報保護方針」に従い適切な保護を実施しています。
- お客様からご提供いただいた個人情報は、ご相談への回答、カタログ発送などの情報提供に利用いたします。
- 東芝グループ会社または協力会社が対応させていただくことが適切と判断される場合に、お客様の個人情報を提供することができます。

愛情点検

★長年ご使用のハイビジョン レコーダーの点検を！



このような
症状は
ありませんか

- 再生しても音や映像が出ない
- 煙が出たり、異常なにおいや
音がする
- 水や異物がはいった

- ディスクが傷ついたり、取り出しができない
- 電源コード、プラグが異常に熱くなる
- その他の異常や故障がある

お問い合わせ

故障や事故防止のため、電源プラグをコンセントから抜き、必ず販売店にご連絡ください。点検・修理に要する費用などは販売店にご相談ください。